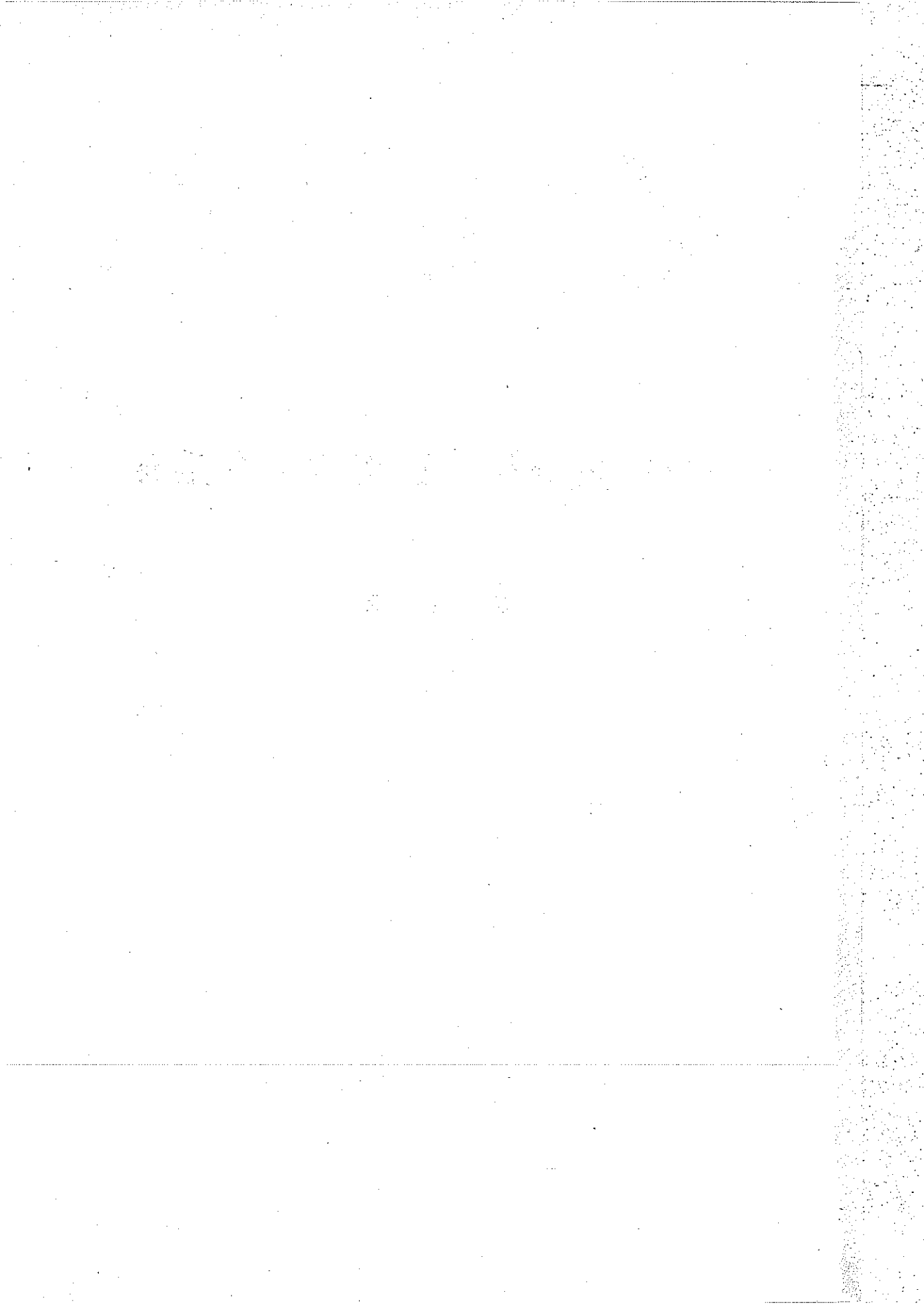


昭和47年5月19日開会
昭和47年5月19日閉会

和泉市議会第3回臨時会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回臨時会会議録目次

昭和47年5月19日（金曜日）

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	4頁
○ 開会宣言（午前11時42分）	5頁
○ 開会宣告	5頁
○ 会議録署名議員の指名（横田憲治郎君、柏音三郎君、出原武司君）	5頁
○ 市長開会挨拶	6頁
○ 会期決定（3月19日）	6頁
○ 日程第1 専決処分の承認を求めることについて（昭和46年度大阪府和泉市 一般会計補正予算（第7号））	7頁
○ 日程第2 継続費繰越計算書について	25頁
○ 日程第3 繰越計算書について	27頁
○ 日程第4 和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について	29頁
○ 日程第5 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号）	30頁
○ 日程第6 工事請負契約締結について（市庁舎本館及び別館冷暖房設備工事）	52頁
○ 日程第7 土地（部落共有地）処分について	55頁
○ 日程第8 土地（部落共有地）処分について	80頁
○ 日程第9 土地（部落共有地）処分について	95頁
○ 日程第10 例月出納検査の結果報告について（収入役扱昭和47年2月分）	
○ 日程第11 例月出納検査の結果報告について（水道部企業出納員扱昭和47年2月分）	
○ 日程第12 例月出納検査の結果報告について（収入役扱昭和47年3月分）	
○ 日程第13 例月出納検査の結果報告について（水道部企業出納員扱昭和47年3月分）	
	107～149頁
○ 日程第14 諸報告	150頁

○ 日程第15 同和对策特別委員会設置ならびに委員選任について	163頁
○ 日程第16 PCB汚染に関する要望決議	164頁
○ 日程第17 地方財政危機打開についての意見書	166頁
○ 日程第18 通学路安全保持に関する請願書	167頁
○ 閉会宣言（午後7時20分）	169頁
○ 市長閉会挨拶	170頁
○ 議長閉会挨拶	170頁

昭和47年5月19日午前10時和泉市議会第3回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	田中幸一君	17番	関戸正一君
2番	木下甲子三君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	21番	松尾千代一君
8番	三井正光君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
15番	依田七郎君	28番	藤原要馬君
16番	柳瀬美樹君	29番	坂上国治君

欠席議員(3名)

3番	山田清二君	9番	上代卯之松君
13番	竹下義章君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	市民部長	小林一三
助役	辻忠夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	藤田利	建設部長	中塚白
収入役	橋本炳	水道部長	神田平吉
総務部長	坂口礼之助	病院長	岩崎峭
同和对策部長	佐原行雄	病院事務局長	竹内潔

隣保館長	高橋正弘	推進調整課長	生田稔
消防長	赤坂久	"	浅井隆介
総務部理事 (財務担当)	庄司清	市民課長	田中二三夫
総務部次長	西川喜久	保険年金課長	杉本忠彦
福祉事務所長	山本武雄	社会児童課長	森保
建設部次長	林徳次	福祉課長	山村具
水道部次長	田中稔	商工課長	岩井益一
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵	農林課長	吉岡昭男
庶務課長	杉本弘文	保険衛生課長	大宅清臣
企画課長	橋本昭夫	交通公害課長	内田繁
人事課長	門林六男	農林課参事 (畜産担当)	青木太郎
財政課長	北野敦雄	計画課長	大浦行雄
資産税課長	吉田日出男	土木課長	中尾宏
市民税課長	吉田利秀	建築課長	逸野一郎
納税課長	吉田種義	区画整理事務所 課長	宮本福秀
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	開発課長	白川保
推進調整課長	萩本啓介	会計課長	片桐武雄

営業課長	高橋新平	教育次長	阪東重信
工務課長	福本喬久	"	乾武彦
経理課長	守田勇	総務課長	紀之定 藤与茂
業務課長	藤原光夫	学校教育課長	唄幸治
隣保館事務長	富田安之	指導課長	吉見豊
監査委員	堀田徳治	社会教育課長	広岡史郎
監査事務局長	西岡正志	農業委員会事務局長	松村吉堯
選管委員長	味谷日吉	開発協会事務局長	西川武雄
選管事務局長	青木孝之	開発協会参事 (総括)	山本俊兼
教育委員長	堀内由延	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
教育長	葛城宗一	" (用地担当)	中西淳富

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
 次長 北野丈夫
 調査係長 大塚俊昭
 議事係 西垣宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第3回臨時会議事日程

(5月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (昭和46年度大阪和泉市一般会計補正予算(第7号))	
2	報告第3号	継続費繰越計算書について	
3	報告第4号	繰越計算書について	
4	議案第47号	和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第48号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)	
6	議案第49号	工事請負契約締結について (市庁舎本館及び別館冷暖房設備工事)	
7	議案第50号	土地(部落共有地)処分について	
8	議案第51号	土地(部落共有地)処分について	
9	議案第52号	土地(部落共有地)処分について	
10	監査報告 第7号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和47年2月分)	
11	監査報告 第8号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和47年2月分)	
12	監査報告 第9号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和47年3月分)	
13	監査報告 第10号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和47年3月分)	
14		諸報告	
15	議会議案 第3号	同和对策特別委員会設置ならびに委員選任 について	
16	決議第2号	PCB汚染に関する要望決議	
17	意見書第1号	地方財政急機打開についての意見書	
18	請願第2号	通学路安全保持に関する請願書	

(午前11時42分開会)

- 議長(貝淵博治君) それでは議運の関係上、たいへん長らくお待たせして申しわけありません。議員の皆さんには何かとお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより昭和47年第6回臨時会を開催いたします。会議に入る前に、4月1日付で前市議会事務局長、上野 稔氏の後任の井谷局長よりごあいさつを申し上げたいという申し出がありますので、これを許します。

(市会事務局長あいさつ)

- 市会事務局長(井谷義雄君) 初めての本会議でございますので、貴重な時間をお借りいたしました一言、皆さんにごあいさつを申し上げたいと存じます。

去る4月1日付をもちまして、前上野局長の後任として市議会事務局長の席をけがすことになりました。何分、浅学非才の身でございます。加えて議会事務については初めてでございます。なお皆さん方にいろいろ迷惑をおかけすることと存じます。しかし、一たん拜命いたしました以上は、与えられた職責に向かって誠心誠意とめてまいる所存でございますので、至らぬ点につきましては、ひとつご叱責をいただき、前局長さんと同様に暖かいお導きとご指導を賜りますようお願い申し上げまして、ねななだ簡単粗辞でございますが、一言、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしく願います。(拍手)

- 議長(貝淵博治君) それでは本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは22名でございます。欠席届のある議員さんは竹下議員さん、山田議員さん、その他の方につきましては間もなくお見えになるものと存じます。現在、22名でございます。

開議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君) 会議録の署名議員を5番横田憲治郎君、6番柏音三郎君、7番出原武司君に願います。

この際市長のあいさつを許します。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、昭和47年第3回臨時市会を開催いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとお忙しい中、多数ご出席賜りましたことを厚くお礼申し上げます。どうか本日、ご提案申し上げます議案につきましては、よろしくご審議賜りまして可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。特にお願ひ申し上げまして、簡単でございますが、開会のごあいさつに代えさせていただきます。どうもご苦労さんでございます。

- 議長(貝淵博治君) 市長のあいさつが終わりました。

おはかりいたします。本臨時会の会期は議会運営委員会の決定に基づき、本日1日と決定いたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名はお手元に配布してあるとおりでありますので、よろしくご了承願います。

- 議長(貝淵博治君) それではこれより日程審議に入ります。日程第1、「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和47年5月19日提出

和泉市長 藤木秀一夫

専決第1号

昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算

(第7号)

昭和46年度・和泉市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,944千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,021,979千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和47年3月31日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 国庫支出金		1,673,476	1,517	1,674,993
	2. 国庫補助金	1,370,191	1,517	1,371,708
9. 府支出金		1,055,448	39,713	1,095,161
	2. 府補助金	1,013,484	39,713	1,053,197
14. 市債		1,874,422	1,714	1,876,136
	1. 市債	1,874,422	1,714	1,876,136
歳入合計		7,979,035	42,944	8,021,979

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		504,838	40,284	545,122
	1. 保健衛生費	184,589	40,284	224,873
10. 教育費		1,272,953	2,660	1,275,613
	2. 小学校費	522,317	2,557	524,874
	3. 中学校費	554,714	1,03	554,817
歳出合計		7,979,035	42,944	8,021,979

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	補正前	補正前
衛生費	保健衛生費	診療所建設事業	41,603	81,887

第3表 地方債補正

起債の目的	補正債				前正債				後正債					
	限度額	起債の方法	利率	償還期間	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還期間	償還の方法		
					資金区分	償還期間	償還の方法					資金区分	償還期間	償還の方法
退職手当	46,000	普通貸借 または 証券発行	年 7.6	年以内 2	年以内 1.4	年以内 1.4	年以内 2	年以内 1.4	年以内 2	年以内 7.6	年以内 2	年以内 1.4	年以内 2	補正前に同じ
養老準備 整備事業														借入期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。
有線放送 建設事業	800	普通貸借 または 証券発行	6.5	2	1.5	1.5	2	1.5	2	6.5	2	1.5	2	補正前に同じ
郵便局 建設事業	4,000	同上	7.3	2	2.5	2.5	2	2.5	2					
火葬場 建設事業	55,000	同上	8.0	2	2.5	2.5	2	2.5	2	6.5	2	2.5	2	補正前に同じ
保育園 建設事業	122,900	同上	6.5	2	2.5	2.5	2	2.5	2	7.6	5	2.5	5	補正前に同じ
松尾寺内田 線道路整備 事業	3,400	同上	7.3	2	1.5	1.5	2	1.5	2	6.5	2	1.5	2	補正前に同じ
伯太・米田 線道路整備 事業														借入期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。
和泉中央線 街道整備 事業	5,600	普通貸借 または 証券発行	6.5	2	1.5	1.5	2	1.5	2	6.5	2	2.0	2	補正前に同じ
最大阪本 線道路整備 事業	1,500	同上	6.5	2	1.5	1.5	2	1.5	2					

起 代 的 目 的	補 正 前						補 正 後							
	限度額	起 借 方 法	利 率	債 還			限度額	起 借 方 法	利 率	債 還			方 法	
				償還期間	償還期間	償還期間				償還期間	償還期間	償還期間		
和府府中北 道線路整備 事業	7,000	普通貸借 または 証券発行	年 6.5	年以内 1.5	年以内 3	年以内 3	7,000	普通貸借	年 6.5	年以内 1.5	年以内 3	年以内 3	半年賦元利均等	補正前に同じ
街路改良事 業	284,000	同上	6.5	同上	2	同上	151,500	普通貸借	6.5	1.2	2	2	半年賦元利均等	補正前に同じ
附路事業							1,000	普通貸借	6.5	1.2	2	2	半年賦元利均等	補正前に同じ
消防施設整 備事業	6,000	普通貸借 または 証券発行	7.5		7		11,800	普通貸借	6.5	1.2	2	2	半年賦元利均等	補正前に同じ
消防庁舎建 設事業	247,900	同上	7.5	同上	2	同上	252,900	補正前に 同じ	7.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
国府小学校 増築事業	51,500	同上	6.5	同上	2	同上	48,700	補正前に 同じ	6.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
戸部小学校 増築事業	10,200	同上	6.5	同上	2	同上	8,300	補正前に 同じ	6.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
北池田小学 校増築事業	28,500	同上	6.5	同上	2	同上	21,400	補正前に 同じ	6.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
南旗山小学 校増築事業	20,600	同上	6.5	同上	2	同上	18,700	補正前に 同じ	6.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
信太小学校 増築事業	21,000	同上	6.5	同上	2	同上	16,900	補正前に 同じ	6.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
鶴山台小学 校増築事業	16,700	同上	6.5	同上	2	同上	14,300	補正前に 同じ	6.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
南松尾小学 校増築事業	4,000	同上	6.5	同上	2	同上	7,000	補正前に 同じ	6.5	2.0	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
借入小学校 増築事業	4,000	同上	6.5	同上	2	同上	8,100	補正前に 同じ	6.5	2.0	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ
南松尾中学 校体育館建 設事業	10,000	同上	6.5	同上	2	同上	9,000	補正前に 同じ	6.5	2.5	2	2	補正前に同じ	補正前に同じ

起 の 目 的	補 正 前						補 正 後						
	限 額	起 算 の 方 法	利 率	償 還 期 間		償 還 方 法	限 額	起 算 の 方 法	利 率	償 還 期 間		償 還 方 法	其 他
				償 還 期 間	償 還 期 間					償 還 期 間	償 還 期 間		
借入中学校増築事業	13,300	普通貸借または証券発行	年 6.5	年以内 2.5	年以内 2	半年賦、年賦元利均等または当初発行額の5%以上半年賦償還	13,100	補正前に同じ	年 6.5	年以内 2.5	年以内 2	補正前に同じ	補正前に同じ
第二和成中学校用地取得事業	388,400	同上	9.0	1.5	2	半年賦、年賦元利均等または当初発行額の5%以上半年賦償還	388,800	補正前に同じ	7.6	1.4	2	補正前に同じ	補正前に同じ
北松原幼稚園新設事業	9,000	同上	6.5	2.5	2	半年賦、年賦元利均等	12,500	補正前に同じ	6.5	2.5	2	補正前に同じ	補正前に同じ
森幼稚園増築及び整備事業							2,500	普通貸借	6.5	1.2	2	半年賦元利均等	償還期間及び償還期賦を短縮しもしくは元金上償還または低利に借替えることができる。
土木施設改善復旧事業	3,100	普通貸借または証券発行	6.5	1.5	2	半年賦、年賦元利均等	4,300	補正前に同じ	6.5	1.5	2	補正前に同じ	補正前に同じ
借入小学校火災復旧事業	28,000	同上	6.5	2.5	2	半年賦元利均等	28,200	補正前に同じ	6.5	2.5	2	補正前に同じ	補正前に同じ
河川及び水路整備事業							14,800	普通貸借	6.5	1.5	2	半年賦、年賦元利均等	償還期間及び償還期賦を短縮しもしくは元金上償還または低利に借替えることができる。
診療所建設事業	20,647	普通貸借または証券発行	7.3	2.5	5	半年賦、年賦元利均等または当初発行額の5%以上半年賦償還	35,461	補正前に同じ	6.5	1.5	5	半年賦、年賦元利均等	補正前に同じ

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区	金額	
		千円	千円	千円			円
⑧	国庫支出金	1,673,476	1,517	1,674,993			
(2)	国庫補助金	1,370,191	1,517	1,371,708			
7.	教育費国庫補助金	1,061,011	1,517	1,076,181	1. 小学校費補助金	1,517	鶴山台南小学校用地取得事業補助金
⑨	府支出金	1,055,448	39,713	1,095,161			
(2)	府補助金	1,013,484	39,713	1,058,197			
3.	衛生費府補助金	24,793	21,812	46,605	1. 保健衛生費補助金	21,812	急性灰白髄炎予防接種補助金追加 4,5000 母子栄養強化費補助金追加 4,0000 診療建設事業補助金追加 2,172,7000
7.	教育費府補助金	1,3399	901	14,300	1. 小学校費補助金	610	学校警備員設置補助金追加
					2. 中学校費補助金	291	学校警備員設置補助金追加
12.	大阪府市町村振興補助金		17,000	17,000	1. 大阪府市町村振興補助金	17,000	振興補助金
⑩	市債	1,874,422	1,714	1,876,136			
(1)	市債	1,874,422	1,714	1,876,136			

科	目	補正前①額	補正額	計	節		説明
					区	分	
1. 総務	債	58,475	28,700	82,175	1.	退職手当債	退職手当債追加 円 15,000
					3.	隣保館等整備事業債	隣保館整備事業債 57,000,000 隣保館分室整備事業債 3,600,000 解放同盟和泉支部整備事業債 4,400,000 13,700
					1.	環境改善整備事業債	有線放送設置事業債追加 4,000,000 駐車場設置事業債減 △4,000,000 △3,600
2. 民生	債	127,700	△3,600	124,100	1.	火葬場債	火葬場建設事業債追加 11,000
					2.	診療所建設事業債	診療所建設事業債追加 14,814
3. 衛生	債	75,647	25,814	101,461	1.	道路橋梁債	松尾寺内田線道路整備事業追加 1,500,000 伯太久米田線道路整備事業債 1,200,000 2,700
					2.	都市計画事業債	和泉中央線街路整備事業債追加 2,990,000 泉大津阪本線街路整備事業債減 △1,500,000 開発事業債 1,000,000 和泉府中北通線街路整備事業債減 △2,100,000 街路改良事業債減 △11,250,000 △8,520
4. 土木	債	805,400	△68,000	737,400	1.	河川及び水路整備事業債	河川整備事業債 1,600,000 水路整備事業債 120,000,000 14,500
					2.		

5. 消 防 債	253,900	10,800	264,700	1. 消防施設整備事業債 業債	5,800	消防施設整備事業債追加
				2. 消防庁舎建設事業債	5,000	消防庁舎建設事業債追加
6. 教 育 債	527,200	6,600	533,800	1. 小 学 校 債	△17,100	国府小学校増改築事業債減 △780,000.00 芦部小学校増改築事業債減 △1,900,000.00 北池田小学校改築事業債減 △710,000.00 南横山小学校改築事業債減 △1,900,000.00 信太小学校増改築事業債減 △4,100,000.00 鶴山台南小学校新設事業債減 △1,400,000.00 南松尾小学校プール新設事業債追加 3,000,000.00 信太小学校プール新設事業債追加 4,100,000.00
				2. 中 学 校 債	17,700	南松尾中学校屋内運動場新設事業債減 △1,000,000.00 信太中学校増改築事業債減 △200,000.00 第2和泉中学校用地取得事業債追加 1,800,000.00
				3. 幼 稚 園 債	6,000	北松尾幼稚園新設事業債追加 3,500,000.00 幸幼稚園増築及び整備事業債 2,500,000.00

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7. 災害復旧債	千円 81,100	千円 1,400	千円 82,500	1. 災害復旧債	千円 1,400	円 土木施設災害復旧事業債追加 120,000 信太小学校火災復旧事業債追加 200,000
歳入合計	7,979,035	4,2944	8,021,979			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分 額	明 説
				特 定 財 源					
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他	般 財 源		
④衛生費	504,838	40,284	545,122	21,727	14,814		3,743		円
(1)保健衛生費	184,589	40,284	224,873	21,727	14,814		3,743		
5.診療所建設事業費	41,723	40,284	82,007	21,727	14,814		3,743	13.委託料	設計委託料追加
								15.工事請負費	診療所建設工事費追加
								17.公有財産購入費	用地購入費追加
								18.備品購入費	機械器具購入費追加
⑩教育費	1,272,953	2,660	1,275,613	1,517			1,143		
(2)小学校費	522,317	2,557	524,874	1,517			1,040		
1.学校管理費	144,465	1,040	145,505				1,040	13.委託料	児童委託料追加
9.鶴山台小学校新設事業費	48,934	1,517	50,451	1,517				17.公有財産購入費	鶴山台南小学校用地一部購入費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区	分	額	
				国 支 出 金	府 地 方 債					
(3)中学校費	千円 554,714	千円 108	千円 554,817	千円	千円	千円 103			千円	
1.学校管理費	458,724	108	458,827			103	13.委託料	108		生徒委託料追加
歳出合計	7,979,085	42,944	8,021,979	23,244	14,814	4,886				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現 在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当該年度末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		計	当該年度中元 金償還見込額	
			45年度起債延滞分	46年度起債費			
1. 普通債	1,405,213	1,652,890	35,600	1,078,475	1,114,075	1,072,41	2,659,724
(1) 総 務	25,500	31,500		21,175	21,175		52,675
(2) 土 木	433,676	415,221	9,000	69,400	78,400	46,111	447,510
(3) 教 育	644,205	764,209	3,400	533,800	537,200	45,450	1,255,959
(4) 公営住宅	111,799	114,832	1,200	138,800	140,000	2,576	252,256
(5) 民 生	77,289	146,999		19,600	19,600	6,683	159,916
(6) 衛 生	48,000	79,000	22,000	66,000	83,000		167,000
(7) 庁 舎	51,582	86,109				3,588	82,521
(8) 消 防	131,63	150,20		229,700	229,700	2,833	241,887
2. 災害復旧	792,23	83,461		32,500	32,500	4,515	111,446
(1) 土 木	1780	9,557		4,300	4,300	309	13,548
(2) 農 林	201	104				104	0
(3) 公営住宅	2,744	1,416				1,416	0
(4) 教 育	74,498	72,384		28,200	28,200	2,686	97,398
3. その他	97,143	109,100		61,000	61,000	8,050	162,050
(1) 退職手当	97,143	109,100		61,000	61,000	8,050	162,050
合 計	1,581,579	1,845,451	35,600	1,171,975	1,207,575	11,9806	2,933,220

- 議長（貝淵博治君） 提出理由の説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいまご上程をいただきました報告第2号、昭和46年度一般会計補正予算第7号につきまして、その専決の理由並びにその内容をご説明させていただきます。

初めに専決の理由でございますが、細部につきましては、一部、補助金及び起債認承額が年度最終段階で増額等の決定がなされてまいりましたもの並びに歳出につきましては、幸診療所の建築面積の拡張等によります追加でございます。すでに議決いただいております繰越明許費の限度額を合わせて増額いたしましたのでございます。

この補正予算につきまして、第1条でございますように、歳入歳出ともそれぞれ4,294万4千円の追加でございますが、補正後の予算額は、歳入歳出とも80億2千197万9千円と相なるのでございます。

それでは専決別明細によりまして、歳出から個々の内容をご説明申し上げたいと思います。

議案書綴りの9ページでございます。まず衛生費でございますが、診療所建設事業費につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建延べ522平方メートルの工事請負費587平方メートル用地購入費並びに医療器具整備等といたしまして、総額8千2百万円を要しますので、今回、4千28万4千円を追加計上させていただいたものでございます。

教育費でございますが、小学、中学校費の委託料114万6千円につきましては、泉大津市との行政協定に基づく助松団地の児童生徒の教育委託経費の増加でございます。鶴山台南小学校の用地購入費151万7千円につきましては、本市が本年度、児童生徒急増市として指定され、同小学校用地購入事業費として補助金が交付されることになりましたので、補助交付額と同額を計上いたしましたのでございます。

以上が歳出の事項でございますが、追加総額4千294万4千円と相なるのでございます。

続きまして、歳入の事項についてご説明を申し上げます。6ページに変わっていただきたいと存じます。

まず国庫支出金でございますが、教育費国庫補助金といたしまして、補助対象としての認承のあった鶴山台南小学校の用地購入費補助金151万7千円を計上いたしてございます。

次に府支出金でございますが、府補助金につきましては、一部保健衛生関係補助金9万5千円の増額及び診療所建設事業補助金の追加2千172万7千円、合計いたしまして2千181万2千円を衛生費府補助金として計上いたしました。

教育費補助金90万1千円につきましては、小中学校警備員設置補助金でございますが、1

校区当たりの単価増によるものでございます。

大阪府市町村振興補助金1千7百万円につきましては、府施設に関連する事業及び市単独の振興事業等を対象といたしまして交付決定されることとなったものでございます。

次に市債でございますが、総務債につきましては、職員の特別退職に伴う優遇措置条例による退職手当債の追加といたしまして1千5百万円、累計で6千万円と相なるしだいでございます。

隣保館等整備事業債1千370万円につきましては、新たに認承されたものでございます。

民生債の環境改善整備事業債につきましては、有線放送施設設置事業債の追加40万円及び駐車場設置事業につきましては、47年度において認承される見通しとなりましたので、これを減額し、差し引き361万円の減額といたしたしだいでございます。

次に衛生債でございますが、火葬場建設事業債につきましては、1千万円の追加でございまして、涙計で6千6百万円借り入れることとなったしだいでございます。

診療所建設事業債につきましては、1千481万4千円を追加し、繰越明許費の財源として47年度に繰り越すものでございます。

土木債の道路橋梁債につきましては、市道松尾寺内田線整備事業債といたしまして、270万の追加となっております。

都市計画事業債につきましては、街路整備事業関係の追加及び阪和東側線の事業債の減額でございまして、差し引きいたしまして、8千520万円の減額となるものでございます。

河川及び水路整備事業債1,450万円につきましては、新しく認承されたものでございます。

消防債につきましては、1,080万円の追加でございまして、消防庁舎建設事業債の追加5百万円につきましては、繰越明許費の財源といたしまして繰り越すものでございます。

次の教育債につきましては、各小中学校、幼稚園事業債の認承額決定による追加もしくは減額の措置をいたしたしだいでございます。

最後に復旧事業債でございますが、これは土木施設災害復旧及び信田小学校火災復旧事業債の追加でございます。

以上が昭和46年度一般会計最終の補正予算の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたしまして、専決どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について何か質疑、ご意見ありませんか。直村君。

○ 20番(直村静二君) 2、3の点をお聞きしたいと思います。

46年度の最終の補正だということですので、若干、お尋ねいたしますのは、地方債、これの補正が出ております。この中で若干変化がありますが、詳しいことはいいとして、現在の

起債、もしくはこの前のときの3月末が36億の予定だったのが、これでいくと若干下がっているが、その間の事情を説明願いたい、それが1点。

それから診療所につきましては、これの追加ですけれども、それは用地費の追加なのか、建設の事業の追加なのか、規模その他、若干お答え願いたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 総務部理事(庄司 清君) 地方債の減額のご質問でございますので、お答えさせていただきます。

10ページをお聞き願いたいと思います。

10ページに地方債の前々年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調査書というのを付けてございます。これを見ていただきますとおわかりになりますように、左から3行目に、前年度末すなわち45年度の現在見込額がここに上がってございます。18億4千545万1千円ということになっております。そして次に当該年度起債見込額ということで3行でございますが、計欄に12億750万5千円、これが46年度で起債をしようとするものでございます。これから46年度中に元金を償還する見込額が1億1千980万6千円でございます。そういうことで、差し引きいたしまして46年度の現在高ということになりますと、29億3千322万円ということになるわけでございます。お尋ねの36億という点につきましては、だいぶ金額も変わるわけでございますが、ご承知のとおり、前回の議会でございましたか、47年度に繰越明許費として繰り越すだけのご議決を賜ったわけでございます。その中で本年度発行しない、すなわち47年度で発行するというものがございます。繰越分はこの額の中には入っておりません、そういうことで、46年度末ということになりますと、ここにご提示した額がその額になるわけでございます。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) 追加分につきましては、以前、土地については326平方メートルであったのが、改正されまして587平方メートルにふえたことと、建物が以前、322平方メートルであったのが、522平方メートルと200平方メートルがふえましたので、工事請負については、それだけの200平方メートルに対する追加工事が、2千433万追加されたわけでございます。

土地につきましても、以前、326平方メートルが587平方メートルになった分について1千301万7千円が追加表にございます。

備品につきましては、レントゲンの機械の購入につきまして、買予定でやっておりました機械より上等な機械を買いたいということで、185万6千円ふえたような状態でございます。

委託料につきましては、工事請負費の3%増になりましたので、委託料として108万1千

円を追加させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 20番(直村静二君) 追加したものの坪単価は何ほどの金額になりますか。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) 坪単価は4万8千4百円でございます。
- 20番(直村静二君) 平方メートルでしょう。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) はい、平方メートルでございます。
- 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おわかりいたします。本件を報告どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、報告第2号を承認することに決めます。ちようどお昼でございますので、暫時、休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは1時まで休憩いたします。

(午後零時1分休憩)

(午後1時10分再開)

-
-
- 議長(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。次に日程第2、「継続費繰越計算書について」を議題といたします。報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第3号

継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき調製した昭和46年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

昭和47年5月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和46年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額			46年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳		翌年度資 産繰越の 次を購 入 する限 額の 内訳額
			予算計上額	前年度通次繰越額	計	予	次	計				企業債	借入金	
1	1	資本金的支出												
		和泉市水道事業第3												
		建設改良費	1,071,000,000	143,800,000	1,214,800,000	2,668,897	146,468,897	145,675,245	793,651	793,651			793,651	0
		泉上張												
		和泉市水道事業第3												
		建設改良費												
		資本金的支出												

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 水道部長（神田平吉君 報告第3号、継続費の繰越計算書について、内容をご説明申し上げます。

昭和46年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書、これは第3回拡張事業費でございまして、継続費の総額は10億7千百万円、そのうち46年度の予算現額は1億4千646万8千897円でございまして、このうち支払義務発生額は1億4千567万5千246円、残額の79万3千651円を翌年度に逐次繰越すということでございます。財源につきましては、借入金をもって充てるとしております。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第3号を承認することに決しました。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に日程第3、「繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第4号

繰越計算書について

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額について、同法同条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

昭和47年5月19日提出

和泉市算 藤 木 秀 夫

昭和46年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度の繰越額を要する額に係る	説明	
						工事負担金	借入金				
1.	1	鶴建山設台改水良水道施設	38,900,000	25,219,415	8,680,585	8,680,585	0	0	円	たため	
											住宅公団の宅地

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 水道部長（神田平吉君） 報告第4号、繰越計算書についての内容をご説明申し上げます。

14ページをみていただきます。

昭和46年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書、これは鶴山台水道施設建設改良費でございまして、予算計上額は3,390万円、うち支払義務発生額は2千521万9千415円、翌年度繰越額868万585円でございます。この財源の内訳は、工事負担金でまかなうものでございます。

以上、簡単でございますが、内容の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おわかりいたします。本件を報告どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第4号を承認することに決しました。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第4、「和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について」は、理事者より本件を撤回した旨申し出があります。よって本案に対する撤回理由の説明を求めます。

○ 助役（藤田利君） お許しを得まして、議案第47号、和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定についての議案撤回についての理由をご説明申し上げます。

本案につきましても、過日より本議会に提出すべく、成案を作成いたしておりましたが、細部について不十分さもあり、なお検討しなければならない問題も派生いたしましたので、今回撤回させていただきます。本案について、理事者の研究不足により、このような事態になりましたことを深く反省し、お詫び申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） おわかりいたします。ただいまの説明どおり、議案第47号を撤回することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第47号を撤回することに決しました。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第5、「昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算

（第1号）

昭和47年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は第1表「債務負担行為補正」による。

昭和47年5月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
信太山駅前整備公共用地取得事業	昭和48年度 } 昭和50年度	千円 1,000,000
道路用地取得事業 (阪和東側2号線)	昭和48年度 } 昭和50年度	200,000
和泉市北部第一改良地区指定内公共用地取得事業	昭和48年度 } 昭和50年度	1,500,000
財団法人和泉市開発協会に委託し 先行取得する上記用地取得事業資金の元金およびその利子ならびに 同協会が取得する用地の事業資金の元金およびその利子 (損失補償)	昭和48年度 } 昭和50年度	元金 5,000,000 およびその利子
道路整備事業	昭和48年度 } 昭和49年度	60,000
庁舎本館冷暖房設備事業	昭和48年度	19,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国・府支出金	地方債	その他	一般財源
信太山駅前整備 公共用地取得事業	千円 1,000,000			昭和48年度 昭和50年度	千円 1,000,000	千円 666,600	千円 300,000	千円	千円 33,400
道路用地取得事業 (阪和東側2号線)	200,000			昭和48年度 昭和50年度	200,000	160,000	36,000		4,000
和泉市北部第一 改良地区指定内 公共用地取得事業	1,500,000			昭和48年度 昭和50年度	1,500,000	1,000,000	450,000		50,000
財団法人和泉市 開発協会に委託									

し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金およびその利子ならびに同協会が取得する用地の事業資金の元金およびその利子（損失補償）	元金 5,000,000 およびその利子	昭和48年度 昭和50年度	元金 5,000,000 およびその利子	元金 5,000,000 およびその利子		
道路整備事業	60,000	昭和48年度 昭和49年度	60,000	60,000		60,000
庁舎本館冷暖房設備事業	19,000	昭和48年度	19,000	19,000		19,000

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程いただきました議案第48号、昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず説明に入る前にちょっと修正を願いたい点がございまして、

17ページの第1表の事項欄の1番終わりのところに「庁舎本館冷暖房設備事業」と書いてございますが、これは「本館及び別館」という4つの文字がミスプリントで抜けておりますので、ご挿入願いたいと思います。同様に次のページの一番下の欄にも抜けておりますので、ご訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは昭和47年度一般会計補正予算第1号について、内容等の説明を申し上げたいと存じます。

去る3月17日の市議会第1回定例会にご提案申し上げ、諸般の事情によりまして3月22日、お許しをいただき撤回させていただきました補正予算第1号案でございまして、そのときの予算案に一部を追加いたしまして、本日ここに改めてご提案申し上げたさいでございまして、

この補正予算は、第1条にございましてように債務負担行為のみでございまして、第1表に記載しておるとおり、信太山駅前整備公共用地取得事業費といたしまして10億円、道路阪和東側2号線用地取得事業費といたしまして2億円、和泉市北部第一改良地区指定内公共用地の取得事業費といたしまして15億円、合計27億円の事業資金の債務負担行為を行なおうとするものでございます。

また開発協会が環境改善整備事業の一環として行なう持家制度の代替地の取得に要する事業資金として23億円を借り入れいたしますので、これらを合わせ50億円の損失補償をするよう計上してございます。

次に市内一円の道路整備事業費といたしまして6千万円。最後に庁舎の本館及び別館の冷暖房設備事業に千九百万円をそれぞれ計上いたしてございます。庁舎冷暖房設備事業費につきましては、当初予算に冷房設備事業費として3千6百万円を計上いたしてございましたが、暖房用の設備が非常に老朽化してまいっておりまして、この際、暖房設備等も同時に更改する必要に迫られてまいりましたので、合わせて冷暖房工事を総額5千5百万円で工事の契約をいたしたく存じておるさいでございまして、契約施行につきましては、別途、議案第49号でご審議をお願いすることといたしてございます。

以上が今回の補正予算債務負担行為の内容でございまして、よろしくご審議を賜わり、原案どおり可決ご決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 29番(坂上国治君) ただいま総務部長から予算の説明をしていただきましたけれども、財団法人開発協会に委託されて用地を買収しようとしていまこの50億円、これについて理事者にお尋ねいたしたいのですが、これは予算に計上することはやぶさかでないと思う。しかし現在、理事者の態度で、予算を組むことだけが能じゃないと思う。本当にあんた方はこの事業に結び付いていくようにやる気持があるのか、ないか、私は聞きたい。私は市長以下担当の助役もやる気持はないと思う。口先だけでやるんだ、やるんだと言うだけで、本当にやる気持はないと思う。いままでの経過を一べんたどってみなさい。せっかく軌道に乗せた汽関車を脱線させるようなことばかりやってると違いまっか。現在の和泉市でいろいろ重要な問題が山積しておる中で、なに一つとして前向きの姿勢で取り組んで結び付いたものがないんじゃないですか。私はこの理事者の態度に一まつの疑惑を持ってるんです。やるんだ、やるんだと掛け声ばかりじゃないですか。こんなこと申し上げたら失礼かもわかりませんが、前池辺市長は女房なして、一人でどうにかこうにか任期一杯やってきた。ところが現在、立派な女房を両手に抱えて、そして和泉市10万市民の親として活躍なさっておる姿勢、私はならないと思うんです。

だから、これを補正してやっていくことには反対はしませんけれども、あんた方、ただ単にこうしてごまかして、事業をやるんだ、やるんだと掛け声だけで、私は地区住民もおそらくこれに対しては満足しておらんと思うんです。もっと反省して、これから本当に和泉市の町づくりをしていくんだという姿勢でやってもらわんと、ただ単に自分の市長や、助役やとかの肩書きだけにこだわっておらんと、本当に10万市民の大事な子供のために取り組んでももらいたいと思う。

私は大きなこと言うんやないけど、あんた方、一べん私の質問に対して、こういうこともこうやりましたと言えることがあったら言うてみなさい。おそらくわれわれにそれを弁解して、納得させるだけの自信があったら、一べんどなたでもけっこうやから言うて下さい。あんた方、この50億という金をこしらえて、本当に事業に結び付けるようにやれますか、ようやるんですか。現在の地区の町会並びに支部との話し合いもまともにもできんようなことで、あんたらなにもしてないやないか。われわれ声を枯らして発言しても、節の悪い歌を歌うてるぐらいにしか聞いてないやろう。もっと性根入れ、性根、本当に性根入れて聞け。節の悪い歌、歌うてるぐらいですまされては市民がたまったものでない。だから、前向きの姿勢で事業を遂行していこうというんなら、本当にやるんだという気持でやってもらわんと、議会軽視、住民の意思に反して、反感を買うような態度ではなんにもできん。だから、これに対して、今後はこうしていくんだというあんた方の姿勢をまず聞かしてほしい。そしてその後、これはあんた

方の誠意したいによって、本当にやるんだという気持ちかがえたら、私は賛成したいと思いますが、いままでのあなた方のやり方では、賛成したところで有名無実やと思う。住民の同意を得られんような土地ばかりなんぼ買いたかて事業はできませんよ、わかっていますか。せやから、事業に結び付けるためには、住民の方々に一人残らず賛成していただいて、初めてその事業ができるわけなんです。ところがそれらもなに一つ、いままでやってないことは明らかになってる。その時点でこれ、ちょっとむずかしいですよ。

だから、こんどはこういう方法で、こうしてやっていくんだという、まずあなた方の意思を聞かせていただきたい。

これは初めから申し上げておきますけれど、総務部長やら、そんなほかの人らの答弁はいけません。市長、助役のはっきりした答弁、りやむやな、おかしな答弁は聞きませんよ。筋の通った、はっきりした答弁を聞かせて下さい。いままで聞いたけど、あなた方の答弁、これという、私たちが納得できる答弁は一つもなかった。今後は誰でも納得できる答弁、しかも簡明瞭に、長々とわけのわからん答弁やったら聞きたくない。この事業はこうしてやっていくんだということをひとつご説明願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 助役（藤田利君） ただいま坂上議員よりご叱責を受けたとおり、現在のところは保育所に着手しかけたところで、まだなにも現実には手についておりません。本年度において保育所の建設を行ないます。それから学校、プールの建設、東側一号線あるいは診療所、商工振興会の会場、老人福祉センター、これも設計着手したい、かように存じております。いままでは諸般の事情によって着手が遅れておったことを深くお詫びいたします。しかしながら、仕事を一つずつ片付けまして、今後はご指摘を受けることのないよう、ひとつひとつ事業を進めていきたい、かように存じております。

○ 29番（坂上国治君） 助役、あなたの言ってることは、皆せないかんことや。そんなことは、私はあなたに尋ねてない。言わんでもせないかんことや。しかしこれから事業に結び付けていけるような体制をどこで整えるんか。これからどんどんやっています。口先だけやないか。あなた方、助役に就任してから今日までになにした、これという成果がなに一つあがってへん。そんなこと言うてるから、こないなってくる。

しからば、この事業をやるのにまず土地を買ってしよ。それをまばらにあっち買い、こっち買いではできませんよ。地区全体を買収しなければせん問題でしよ。はっきり申し上げて現在、線路に乗っている汽関車が脱線してる、誰が脱線させたんか。はっきり言いであなた方、そいでしよ。違らんやったら、違ると一べん言ってみなさい。私はいつも声を枯らし

て言うてるんですよ。十分、地区住民の方々に納得してもらいように持って行くにはどうする、その方法まで教えてやってる。そこらが耳の外通してる。だから、こういう結果が起こってくる。何事もあんた方だけではできんわん。市民の協力を求めないかん。協力を求めるためにはやはり納得してもらわないかん。無理にやろうとしてもできんわけです。現在、その地区には家が建ってあって、この家を取り除かなかつたら事業はできん。それを取り除いてもらうのにあんた方、いままでどういう手を打って、どないしてきたか。町会というものを踏みこじったか。こうして現在まできてるでしょう。だから、先ほど、議長から撤回という議案があったわけです。これらもそうしなければならんような結果が生れてきたんですよ。

あんた方は口ではやります、やります、前向きの姿勢でやりますと語りてるけれども、現在行なってることは、この事業をささんようにしてるかのごとくわれわれは判断せざるをえない。私は昨日から今日に通じて、市長にもいろいろ申し上げますけれども、われわれの言うことを聞こうとはしませんわ。そういう態度でこの事業をしようとするところに無理があるんです。ただ単に金だけかけて、この結果をいったいどうなさるんか。われわれもそうですけど、お互いに市民の血税をもらってるが、市民に気の毒や、すまんという気持ちにちとってもらわんと安閑としてそこへ座ってるだけではなんにもなりませんし、いまの答弁だけでは納得できん。もっと明確に答弁してもらわんと、そんなものやらないかんことばかりや。あんたいなんでもできる、当然、やらなければならんことや。そんなこと、声を大にしてこうだ、こうだと言うよりも、今後、どういう方法で事業を進めていくかの方法を語りてる。事業をやることはわかったんや。ところがその事業をやるためには、こうもしていきたい、こういう交渉もかさねたいと言うんならわかるけれども、隣保館でもそうでしょう。はっきり言うて隣保館に役員おるが、その役員にすらあんた方、相談してないんと違うんか。そんなことでやろうとするから問題がむずかしくなってくる。なんぼ教えてやっても知らん、もっとしっかりして下さいよ。実際、もうあんまり私にも同じことばかり言わさんようにして、ちと性根入れてより聞いとまきや。ちと性根入れて、そして十万市民のためにわれわれ一生懸命やるんだという気持ちを、せめて26名の議員にだけでもみせてほしいと思ひ。

だから、今後はやはり町会あるいは支部双方に相談を持ちかけ、そして円満に事業を進めていこうとしてるんだということぐらいは私は言えると思ひ。しかしあんたら、それを言うたら実行せないかん。いままでのようにそっほ向いて放っとけん。せやから、あんたらはより言わん。簡単なことや、長いこと言わんと、ただ一言や。その一言をあんた方より言わんということは、そこにわれわれが不安を持つわけです。あんたら、そういう態度で臨もうとしておらんいでしょう、今後ともね。せやなかったら、今度の隣保館の問題でも、こないこじれてこん。

ところが肝心の相談せないかんとところに相談せんとやろうとする姿勢が現在、こういう結果になってきてるんですよ。せやから、本当に肝に銘じてこの事業を完遂するんだということであればそのくらいのことにはして当たり前や。その当たり前のことをしていない。

それでどなたでもけっこうですけど、ひとつ市長、助役の中で、今後はこうして、こういう進め方でいくんだということをお聞きしたい。診療所をどうとか、こうとか、つくるのはわかっている。やっていくについては、ぜひともそういうもんが必要なもので、やらないかんのは決まった。そんなこと聞きたくないんだと私は初めから申し上げてる。そんなことは聞きたくないから、方法として、こんどはこの50億の金を消化していくためにはこういう考えを持ってらんだ、こうして早期に解決するんだという明確なご答弁をひとつ願いたいと思います。

○ 助役(藤田利君) ただいまの坂上議員さんのご指摘、いちいちごもっともでございます。私どもとしては一応、窓口を支部に持って行って、そして執行段階において町内会の方々とよく相談してやりたい、かように思っております。もっとも支部の要求を受け入れ、そして市の積極的な計画も提示し、合わせてそれを同促にあげて審議を経て計画、設計に入り、これを地元町民に下ろしてよく検討してもらったうえで事業を進めたい、これが私どもの基本姿勢でございます。

○ 29番(坂上国治君) せやからでせんねん。ちゃんと支部で決めておいて、執行段階になってから町会に話する、せやからこないなってくる。あんたもそういう姿勢でいこうとするからこないなってくる。私は事前にやはり町会にも相談してやってほしい。そして双方が納得してもらえなかったら事業はできんというこ、ちゃ。それがわかってながら、あんたもそういう姿勢やから、絶対にいつまでたってもこの事業はできませんよ。これは地元の市会議員さんもおるんです。これは同じ意見だと思いのです。同じ意見やと思います。それは絶対にできませんよ。片方で決めて、そして執行段階でいよいよやるときに相談する、そんなもの、相談に乗ってくれますか、乗りませんよ。勝手にしなさいということになってくる。いま、担当助役からはっきり聞いたが、それやったら絶対事業はできませんよ。絶対にできませんわ。絶対にできませんわ。あんた、この行政やなく、普通の相談事であっても一方が承知しませんよ。決めてしもうて、執行の段階で相談して、さよかと聞く人はおそらくないと思う。せやから、やはりそういうときには合議制でしてほしいと要望してるんや。けれども、いままで何べんも言いたけどあかんはずや。こういう姿勢で臨みたいとはっきり言いとんやから、いつまでたってもできません。わかりました。けっこうです。

○ 議長(貝淵博治君) 直村君。

○ 20番(直村静二君) この補正は、たしか3月議会で一応撤回して、今度出てきた。そう

いう補正予算出すときには三つの条件を整備するということやった。支部との協議が整ったもの、国、府の補助が付いたもの、もう一つ、なにかあったが、明らかにしてもらいたい。

2番目は、この負担額、信太山駅前線公共用地取得事業費のうち、国、府が6.660万円、3分の2が負担して、和泉市が3分の1の負担になる。その次の道路用地取得阪和東側2号、これは2億円のうち、国、府の負担が80%、おそらく同和の関連ということで補助がいままで言ってる8割付いた。ところが駅前整備の分は3分の2、その下の第1改良地区、これも同和事業だと思いますが、15億円のうち10億、市の負担は5億で3分の1。従来、同和事業についての補助は非常に高いという答弁が、具体的にはこの予算に盛られていないが、いったいどうしたことか、明快にご説明願いたい。

次にいままでの債務負担の場合は、全部内容を書いて、その総トータルが損失補償で開発協会に委託してあるが、今度は27億円で50億、その差23億は、先ほどの説明では、だいたい持家制度のためのもの、これは補助が付くのか、付く場合なんぼ付くのか、明快にお答え願いたい。

3番目、こういう非常に膨大な予算、当初予算の中での24億の債務負担行為と合わせて74億、去年は26億、合わせて百億と債務負担が非常に多い。これはよいことではないのははっきりしている。そこでまず、現在の債務負担の総額を明確にお答え願いたい。

さらに4月29日に対市交渉なるものがあったそうですが、その後、まだ47年度中にこの50億円の債務負担だけでなく、さらに追加で百億とか、120億とかのうわさで聞いておりますが、今後、そういう数字の補正が出るのか、出そうとしているのか、その点ひとつ明快にお答え願いたい。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 総務部理事(庄司清君) お答えいたします。

3条件の問題でございますが、3条件につきましては、歳入歳出予算に計上する場合の条件を申し上げておるわけでございまして、3条件とは、土地取得のすんでおるもの、あるいはその見込みが確実視されるもの。それから国、府等との補助の協議がすんでおるもの。それと地元との協議の整っておるもの。こういう3条件でもって当初予算の編成に臨んだわけでございます。

今回、ご提案申し上げておりますのは、一応、債務負担ということで用地の先行取得をするわけでございますので、この3条件とは少し意味が違いわけでございますので、ひとつご了解を願いたいと思います。

それから補助金の点でございますが、信太山駅前線、それから北部第一改良地区の指定内と

いうものについては3分の2、あと東側2号線の用地については十分の8ということで出てございます。このうち国庫補助を引いた残りの10分の9を地方債で引き当てることにいたしております。この中で信太山駅前整備事業公共用地ということになってございますが、その中には下宮線の用地あるいは泉南線の拡幅問題等のいろいろな事業が取り混っておるわけでございまして、一応、それらを網羅して3分の2という補助率をみております。

なお10分の9の地方債のうちの一部ですが、元利補給される分もあるわけでございます。

それから北部第一改良地区内につきましては、環境改善整備事業の中でございますので、千円についての800円というものが地方交付税の中でみられる分がでございます。そういうことで財源的に一応、ここに予定として挙げさせていただいたわけでございます。

この23億の点につきましては、持家ということを提案理由で申し上げておりますが、これらについての補助云々ですが、持家については現在のところ、補助制度というものがございません。その点ひとつご理解していただきたいと思っております。

○ 20番(直村静二君) 駅前整備事業の分については、商店、その他を含むことになっておるんだらうと思ふ。いまの答弁ですが、池上、下宮線、その他を網羅してある、商店は入っているのか。

○ 総務部理事(庄司清君) 入ってません。

○ 20番(直村静二君) さらに北部第1の分でも3分の1で、あと交付税で補てんされるんだということですが、私が申し上げたいことは2つあります。こういう大きな問題、正直言ってどこかの委員会かご検討されたのか。率直に言って私は建設委員やってるが、いっこうに関いたことがない。しかも今日、いきなり1日で本会議、これで採決せよ、こういうことを第1点に申し上げたい。こういう大きな当初予算を上回るか、ほぼ匹敵するような行為が、そう簡単に本会議に出され、ただ質問して採決するということは問題があるんじゃないか。

それと負担額、たとえば23億の代替用地についても、いまのところなら補助がない。そうすると、国と府に相談してなんとかならんもんかということは何の程度進んでるのか。代替地ですから買ってもらふということがあるかもしれませんが、非常に負担が大きい。

市長、はっきりしていただきたいのは、これはどこかの委員会通ってるの。それとも事前にこんな計画があるんだという、少なくとも、地元住民との協議があって出したんかという根拠が非常に薄弱だと思う。こういうもの、いきなり出されてもなかなか審議しにくい。

それから先ほど質問したけど、答弁漏れになっているが、債務負担行為のいままでの合計額を明確にしてもらいましょか。

○ 総務部理事(庄司清君) お答えいたします。

いままでの債務負担の総額ですが、これは当初予算の195ページに総額を全部載っておるわけでございます。当初予算でご議決いただいているのは24億幾らで、そのうえにこの50億、それから6千万、千8百万円というのが乗ってくるわけでございます。

- 20番(直村静二君) 46年度に追加したでしょう。当初14億だが、最終で26億になった。
- 総務部理事(庄司清君) その分は26億8千6百万円でございます。これは46年度の最後の合計額でございます。その中で実質的にだいたいお示しておりますのは17億7千万円、46年度の最終的な決算の額ということになるわけでございます。
- 20番(直村静二君) あと16億残る。46年度の最終は74億、合わせて90億になる。それと先ほど言ったように、あとまだ対市交渉の結果、本年度中に債務員負担行為が出るのかどうか。市長、どういり約束してるんですか。出すんですか。
- 市長(藤木秀夫君) いかに対市交渉で約束ができません、その筋の認定をもらえなかったらとてもできませんので、その点ご了解願いたいと思います。
- 20番(直村静二君) なんぼ約束しても、上の認定がなかったらだめだ、そのとおりですわ。そこで私たち聞いているのは100億とか120億、それが事実かどうか。いまの50億でも非常に大きい。23億についても補助がない。あなたの答弁では認定がなかったらだめ、当たり前です。あと債務負担を出すのかどうか約束されたか聞いている。
- 市長(藤木秀夫君) 約束できておる分については、先ほど助役から答弁申し上げました件について、だいたい補助なり、起債の認定の出る分、これは26年度から繰り越しておる分もあり、47年度に計画しておる分もありまして、とりあえず、この債務負担行為というのは皆さんご承認いただきまして、そして予備費としてお願いしておきたいわけでございます。なにを言っても土地を買収しなければなりませんし、その点ご了解賜りたいと思います。
- 20番(直村静二君) 先ほど助役が言うたのは執行の事業の内容、しかしこのあと47年度に債務負担行為の補正が出るのか聞いている。あんたはなんぼ約束しても認定がなかったらだめというが、どんな約束をされたんか。私は100億とか、120億とか聞いているんですが、その点はどうか。
- 議長(貝淵博治君) 現在、50億という補正の出されている範囲内で、坂上議員の言われた事業の進捗によっておのずから異なってくると思う。だから、50億の補正にしほっていたきたい。
- 20番(直村静二君) だから、46年度の債務負担なんぼで、合計なんぼ、そのうえに50億だから、まだあと出るんやったらなんぼかと聞いている。またどこかの委員会通ったんか

いきなり本会議でどうかと聞かれるわけです。

- 議長（貝淵博治君） 藤田助役、はっきりしなさい。
- 助役（藤田利君） これは事業に必要な用地の先行取得をやるべく債務負担行為をお願いしたわけでございまして、これは事業の進捗に伴ってやっていくわけでございます。
- 約束してないんですね、約束してないということにしておきましょうか。
- 議長（貝淵博治君） ないやら、あるやらわからへんぜ。
- 20番（直村静二君） 年次計画持ってるんでしょ。昭和53年までせないかんから、なんぼやとなる。当初予算だけで納ってない。補正が出るから、そのあとあるんかと聞いてる。これで打ち切りやったらなんにも言いませんよ。
- 助役（藤田利君） これ以外になお事業の進展の状況に応じて補正をお願いすることもあります。
- 20番（直村静二君） 見込みはないんですね、約束してないんですね。
- 助約（藤田利君） 事業の進展に応じ、逐次、補正をして事業を進めたいということは回答しております。
- 20番（直村静二君） なかなか言いにくいらしい。そういうふうに判断します。だから、少なくとも、本会議で出してもらうためには委員会の中ではっきりしていただくのと、財源補助については納得できない。市長、23億の持家のやつは補助ないんですね。土地買った場合何年持つんですか。開発協会が持って、その間の金利とか財源補助ね。また国、府負担は3分の2、市が3分の1、あとどれだけ地方交付税がくるかわからん。あまりにも今日、出すのは早いんじゃないか。委員会などで十分検討して出せば納得しますが、ただ、こんなもん、ポンと土地買ったらええということだけでは計画もなにもない。言いにくい。言いにくいような予算なかなか審議しにくいから、言いやすい場面で言うてほしい。だから、こういう大きな問題は委員会なりにはかってよく検討して出すならば、私は納得しますけれども、その点はどうか。特に23億の代替地、補助はないという、金利、その他からみても市長、どうしますか。その点、明快にして下さい。
- 助役（藤田利君） 私よりご答弁申し上げます。
代替地に関しては、いわゆる事業の進展に伴って必要な分を先行取得するのは原則でございます。なにも事業が進んでないのに、一ぺんに代替地をどんどん買ってしまうという余裕もございません。そういうことは考えておりませんが、いずれにしても、何年持つとか、何年そのまま遊ばせておかないかとかについては、私ども、よく検討したりえて買いたい、しかも補助を求めて買いたいと思っております。

- 20番(直村静二君) 1平方メートル4万8千円、坪15万円ぐらいになる。23億とい
うと何坪ぐらいという計画もね、場所はいいがね。あなたの答弁では、事業の進みぐあいでは
りまっさという。50億の補助、財源の裏付けは信用しないということです。

意見を言うときです。老人福祉センターをつくるというが、市民から悪いの家をつくってほ
しいという陳情が出ている。第2阪和国道については、区画整理をやめて買収していきな
さい。6億あったらいい。まさに債務負担行為でやればもっといけますわ。そういう点も合
わせて考えんと、補助少ないんでしょ。信太山駅前の整備は3分の2、第2阪和国道はとうに
つきます。そんなところを抜いて、こういう不明確な点を持ち、大きな負担出すんやったら、
もっと緊急のやつもあるんやから、同時に解決せんとぐあいい悪い。市長どうですか。

- 市長(藤木秀夫君) その点につきましては、環境整備事業というものをど認識していただ
きたいと思います。

- 20番(直村静二君) 環境改善と違うやつを言うてる。

- 市長(藤木秀夫君) 他の老人ホームとかをせんのかというお尋ねのように思いますので、
それは該当しませんし、その点よくわかっていただきたい。

- 20番(直村静二君) 同和の分、東側の分やったら80%出てるからええが、あとは違
うからどうする。第2阪和国道でも交通マヒでやかまし言うてるから、地元民は買収や。たら
応ずると言うてる。国道ですよ。

- 助役(藤田利君) ご回人申し上げます。

一般会計で行なう事業と、いわゆる環境整備事業との区別を明白にさせていただきました、
おのずからおわかりのことと存じます。たとえば、第2阪和ができていなくとも、環境改善事
業はどんどんやっていかなければいけないということで、それとこれとは全然別な考え方で事
業の計画をいたしております。

- 20番(直村静二君) しかし補助の少ないのは負担が大きいから、それに使うんやったら
そういう第2阪和も買収してはどうかと言うてる。誤解のないようにして下さい。直村議員は
環境改善事業よりもこっちへ寄越せということではない。はっきりしといて下さい。

- 議長(貝淵博治君) 藤原君。

- 28番(藤原要馬君) ちょっと市長の答弁の中で聞きたいんですが、国、府と協議の整っ
たもの以外は組まない、予算計上しないと言うったんですが、おかし。50億については
3月13日の対市交渉のときに、これはそのとき約束されて出てきた。それについては、国、
府の裏付けという、あらゆるものができてるのか。いま、直村議員から質問した中で、約束し
たものを出さないということでは困ることが出てくると思う。

それから土地は1日、1日上昇する。だから、時限立法のあと7年間で事業を行なおうとすれば、やはり今年、来年のうちに一気に買わなければならぬと思う。金利とか問題やない。土地の上がりのほうが大きいと思う。だから、上から人間に取得せないかん。そこらのことを加味して答弁しとかんと、またそう今日のような質問が出てくると思う。これだけのもので先行取得してすむんかどうか、これだけはすまないと思います。ということは、やはり持家の人もこちらに移ってもらおうとすれば、持家の人が土地を交換する場合、いま入ってるところは20万円、こちらが15万円、5万円の差があるとすれば、持家の人も移転ができないと思う。自分の売る土地が20万円、こっちの買おうとする土地は25万円だと、これに応じられないと思う。そこらも十分考慮に入れた計画が必要だと思ひます。だから、早く安いものを買っていく。

それともう一つは、この財源について、市長さんは国、府に対してどれぐらいの話し合いができてるかということです。これが一番優先すべき問題やと思ひんです。国、府に行つて、この財源獲得については相当突っ込んだ話をしたけれども、非常に至難な点があるんだということまで行つてるかどうか。行つておるなれば、支部、府連等にもやはり力を借りて、そして市の持ち出しを少なくするような努力をしなければいけないんじゃないかと思ひんです。そういうことをやられてるかどうかをお聞きしたい。私は日ごろ毎日、市にきてお身受けするところによりますと、そういう結果にはないよりに考へますので、今後はもっとそれにもとづいて努力する形をしなければいけないと思ひます。要するに、東京には和泉市の出張所でも設けてやらなければ、5百億、千億という事業の財源獲得は不可能だと思ひます。これは答弁はいりません。意見だけ述べて終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ありませんか。

○ 21番(松尾千代一君) 市長、助役の答弁の中で、あと補正を組むのか、組まないのかという問題につきまして、一言申し上げたいと思ひます。

約束はしたけれども、それはできない場合はしようないんじゃないかという答弁のように私は受け取ったわけです。そしてまた一方では、したんか、しないんかわからん答弁しか得られなかった。ご承知のように、先日来の対市交渉におきまして、70億の補正予算を臨持議会で提出するというのを私はこの耳で聞き、目でみてきたわけなんですけれども、その問題に入ると同時に、いや、それは国、府…、この問題についての回答は非常にあいまい過ぎるほどあいまいで、できなければしようないんじゃないかという答弁のように私は受け取った。いったい、これは補正を必要とするのか、しないのかということになると、いや、必要になるかもしれないということをおっしゃった。しかし都合で必要でないかもしれない、進捗状態によって

決めていくんだというあいまいなことで進まそうとするならば、進まず方法もありましょうし進まさないようにすることもある。進まずにはどうしたらいいかを考えておられないように受け取ってます。おそらく本当にこれを進めようとなさるならば、先ほど坂上議員がおっしゃったように、根本的な問題から解決すべきじゃなからうか。しからは、根本的な問題とはなにかと言いますら、地区住民との話し合い、事業形態が整ったうえで話し合いするんだとおっしゃったが、それでは遅過ぎるんじゃないかと思う。事前に地区住民と具体的に相談してしかるべきじゃなからうか、私がかように存じます。

繰り返しますけれども、補正予算について、どのような気持であの場所で7.0億を認められたか。あのときは10人、20人の人の中でおっしゃったのではないはずなんです。少なくとも、千人ぐらいの人はきておった中で申された。そのことが今日になりますと、約束はしたけれども、できないものはしょうないんじゃないかというようなご答弁のように私は受け取っております。この点を明確にさせていただきたい。

と同時に、本当にやる意思があるのか、ないのか、私は再確認したいと思います。もしあるとするならば、手段、方法はしかじかこうこうというビジョンを一応描いてほしい、聞かせてほしい。

○ 助役(藤田利君) ご回答申し上げます。

こういう事業に取り組む私どもの姿勢でございますが、必要な事業は絶対にやってのけたい気持でございます。先ほど、藤原議員さんからのご指摘にもありましたとおり、事前にどんだん国や府に対して補助金の交渉をしてるのかということと関連する問題だと考えますので、同時に申し上げますが、この補助の働きかけというものは、一応、具体的な計画をつくって、その計画を持って府から国へというぐあいに上っていかないかんことはおわかりのとおりでございます。その関係上、現在やってる仕事についての補助等は、まだ金が入っておらなくともなんほいいただけるんだということとはつかんでおります。ただし48年度以降の仕事につきましては、すみやかに事業計画を作成し、その計画にもとづいてものを言わなければ、補助等の話し合いに乗ってくれないのが現状でございます。

したがって、私どもはいま、48年度以降の年次計画についても、急いで各セクションにおいて現在、作成中でございます。

なお補助率等についても、現行の規定による補助だけでは和泉市の負担が非常に大きくなるというようなことで、仕事が終わったなれば終わったで持って行って、80%補助になってない部分は、80%補助まで引き上げてもらう、してしまつたあとで、起債もらつたあとで、なお国、府に努力する。すなわち借金を減らしてもらつ、起債の部分も減らしてもらつ、補助に切

り替えてもらうように、積極的に要請していきたい。これがために特別委員をつくっていただくことを議長さんにもお願いしておるしだいでございまして、皆さんのお力も借りて、しかも組織の力を借りて、市の理事者ともどもに国や府に当たり、絶対にやるべきものはどしどしやっていきたい、かような姿勢でございまして。

○ 29番(坂上国治君) 関連。松尾議員の質問に対する答弁で、必要な事業は全部やっつけますとあんた、大きなことを言うてますけど、先ほど言うた答弁、一べん考えてみなさい。もう口の根がかわるうちにあんた、そんな大きなことを言う。この予算は、このままの状態で行くんであれば認めませんよ。あんたの先ほどの発言、あんたも理事者の中での話し合い、気持では、窓口一本化やから、支部と話し合いして、執行の段階になったら町会と話し合いするという、それであんたらできると思うてんか。必要な事業は全部やっつけます、やっつけられますか、その姿勢で。

○ 助役(藤田利君) ご回答申し上げます……。

○ 29番(坂上国治君) そんなすかみたいな答弁せんと、もっとはっきりせえよ。助役という肩書持ちながら、いままでまともな答弁したことあるんか。もっとしっかりしなさいと言うんです。そんなかいだるいどしとかより言わんなら、急いで手挙げんでもよろしい。なさない、実際、せやから私はさっきから言うように土性骨入ったるか。ほげただけやないか、一人前は。

○ 助役(藤田利君) ご回答申し上げます。

ただいま坂上議員さんのご指摘のところで、支部と相談して物を持ってくるのに積極的な仕事ができるかというご指摘だと思います。私は先の答弁におきまして、支部と協議し、なお積極的に市のつくった計画も提示して、地域住民がなにを求めているかを探索していきながらそれらも合わせて、これは支部から要請されるまでもなく、市のほうから積極的に進めたい、かように思っております。

○ 29番(坂上国治君) あんた、録音かけてもらいや。それやったら、支部と市の作成したのと進めていく。執行の段階で町会と話し合いするとあんた言うが、それでできるんか。しかしもうちょっと普通の頭の人やったら、この判断できるんやが、あんた、頭どないぞなってるのと違いますか。いかにも和泉市の助役として実際なさないですよ。三つ子にひげ生えたら、そんなことぐらいわかりますよ。和泉市の助役さんがより判断せんとは、10万市民が可哀そうやと思う。支部との話し合いだけではいかんと言うてる。それをせんと、町会のほうへ執行段階に移ってから言うていく。「はい、そうですか」と言うてくれるか、くれんか判断せよと言うてる。そんなもん、さよかと言わんぜ。それなのに大きなかつこうして、必要な事業

は全部やってのけますと、ほげただけやないか。大きなほげたはくな。その理由で私はこれには賛成しませんよ、賛成しませんよ、絶対にね。おそらく賛成する人は少ないと思います。皆心配してる。市が計画し、支部とだけ話し合いして事業はできん。事業ができんよりなものには賛成よりせん。

私は松尾議員に対する答弁と、私に答弁したとと食い違いがあるように思います。必要な事業は全部やってのけます、あんた、そんだけ甲斐性あるんやったらやりなさい。しかし私はその理由で賛成はよりせん。せやから、町会にも納得してもらい、支部へも行ってしかじかこうこうするんやったらこれに賛成する。あんまり皆に納得できる答弁もよりせん、あわてて手挙げてへまなことばかり言うんやったら、黙ってるのがましと遠うか。しっかりしなさい。しっかり。20万円の月給が泣きまっせ、かいだるい。

○ 議長(貝淵博治君) 松尾議員に対して答弁。

○ 21番(松尾千代一君) 私から申し上げます。ただいま坂上議員がおっしゃったように、できるというが、できない証拠が一つある。今日、提案しようとしてできなかった理由、なんのためにできなかったか、一応、お聞かせ願います。支部と理事者とが協議の結果できるんならやって下さい。

○ 議長(貝淵博治君) 撤回のやつは議運ですんだんでしょう。

○ 21番(松尾千代一君) できない理由をただしてる。

○ 議長(貝淵博治君) 補正のことについてやって下さい。

○ 21番(松尾千代一君) 補正ですよ。こういう大きな口たたくなということです。できないことははっきりしてる。それにもかかわらず、できるかのようにほげたはいてる。理事者と支部が合議のうえ決定していただくのもけっこうでございます。しかしそれは困難であろう。事前協議したほうがスムーズにいくんじゃなかるうかと坂上議員がおっしゃったと思う。私もそのほうがスムーズにいくんじゃなかるうかと思う。3者が一応、合議のうえで行っていただければスムーズにいくはずなんです。だから、その労をなぜとらなかつたか。幸地区というものがあって初めて生れたのが支部なんです。支部だけが先に生れたものではございません。そういうことからよく考えていただきたい。

私は申し上げたい。だから、もっとスムーズにこの事業を遂行するためには、やはり地元住民との話し合いが最も重要な課題ではなかるうか。その話し合いがなくして、この事業の完遂が不可能に近いと言っても過言でない。にもかかわらず、できる、できるとおっしゃってるがそんな考え方ではおそらくむずかしかるう。さらにできますということをおっしゃってる。できない証拠があるじゃないか。なんのために今日、出されたものを、筋違いとおっしゃるかも

しれないが、できない証拠がここに出ている。

70億の補正を組むと大衆の中で約束されたことを先にやるか、やらないかお尋ねした。そんならえらい人の許可いただかんとできません、できんものなら、そのように答えておけばよろしい。努力しますというならいいけど、組みますということだった。その場逃れが今日までの理事者の考え方であったように私は思います。ですから今後、こういう問題については慎重にお考え願いたいし、皆さんをだましたり、期待にそむかないようにしていただきたい、私はいかに申し上げて終わります。

○ 28番(藤原要馬君) ひとつお願いしておきたい。

市の計画をしなければ資金繰りができないというご答弁があった。だから、公式の場合、それはわかってる。しかし50億、70億の金で先行取得する場合、これを国、府にもなんにも申し上げておかんと、これに対する利子補給があとからできるか、できないかの問題、だからどうなるか。そういう答弁をされて黙っておられない。努力したかと言ってる。50億、70億に対して、国、府から利子補給してもらえるような話し合いがしてあるかどうか。こんなもん、計画せなくれへんなんで、あんたに教えてもらわんでもよう知っとる。計画して、地区内のなにやったら、これはなにを建て、どういう施設をやりますと言えば、府でも資金を貸してくれます。教えてもらわんでもわかってます。そうではない。この50億、70億について、国、府に申し上げておかないと、あとで利子補給の問題で陳情してもできるか、できないかの問題が出てくるから、老婆心から意見を言うてるだけです。それを藤田助役が合わせて答弁してくれるから発言せざるをえない。できるんだったらそれでええ。できないとなったら、市民が大きな負担をかぶらないかん結果が出てくるから申し上げてる。だから、うちはこれだけのものを買いについては先行取得しなければいかん。現在は借らなくても、これに対する根本的な問題、利子補給等のもので考えていただけますかと、あく、あかんは別問題として言うたるか、引っかかりをつくったるかと言ってる。計画など問題でない。70億、80億のことを言ってる。その利子補給がどうなるか案じてるから言ってる。答弁はいりませんが、そういうことをやっておかなければいかんと言ってる。意見だけ言うたが、あんたがそういうことを言うから言わざるをえなくなった。どんな肝違いしてるんか、もっと大きな問題ですよ。2億や3億の土地買りと違うんですよ、10万市民さんに過重な負担にならんようにやっとならないかん。あんた、肝違いしてる。もう一つ奥深く考えてやってもらわな、部課長さんもおられるんだから、十分事前に交渉もし、耳に入れておかなければいけないと申し上げてる。議長、わたしはこれでええですよ。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。直村君。

- 20番(直村静二君) はっきり採決に入る前に言いたいです。この補正予算に対して反対の態度をとりたいです。しかしあなたの先ほどから言ってる点からいくと、同和予算に反対するかっていうことになってはいけなくて、助役さんに抗議したい。私はこの予算に賛成できない理由の一つは、いきなり今日の本会議にこんな膨大なものが出てくる。十分地元との打ち合わせ、さらに財源補助の問題については、短時間ではできない。そういうやり方がいかん。一人委員会でもつくって延ばしてやりなさい。それを強引に採決するのは反対だと言いたい。同和の部落解放については賛成です。しかし23億の代替問題についてもはっきりしない。と同時に、各住民との連絡、計画についても明快なお答えがない。委員会をつくって十分やり、それから出しなさい。今日、あえて採決するのは反対です。

- 29番(坂上国治君) 私もこの問題について、反対の意思を述べたいと思います。

と申しますことは、現在 私たちはこの事業を進めるために、なんとかひとつ考えてほしいということであったのですけれども、市の理事者のほうでは、市で計画し、支部と相談のうえで最終の執行段階に移ってから町会に相談するということですので、私はそれではこの事業は到底、できないと思いますので、その理由をもって私は反対いたします。

- 21番(松尾千代一君) 議長一言、私は予算はもちろん賛成はします。賛成はしますけれども、ここで申し上げたいことは、万が一、不調に終わったときには、議会の責任にすり替えられるおそれがあるわけです。先ほどの言葉もそういうことになっていったと思います。対市交渉の場においても、私はちょっと耳にしております。ですから、この予算については、市長の責任においやるんだということをはっきりしていただきますれば、私はけっこうです。市長はぜひひでも、この予算獲得については全力を挙げるんだということをひとつお聞かせ願いたい。議会が責任をとられることになっては困ります。私は対市交渉で痛切にそれを感じております。ですからそのことだけ、ほかへ責任を転嫁しないということを、皆さんにご迷惑はかけない、あくまでも、私の独力でもってこれをやりますということをひとつお答え願いたい。

- 市長(藤木秀夫君) ご回答申し上げます。

ただいま松尾議員さんご指摘の面については、この予算についての責任というおっしゃり方だったと思いますが、私の責任でもってやるということでございます。そして先ほどより対市交渉でどう回答したというお叱りもあったかと思いますが、対市交渉で約束をいたしましたも、一年はずれる場合もあろうかと思っておりますけれども、これは必ず本部なり、国のほうへ提出し、認めてもらえた事業を次から次にやっていきたいと思っておりますので、その点決して皆さんに責任を転嫁しませんけれども、理事者といえども、議会の皆さんの側面からの

ご協力を賜わらなければ到底、できないと思います。その点ひとつ重々……。

- 議長（良淵博治君） 市長、議会に責任を転嫁しないということを言うたらよろしい。よいなこと言うたらくちびる寒いわな。
- 市長（藤木秀夫君） 転嫁しません。よろしくお願いいたします。
- 28番（藤原要馬君） 市長のいまの答弁では納得いかんと思ひますよ。これは前の対市交渉の中でも話が出たが、議会に相談し、はからなければできませんと言われた。議会に責任を負わされた。50億円の補正についても、当初予算のときに、なんにも知らん間に、議会で坂上議員が質問した中で、今年予算が少ないんじゃないか、少ないのは何事だと追及したら50億を追加しますという問題になった。だから、これは臨時会にしてもらうほうがええんじゃないかということで延ばしたわけです。だから、そういう形を織り込んで議会にすべて相談せなできませんと言った。それで議会はこれを承認しないのですかどうですかと尋ねられた。だから、50億の同和対策事業に対して議会は皆賛意を表しております、反対しませんと説明した。それにもかかわらず、いま市長は本部に出し、府に出して認められたものはやっていますという答弁をされると、いよいよ議会のほうに責任転嫁の形が出てくると思ふ。そんなことになると思ふ。
- 市長（藤木秀夫君） いまの藤原議員のご解釈は、私はそういう意味で言うたんではありません。過日の対市交渉で、議会に相談せないかんということは、議会で認めてもらわなければいかに構想がありましても執行できんという意味で、なにも議員さんに責任を転嫁するわけではなく、私は重々責任を感じておるといふことで申し上げたので、その点ひとつ誤解のないようをお願いしたいと思います。
- 28番（藤原要馬君） やはり議会に相談しなければいけない、議会の承認がなければできないということです。同じことです。責任を議会に転嫁してるわけです。議会に相談しなければできないと逃げようとしたが、その場合、そのままですまされたかどうか、たしか部課長は知っておると思ふ。そこにおいてこれの解決すべき一つの提案というものが出た。それを今日になってそういうことを言われるとは心外だと思ふ。議長、一応、休憩してもらったらどうですか。
- 28番（池辺秀夫君） いま、藤原議員から休憩の言葉が出ておりますが、私もそういう感じがいたします。と申しますことは、この事業につきまして、本当に議員各位が早く完結したいという気持は皆、同じことだと思ひます。それなのに、理事者の不備な答弁のため、これの可否については非常にどうかという感じもいたしますので、一応、ここで休憩していただきたいと思ひます。

- 議長（具淵博治君） 松尾議員の質問に対しては、たくさんのものかずはらんわけです。もの言えばちびる華いと有りて。しゃべったら議員の皆さんにあげ足をとられる状態で、松尾さんにあそこまで有りてもろうて、議会に責任を転嫁しないということが明らかになったら終わってあるわけです。回りくどいことをくどくど有りからこないなってくる。

暫時、だいたい20分ほど休憩いたします。

（午後2時50分休憩）

（午後3時50分再開）

- 議長（具淵博治君） それでは休憩前に引き続きまして、会議を続行いたします。この際、先ほどの答弁に対して修正をさせます。
- 助役（藤田利君） 休憩前に私の答弁がまずくて、皆様のお気にさわった点、まことに申しわけなく、前言を取り消し、衷心よりお詫び申し上げます。今後、事業については、地元の方々と十分ご相談申し上げたいので実施したい、かように存じますので、なにとぞご了承賜われますようお願い申し上げます。
- 29番（坂上国治君） ただいま助役から前言を取り消しすると、これはしかし、その範囲ね、朝から助役の有りたこと全部取り消しするんですか。
- 助役（藤田利君） 私が坂上議員さんのご指摘に対してご答弁申し上げたことでございます。それと松尾議員さんのご二人にご答弁申し上げたことについてであります。
- 29番（坂上国治君） ただいま地区住民の方々に十分話し合いをして、その後事業を進めていくということですね。そうですね。
- 助役（藤田利君） そうですね。
- 29番（坂上国治君） 今後は絶対にその意を曲げないようにして、そして地区住民の方々と十分相談したりえて、円満に事業を進めていくために前向きな姿勢でやってほしい。今日はたまたま傍聴の方々もおられるのですが、十分、いま、ここで答弁なされたことを各理事者が意識してもろうて、円満に事業を進めていけるように確約してもらわんと、ただ単に口先だけでわれわれがだまされておっては非常に困りますので、いろいろな問題に取り組んで十分やっていってほしいと思う。絶対間違いなくそれを実行してくれますな。
- 助役（藤田利君） はい。
- 29番（坂上国治君） はい、わかりました。
- 議長（具淵博治君） ただいま坂上議員さんに対して、理事者より前言取り消しの言葉があったわけです。これは坂上議員個人に対してでなく、全議員にその姿勢でこれから答弁または

実行に移していただきたい、かように注意します。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第48号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長(貝淵博治君) 次に日程第6、「工事請負契約締結について」(市庁舎本館及び別館冷暖房設備工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

工事請負契約締結について

市庁舎本館冷暖房設備工事請負契約を締結するにつき和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき次のとおり市議会の議決を求める。

昭和47年5月19日提出

和泉市長 藤木 秀夫

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 市庁舎本館及び別館冷暖房設備工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 藤木 秀夫 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 55,000,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 大阪市住吉区万代東六丁目3
株式会社 カンダン
取締役社長 仙田 四郎 |
| 6. 工 期 | 自 昭和47年5月19日(議決の日)
至 昭和47年7月31日 |
| 7. 契約保証金 | 2,750,000円 |
| 8. 保 証 人 | 大阪市南区日本橋二丁目28
株式会社 扶 洋
代表取締役 大塚 平八郎 |

和泉市府中町1丁目10-3

府中設備機器工業株式会社

代表取締役 山口 昭 二

議案第 号参考資料

市庁舎本館及び別館冷暖房設備工事概要

1. 本工事は本館(注 議場、宿直室、衛生課消毒室を除く)及び別館事務室の冷暖房を行なうための機械設備を設置する。(熱源はすべて電気による)

主要機器 ・ ヒートポンプ型レシプロ冷凍機

(冷却能力 $197,000 \text{ Kcal} / \text{H}$ 加熱能力 $136,000 \text{ Kcal} / \text{H}$)

・ 電気ボイラー及び蓄熱槽

・ ファンコイルユニットを各室に設ける

2. 本館議場については空冷式ヒートポンプ型パッケージ

(冷房能力 $35,000 \text{ Kcal} / \text{H}$ 暖房能力 $33,000 \text{ Kcal} / \text{K}$) 2台を設置

3. 宿直室、衛生課消毒室についてはパレット型クーラー(夏冬用)をそれぞれ1台ずつ設置する。

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(中塚白君) それでは議案第49号の工事請負契約締結についての提案理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

本件は市庁舎本館及び別館の冷暖房設備工事を施行するものであり、内容は参考資料に記載されておりますように、熱源はすべて電気によりまして冷風を各室に送るものでございます。

なお議場については、建設当時、一応の設備ができておりますので、傍聴席裏に空冷式ヒートポンプ型パッケージを施設するものであります。

宿直室、衛生課消毒室については、夏冬用セパレート型クーラーをそれぞれ設置するものであります。

なお契約の相手方は大阪市住吉区万代東六丁目3、株式会社関西暖房工業取締役社長仙田四郎。契約金額5千5百万円でございます。

なお工期については、ご可決の日より7月31日までになってございます。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 12番（金沢勝君） 工期の問題でございますけれども、あとわずか、この工期では余すところ40日間と相なっております。技術的な面についてはよく知らないわけでございますが、工期内に間違いなくできるかという問題と、少なくとも、冷房については、7、8、9月が使用時やと思います。せっかく設置されるのに、この工期では、すでに1カ月を経過した中で完成しようという請負契約はまずいと思ひ。せっかく5千5百万円という金を入れて、職員の能率増強のため、事務能率の向上のため設置される目的から考えて、すでに必要な時期を3分の1経過した時点で工事が仕上がるという請負契約はまずいと思ひ。

昨年、設置せよと要求したところ、今年は間に合いまへんで、わずか1カ月くらいで1年早く付けるのはもったいないからと、本年度になった中で、3分の1経過した契約をされる。先ほどからの答弁をみても、すべてこういう中で行なわれるから問題が起こる。工期ははっきり守ってもらうという確約と、3分の1の時期を失した契約であると指摘申し上げたい。工期は間違いはないか。明日からかかったかて、あとわずか40日余、1日、原材料も含めて100万円以上の仕事してもらわんと7月31日に完成しないことになりますので、ひとつ技術的な問題と、契約の遅れた理由を具体的に説明願いたい。

以上です。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 建設部長（中塚白君） お答え申し上げます。

先ほど40日ということでございますけれども、7月31日ですので、約70日でございます。しかしながら、ご指摘のように、これは暖房と入ってございますが、暖房をやる部分は一部でほとんど冷房でございます。そういう観点から、7月31日の契約工期で、夏場に冷房が間に合わんということになれば問題外でございます。この趣旨を十分に配慮いたしまして、できるだけ7月31日ということは、安全の圏内ということと絶対で上がる、少なくとも、1日も早くできるように配慮いたしたい、かように存じております。

なお現在まで遅れた理由等につきましては、予算上の問題もございませう。当初予算では3千9百万円ということございましたけれども、とてもそれではできないという事態もあり、一番近い議会に上程するのが本日になったわけでございますので、その点ひとつご了解を賜りたい、かように存じます。

なお繰り返しますが、この7月31日の工期は、遅くとも、ということでご解釈願いたい、かように存じます。

- 12番（金沢勝君） 意見だけ。市長は冒頭に慎重審議、ご可決いただきたいと言われたが、

われわれはもっと早くできるけれども、安全圏が7月31日であるという請負契約であっては、慎重審議は不可能やと思う。やはり技術的に早くできればできるように、工期を早くすれば厳守されるであろうけれども、安全圏内ということならば、人手不足のおりから、やはり徹夜深夜作業もあるでしょうし、工期があれば深夜は高いつくからしない、工期に間に合うたらえんやとなるから、やはり7月31日が工期になると思う。だから、技術的な面はわかりませんが、できましたら7月15日というように繰り上げてもらったらええんじゃないですか、理想的やないですか。そうしないと、部長の答弁では納得できません。

- 建設部次長(林徳次君) それではかなり突っ込んだご質問でございますので、私からお答え申し上げます。

この本館につきましては、具体的に申し上げますと、それぞれの事務室に面する壁の一部を破り配管工事、そして事務室内にヒートポンプ型の施設を置くことをごさいます、昼間はわれわれ、常時勤務をしておりますので、その時間帯には業務に支障を来しますので、工事はしないという前提を引きまして、工期を現実的に算定したのが一応、7月末ということをごさいます。

したがって、ご指摘のような、あるいは部長が答えましたとおり、業務に支障のない範囲でできるだけその時間帯を避けて、契約書の工期は当然、技術的にこういう算定になろうとも、その中で1日も早くご要望に応えたいということで、そういう意味をこめて部長がご答弁申し上げたということをご理解願いたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり可決いたします。

- 議長(貝淵博治君) 次に日程第7、「土地(部落共有地)処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第50号

土地（部落共有地）処分について、

次の土地（部落共有地）の処分について、議会の同意を求める。

昭和47年5月19日提出

和泉市長 藤木 秀夫

1. 処分する物件

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14.876m²

同 所 397番地の2 堤 7.83m²

2. 所有者

和泉市一条院町 和泉市黒鳥町

管理者 和泉市長 藤木 秀夫

議案第50号参考資料

(1) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付のうえ申請致します。

昭和47年3月27日

和泉市黒鳥町904番地

申請人 黒鳥町連合町会長

山 本 修 ㊟

和泉市長 藤木 秀夫 殿

記

処分財産の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14.876m²

同 所 同 番地の2 堤 7.83m²

(2) 確 約 書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚、今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和47年3月27日

和泉市黒鳥町904番地

黒鳥町連合町会長

山 本 修 ㊟

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

記

物件の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14.876m²

同 所 同 番 地 の 2 堤 7.83m²

(3) 部 落 役 員 同 意 書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用权等を放棄したので、市に於いて処分することに同意します。

昭和47年3月23日

和泉市黒鳥町167番地

黒鳥町第1町会長 武 田 松太郎 ㊟

和泉市黒鳥町804番地

黒鳥町第2町会長 奥 村 善 保 ㊟

和泉市黒鳥町753番地

黒鳥町第3町会長 立 石 登司春 ㊟

和泉市黒鳥町904番地

黒鳥町第4町会長 山 本 修 ㊟

和泉市黒鳥町210番地の2

黒鳥町第5町会長 寺 井 富 治 ㊟

和泉市黒鳥町208番地の15

黒鳥町第6町会長 森山 泉 ㊟

和泉市一条院町334番地の3

黒鳥町山荘町内会長 岩槻 芳太 ㊟

記

物件の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14.876m²

同所同番地 堤 7.83m²

(4) 同意書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和47年3月23日

和泉市黒鳥町882番地の1

南実行組合長 川口 喜義 ㊟

和泉市黒鳥町804番地

東実行組合長 奥村 善保 ㊟

和泉市黒鳥町769番地

上泉実行組合長 遠藤 林三郎 ㊟

和泉市黒鳥町918番地

西実行組合長 遠頭 義男 ㊟

和泉市黒鳥町208番地の15

開拓実行組合長 森山 泉 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14.876m²

同所同番地の2 堤 7.83m²

(5) 水利権放棄書

後記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償等の要求は一切致しません。

昭和47年3月23日

水利権代表者

和泉市黒鳥町	769番地	遠藤	林三郎	㊟
同	772番地	立石	宗逸	㊟
同	800番地	奥村	善史	㊟
同	798番地	奥村	年和	㊟
同	830番地	奥村	暹	㊟
同	878番地	浅井	武治	㊟
同	882番地の1	川口	喜義	㊟
同	834番地	浅井	利治	㊟
同	839番地	黒川	長吉	㊟
同	868番地	黒川	幸一郎	㊟

水利権者

和泉市黒鳥町	878番地	浅井	武治	㊟
同	882番地の1	川口	喜義	㊟
同	881番地	西辻	定	㊟
同	892番地	黒川	寅一	㊟
同	862番地の1	浅井	増吉	㊟
同	862番地	熊野	幸治郎	㊟
同	839番地	黒川	長吉	㊟
同	836番地	浅井	市郎	㊟
同	834番地	浅井	利治	㊟
同	151番地	浅井	音治郎	㊟
同	150番地	山川	隆造	㊟
同	149番地の1	浅井	敏行	㊟
同	843番地	田中	清	㊟
同	174番地	浅井	繁治	㊟
同	871番地	山川	新三郎	㊟

和泉市黒鳥町 8 8 7 番地

同 8 5 7 番地

同 8 5 3 番地

同 8 4 4 番地

同 1 3 4 番地

同 8 7 3 番地

同 8 9 2 番地 の 1

同 8 9 0 番地

同 8 5 5 番地

同 8 8 6 番地

同 8 6 8 番地

同 8 8 7 番地

同 8 0 4 番地

同 7 7 8 番地

同 8 0 0 番地

同 8 0 6 番地

同 8 3 0 番地

同 9 1 7 番地

同 9 1 0 番地

同 7 7 2 番地

同 7 6 9 番地

同 6 8 4 番地

同 7 9 8 番地

同 2 0 8 番地 の 1 5

同 2 0 7 番地 の 4

同 1 6 6 3 番地

同 8 1 番地 の 1

同 8 2 8 番地

同 2 8 2 番地

同 1 4 2 番地

同 1 3 3 0 番地

猪 上 辰三郎 ㊟

山 川 市治郎 ㊟

浅 井 符 由 ㊟

浅 井 利 明 ㊟

遠 藤 己 津 夫 ㊟

浅 井 進 治 ㊟

浅 井 義 男 ㊟

浅 井 繁 一 ㊟

浅 井 靖 郎 ㊟

浅 井 冬 一 郎 ㊟

黒 川 幸 一 郎 ㊟

川 口 丸 一 ㊟

奥 村 善 保 ㊟

浅 井 正 稔 ㊟

奥 村 善 史 ㊟

奥 村 新 一 ㊟

奥 村 進 ㊟

奥 村 光 雄 ㊟

坂 口 ヨ シ エ ㊟

立 石 宗 逸 ㊟

遠 藤 林 三 郎 ㊟

立 石 常 春 ㊟

奥 村 一 馬 ㊟

森 山 泉 ㊟

本 山 忠 道 ㊟

松 本 章 ㊟

奥 村 直 ㊟

奥 野 喜 平 ㊟

井 上 延 行 ㊟

黒 川 登 ㊟

木 下 善 一 良 ㊟

和泉市一条院町14番地	山崎幸一郎
同	吉田博
同	桜井治
同	山崎茂
和泉市桑原町150番地	田仲憲治
同 159番地	横田治一
同 236番地	田仲芳一
同 238番地	中塚忠勝
同 158番地の1	源三之助
同 229番地	黒川惣太郎
同 129番地	中塚敏央
同 131番地	中塚恒夫
和泉市村中町5丁目6番43号	源広光
和泉市桑原町65番地	田仲豊
和泉市阪本町	山本貞良
和泉市阪本町549番地	辻東弘
和泉市阪本町450番地	着本佐太郎
和泉市東阪本町282番地	有本浅治郎
和泉市東阪本町361番地	有本彦次郎
和泉市阪本町594番地	奥村吉春
和泉市府中町6丁目8番24号	木下薫
和泉市府中町3丁目12番16号	川端定次
和泉市府中町5丁目7番10号	高橋嗣明
高石市高師浜3丁目15番16号	八野覚

記

和泉市一条院町397番地の1	ため池	14.876m ²
同所同番地の2	堤	783m ²

(6) 黒鳥町総会会議録

開催日時 昭和47年3月20日 午後8時

場 所 黒鳥青年会場

出席者 町会長 山本修 外町会長 4名

町会幹事 黒川幸一郎 外 12名

隣組代表 16名

水利権者代表 10名

委任状による者 148名

(区長) 町会長 山本修 慣習により議長となる。

議長 本夕は風雨のはげしい悪天候にもかかわらず、多数御出席下さいまして有難う御座居ます。定刻7時30分も過ぎましたし、出席者も42名、委任状を加えますと殆ど全員出席して頂いたことになり、総会は成立致します。よって、只今から議事に入らせて頂きます。本総会で御審議をお願い致します案件は、前もって皆様に御連絡申し上げました通り、一条院と黒鳥町との共有のため池、通称大池の売却処分の件、処分金の便途に関する件、以上2件で御座居ます。本町としましては、初めての事で御座居ますので、充分の御審議をお願い致します。

最初に私から大池を売却するに至りました理由について説明させて頂きます。この大池は堤防が非常に高く、補修をする余裕もない為に弱り切って居ります。田子の皆様に幾年も前から、決壊の危険があると大変心配して頂いて居たのです。一昨年の夏、大雨で堤防のほんの一部が決壊致しまして、下流の民家が大変な危険にさらされましたが、市当局が機を逸せず、適切に消防署その他多数の人員を動員されて護岸工事をして下さったので、難をまぬがれることが出来ました。この地域には、大池・わかんぼ池・菰池・鏡池・城の池と大きな池ばかり連結されて並んで居ります。どの池も堤防はガタガタにゆるんで居りますので、もしあの夜、大池が決壊していたらどうでしょう。他の池が次々と将棋倒しに決壊を起こし、芦部町、一条院町、桑原町、黒鳥町の広域に亘り、農地・農作物・家屋等に大損害を与える事は勿論、尊い人命を呑んで居たかも知れません。この事から、田子の皆様が災害防止の為の処置を真剣に検討して下さいました。5つの池を完全に修理する為には、少なくとも8千万円の資金が必要ですが、これは、田子の力では到底不可能です。現在では完全に不用であるばかりでなく、大災害の発起点となる大池を売却し、その資金で鏡池と城の池を完全にすることが一番理想的な災害防止対策だという結論に達しました。

次に菰池・鏡池・城の池を結ぶ農道は、山荘の子供達が芦部小学校へ通り唯一の通学路に

なって居りますが、この農道は、幅も狭く、池のそばを通りますので、雨風の日には親達がつきそって通学して居ります。全く、危険な通学路です。山荘の皆様より、何年も前から、農道の拡幅を要望されて居ります。地域の発展の為にも、良い道路をつける事が絶対に必要なので、この際、大池を売却し、その資金の一部をもって農道を拡幅することが、田子の側で決定されました。田子の皆様のこれからの有効適切な決定に、町会長として、深く感謝して居る次第で御座居ます。

次に、この青年会場は、建てられましてから50年もの歳月を経て居ります。御覧の通り老朽です。町の人口もその時に比し、4倍以上に膨張して居ります。町内の各種団体の文化活動の為には、全く役に立ちません。町民の総てが新築を切望されて居りますので、これにも大池売却金の一部を充当させて頂き、鉄筋コンクリートの会館を建設致したいと考えて居ります。

以上申し述べました3つの主要な理由により、大池を売却する事に致した次第で御座居ます。この大池は、一条院町との共有になって居りますので、話の始まりました時点から、一条院町町会長桜井栄一氏と密に連絡を致して居りますし、且つ意見も完全に一致致して居ります事を申し添えます。

議長 只今、奥村氏から全く同感賛成との発言が御座居ました。皆様、如何で御座居ますか。

(賛成です。異議なしの声)

議長 賛成の方は、手を挙げて下さい。

賛成多数で御座居ますので、大池を売却することに決定致します。

速藤義雄氏 大池売却は、田子の側では昨年5月頃に決めて居ったように聞いて居りますが、それから以後、町会長さん及び役員の方々には、各方面との交渉に御苦労なされた事と拝察致しますが、さし支えのない範囲で交渉の要点をお聞かせ下さい。

議長 交渉は、吾々町会長4名、田子の代表4名でもって必要の都度協議を重ねつつ進めて居りました。その一つとして、大池売却につき市より要望のありました事項につき、説明させて頂きます。

何分、市当局も出水にはコリコリ致して居りますので、大池に集ます雨水をどう処理するか、という事が問題でした。従来、大池の水は、わがんぼ池に落ち、わがんぼ池の水は100mの水路を経て後池に流し込んで居りました。後池の堤もこのままでは危険です。

私達が現地対策を協議致しました結果

- ① わがんぼ池の堤を補強し、且つコンクリートで十分な広さのあるヨギ場を作る。
- ② 100mの水路は、三面コンクリート開放型にする。

③ 水路の水を該池に落とし込まず、余裕のある光明池水路に直接流す。

以上のように決め、市土木課・財政課の担当者と大阪より土木建設会社の技術者を呼び、三者が現場で綿密に打合せを行い、完全な水路を作って安全を期することになりました。

この費用は、買者に負担してもらいより、只今交渉中です。

浅井茂雄氏 売却価格について、御説明願います。

議長 売却価格で御座居ますが、これは、市の評価委員会の議を経て、市と業者の間で決められるのが本筋で御座居ます。何分、あの池は調整区域でありますので、3・4年は使えないと思います。又、あの池には道路がありませんので、造成する為には道路を開設せねばなりません。あの池の3分7分の所に巾20mの計画道路が横断することになって居ります。道が高位置になりますので、土地としてこれはプラスになりません。こんな事から、田子の側の希望の坪1万8千円が適当かと思われます。

黒川幸一郎氏 造成のことについてであります。先年忠霊塔の横の池、最近では現在市有になった土地の谷間を市がゴミで埋めた為に、ハエが大発生し、付近の住民に大迷惑をかけた、けしからん事件がありました。あんな事態にならぬ様、嚴重に処置して欲しい。

議長 誠にごもっともな御注意で御座居ます。私もこの件につきましては、業者から念書を取って置く必要があると思っておりますので善処します。

岩槻芳太氏 何年先に大池の土地が使用されるかわかりませんが、付近との調和を崩すようなハ一モニカ式の建売住宅がゴッシリつまったのでは迷惑です。そんな無謀な事をやらぬ様、業者に嚴重にかけあって頂きたい。

議長 前の件と同様、嚴重に申し入れます。

奥村善史氏 今仮りに売り単価を1万8千円とした場合の売却金の使途について、お聞かせ願います。

議長 この事は、本会議の第2案件で御座居ます。只今、参与に処分金使途の計画案を廻します。御覧頂いて居ります第1項、第2項について説明致します。この区域は調整区域で御座居ますので、1、2の事業については府の補助が受けられると思います。いづれにしても大事業で御座居ますから、吾々の手ではどうにもなりません。それで、市当局、又は光明池当局のどちらかに一任して実施して頂くこととなります。担当して頂く当事者に地元負担金をお預けして置きまして、事業が終了しましてから清算して頂くこととなります。どちらにして頂くか、只今交渉中で御座居ます。

次は第3項ですが、農道拡幅の為の用地確保、これは大きな仕事で御座居ます。田子の側から委員さんを選出して頂き、吾々町会長も真剣に協力して進めてゆきたいと決心して居り

ます。沿道の地主の方々には、大変御無理なお願いを致さねばなりません。地域の発展の為に積極的に御協力下さいます様、切にお願い致します。計上致してあります金額は、ほんの雀の涙程で申し訳ありませんが、御勘弁願います。私の一番の苦しみはこれなので御座居ます。

次に会館の建設ですが、鉄筋コンクリート2階建、延坪90坪、所要費1,350万円と予定して居ります。そうしますと、計上の額では500万円不足します。幸い、最近市当局から黒鳥小学校のプール建設用地として、とべつと池の買上げが言われて居ります。まとまりましたら、調達出来ます。この件につきましても、皆様の御援助をお願い致します。市や光明池に対する支払いは、先方の条例で決められて居ります通りであります。以上で説明を終わります。

黒川長吉氏 よくわかりました。つきましては、処分金の配分、分配金の使途については、町会長に一任したいと思います。

議長 丹今、処分金の配分、分配金の使途について、村会長及び役員に一任するとの提案がなされました。如何で御座居ますか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの方が多数で御座居ますので、処分金の配分、分配金の使途については、町会長及び役員に一任と決定致します。

川口喜義氏 区長さんは、町会長の仕事の外にお墓の事、小学校の事等、随分とお忙しいからだと思いますから、お助けさせて頂く為に、会計は専任者を選んで担当させては如何ですか。

議長 誠に嬉しい御提案で御座居ます。私もそうさせて頂きたいと考え、人選を役員に依頼してありました。この道に極めて明るい適任者、山川市治郎氏と奥村新一氏をお願い致したいと思っておりますので、皆様の御承認をお願い致します。

(賛成、賛成、拍手、拍手)

議長 全員賛成で御座居ますので、会計を山川、奥村両氏をお願い致します。

以上で、大池売却処分に関する議案の全部を慎重に審議して頂きました上、可決決定されました。皆様の御協力が、将来の明るい町作りに連なります事と確信致します。

これにて、会議を終わります。

昭和47年3月20日21時10分

議長 山本 修 署名者

上記は、昭和47年3月20日の黒鳥町総会の議事録に相違ありません。

昭和47年3月21日

黒島町町会長 山本 修 ㊟

(7) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付のうえ申請致します。

昭和47年3月23日

和泉市一条院町77番地の1

申請人 一条院町々会長

桜井 栄一 ㊟

和泉市長 藤木 秀夫 殿

記

処分財産の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14876m²

同所同番地の2 堤 783m²

(8) 確役書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚、今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和47年3月23日

和泉市一条院町77番地の1

一条院町々会長 桜井 栄一 ㊟

和泉市長 藤木 秀夫 殿

記

物件の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14.876m²
同所同番地の2 堤 7.83m²

(9) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することに同意します。

昭和47年3月23日

和泉市一条院町77番地の1

町会長 桜井 栄一 ㊟

和泉市一条院町55番地

町議員 山崎 宇三郎 ㊟

和泉市一条院町95番地

町議員 阪口 新一 ㊟

和泉市一条院町9番地の2

町議員 吉田 博 ㊟

記

物件の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14.876m²
同所同番地の2 堤 7.83m²

(10) 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和47年3月23日

和泉市一条院町17番地

一条院町実行組合長 山 崎 茂 (印)

記 録

処分財産の表示

和泉市一条院町397番地の1 ため池 14,876m²

同 所 同 番 地 の2 堤 7,833m²

(1) 一 条 院 町 総 会 会 議 録

開催日時 昭和47年3月19日 午後7時

開催場所 町会長 桜井栄一 宅

出席者 町会長 桜井栄一

実行組合長 山崎茂

町議員 3名

各班代表 3名

水利権者代表 2名

委任状による者 66名

議長 桜井栄一

定刻に至り司会者山崎茂実行組合長開会を宣し、桜井議長議長席につき挨拶ありたるのち議事に入る。

第1号議案 ため池(通称大池)売却に関する件、山崎茂実行組合長より大池および堤売却処分の理由について下記条項通りの詳細な説明をした。

残存溜池の堤防改良強化のため

該当農道の拡幅のため

一条院町集会場建設のため

議長からも別添要項の説明を重ねてし、一同に諮ったところ異議なく全員一致で承認した。

第2号議案 大池および堤処分金の使途に関する件

山崎茂美組合長より それぞれ別添資料により詳細にわたり説明した。議長からも補足的説明した。一同に諮ったところ、全員一致で承認した。町議員山崎宇三郎氏から町内会館建設費の一条院町配分金が明示されたので現古寺が倒壊すれば隣家に被害をあたえる恐れがあり至急撤去する様要請あり。

大池及堤防売却処分理由の諸条項

第1理由 残存する溜池堤防改良強化のため

数年来懸念されていた大池堤防が45年度の大夏の大雨のため一部分決潰、これを契機に大池の在り方が検討され、これに関連するこの地域一帯に点在するわかんぼ池、菰池、鐘池、城の池の堤防も老朽にして決潰の危れがあり、これら各池の堤防改良強化には莫大(約8,000万円)なる改良資金が必要とされ、その財源の捻出方法に研究された結果、危険のみ醸す大池は水利上からも不必要であり、また廃池にしても、今後何らの諸問題が残らず、これを売却処分し他の残存する溜池の堤防の改良強化に充当することが最も適正であるとされ売却処分金使途分割上の関係等老朽度から鐘池および城の池の2つの池の堤防改良強化する事が合理的となされこれを大池及堤売却処分の一つの理由とします。

第2理由 農道拡幅のため

該当農道は道幅狭く一条院山荘の学童芦部小学校への唯一の通学路にて、悪天候の場合は危険がともない山荘町内より道幅拡大の要望があり、又附近一帯の農業の発展並びに地域の発展にも寄与することが大である。よって売却処分金の一部を農道拡幅工事費地元負担金およびⅥ地費に充当することとし売却処分の理由の一つとします。

第3理由 集会場建設のため

昔より存在する古寺を10年前まで集会場として利用されていましたが、現在倒壊寸前にて危険があり使用出来得ず、町内全員の集会には屋外集会が行われており、各種団体等の会合にはその役員宅にて行われているため役員選出にも会合出来得る場所があることが1つの条件になっている。この様な現状から、集会場の必要性は町内皆々の念願するところであるが、世帯数僅少のところ7割までもアパート、社宅に居住する世帯状況から、町内での建設資金の調達が出来ぬまま現在に至っているが大池及堤売却処分する事により町内会館建設費資金とし計上配分されるので売却処分の理由の一つとします。

午後9時20分

上記は、昭和47年3月19日の一条院町総会の会議録上相違ありません。

昭和47年3月20日

一条院町々会長 桜井栄一 ㊟

(2) 和泉市一条院町、和泉市黒鳥町共有地(大池)
売却処分金計画使途明細書

市に対する処分金支払額	29,843,100円
光明池土地改良区負担金	6,217,300円
鐘池、城の池堤防補強工事費	10,000,000円
農道拡幅工事費	6,000,000円
農道拡幅用地費	4,000,000円
水利権放棄補償費	14,602,800円
一条院町々内会館建設費	5,626,459円
黒鳥町々内会館建設費	8,976,341円
計	85,266,000円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和37年3月27日

一条院町々会長 桜井 栄一 印
黒鳥町連合町会長 山本 修 印

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではただいま上程をいただきました議案第50号、土地処分についてを説明申し上げたいと存じます。

本共有地は、一条院町に所在する一条池町並びに黒鳥町の共有地でございます。通称「大池」と申しております。今回、一条院町及び黒鳥町の両町会長より、それぞれ関係書類を添えて処分申請がございましたので、それに伴い処分のご提案を申し上げます。

処分の内容でございますが、物件は表示してございますとおり、一条院町397番地の1、ため池、14,876平方メートル、同所397番地の2、堤、773平方メートル、合計15,659平方メートル(4,737坪)でございます。

このため池は一昨年夏、大雨により堤防の一部が決壊し、下流付近の住家が危険にさらされた池でございます。地理的には進入道路もなく、周辺山林で山の谷間に位置しております。

この池の下にはわかんぼ池、藻池、鐘池、城の池が連結し、どの池も堤防が十分でないため、本池が多少にせよ決壊した前歴がありますので、もしそのようなことが今後起きると、次々と将棋倒しに壊れを起こし、下流の広域にわたり農地農作物、家屋に大被害を及ぼす池であるとともに、水利上も不必要であることから、水利権者並びに地元町会においては、この池を売却することによって、一部処分金により下流池を補強することが適当であるとのことから、今回処分申請が出されたものでございます。

本池は、都市計画道道路上・下の官線の用地にもかかっておるわけでございますので、処分の時点において、道路用地部分は市が買収いたす計画でございます。

処分価格につきましては3.3平方メートル当たり1万8千円、総額8千526万6千円でございますが、道路用地分の約2.190平方メートルにつきましては、処分単価と同じ価格で市が買収し、分筆登記をし、残余の部分については、栄和興業株式会社に売却しようとするものでございます。

次に処分代金の使途でございますが、市に対する繰入額は2千984万3.100円で、先明池土地改良区負担金621万7.100円、水利権補償費1.461万2.800万円、鐘池、城の池堤防補強工事費1千万円、農道拡幅工事費、一条院並びに黒鳥町町内会会館建設費に2千460万2.800円となっております。合計8千526万6千円と相なるしだいでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、可決ご決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。田村君。

○ 11番（田村清房君） 続いて2件、同じ部落有財産払い下げの件でありますので、私の質問は3件にわたって関連ありますので、3件ともお尋ねしておきたいので、お許し願いたいと思います。

まず一番先にご指摘申し上げたいことは、一週間前に私どもに送付された議案が、不備な書類のまま送られた。そして、この審議に入る前に誤びゆう訂正か、正誤表を配ってある。議会の審議とは、私はそんなもんでないと思う。それらの点について、このことだけになぜこういう結果が生れたか、ひとつお答え願いたいと思います。

二番目に本件三つともに当然、早々と計画決定打ってある土地があると存じております。それにいまの総務部長の提案説明の中に、それらのことを一つも含んで教えてくれなかった。これは市が払い下げするのが本当なのか、それとも市が譲り受けるのが本当なのか、この点、私たちは解釈に迷うのであります。はっきりとお答え願いたいと思います。

第三番目に価格評価のことについてですが、特に肥子池の価格が最も場所もよいし、値段の高いところに位置しておりますので、相当な価格になっております。もちろん、評価委員会の方々の決めていただいたこととございますので、間違いのないことと存しておりますが、市が払下げるとここに掲げてある金額が坪当たり15万円余なんです。私たちの聞いているところでは、池地は普通の土地の7割に評価基準を置くと聞いてるんですが、それからさか上って勘定すると22万円になると思う。この点の説明をひとつしていただきたいということです。

四番目に双方ともに関係のあることですが、特に肥子池が公園用地として先行取得するようでありますが、公園の事業決定はどのようにされているのか、まだされていないのなら、いつ決定し、何年次にわたって行なおうとしているのか、その計画のほどがありまじらお教え願いたいと存じます。

五番目に、聞くところでは、肥子池の価格よりもっと高い値段で一般の方から買い受けようということがあったそうでございますが、公園の計画決定がじゃましているために市に買ってくれなくなったそうでございますが、今後もこれに類似したことが和泉市の方で起こってくるかと存じます。そのときにどういふ処置を考えていらっしゃるのか、この点ひとつ明確にお答え願いたいと存じます。

六番目に、これらのように市または市の開発協会が、市民との間に売買関係を結んだとき、公共用地の取得等で1200万円までの控除が認められているようですがこれらのことについて、私にはつらい経験を持っておりますので、この点公課公租という、税金についてのことについて、相手方に間違いのないように指導していただくよう、どのようにお話しして下さっているか、ひとつお聞かせ願いたいと存じます。

以上、お尋ねします。お答えによりましては再度、お尋ねすることになると思いますが、はっきりとお答え願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 総務部理事（庄司清君） 私よりお答えさせていただきます。

まず第一点の書類不備のまま議員さんのお手元にご送付させていただいた点でございますが、まことに私どもの手落ちでございます。私のほうから議案を送付する段階におきましてその一部を落したということで、皆様の机の上に配布させていただいたということで、全く事務担当者の手落ちでございますので、お詫び申し上げ、お許しいただきたいと思っております。

次に二点目のため池の計画決定との関係で、市が譲り受けするのであるか、それとも処分するのであるかというお尋ねでございますが、今回、ご提案申し上げておりますのは、これはあくまでも部落の共有地でございまして、これを処分議決を賜わるということとございまして

で、譲り受けではなく、処分ということになるわけでございますので、その辺よろしく願いたいと思います。

それから次の問題につきましては、52号の議案に該当すると思いますが、関連するのでお答えさせていただきます。

価格の点でございますが、ため池は通常、7割が正しいのではないかとご指摘でございますが、一応、このため池処分の価格の問題につきましては、路線価格を基本に置きまして、周辺の売買実例というものから地理的条件あるいは今回、処分しようとする条件等、プラス、マイナスの要因がございます。これを計算して割り出しておるわけでございます。価格の点につきましては、過日も評価委員会におはかりいたしまして出しておるわけでございます。そういうことで、お尋ねの肥子池の価格の割り出しにつきましては、あくまでも路線価格を基準として算定をいたしましたわけでございます。

なお付け加えますが、ため池でございますので、その埋め立ての造成工事費と申しますか、それは差し引きいたして価格の決定をしたわけでございます。

次の点につきましては、建設部のほうからお答えをしていただきたいと思います。

○ 建設部長(中塚白君) それでは公園の計画概要を申し上げます。

まず第一点の施行年次でございますけれども、私のほうの計画では、48年から51年の間にやりたいと思っております。

なお事業決定につきましては、本年度中に打ちたい、かように存じております。

なお事業概要でございますけれども、一応、公園ということでございますので、当然、池の埋め立て、それに伴う上の施設、公園に要する物件、諸施設を施行したいと思っております。概算事業費が用地費を含め4億程度になろうかと存じてございます。

なおこれにつきましては、国に申請をあげて補助を仰ぐ所存でございます。

なおこの用地取得にからみまして一応、私のほうも建設省の事前承認をもらうべくいま、作業をやっております。

なお第二点の計画決定をした土地の今後の買収は、しからば、要請があれば全部買収するかという意向でございますけれども、現在、和泉市内で公園、街路等、かなりの計画決定がなされてございますが、全部が全部、要請があれば買収ということは、財源等の見地からとて不可能でございます。まず新法にもうたわれておりますように、少なくとも、市街化区域内の街路、公園等については積極的に進めていきたい。なるほど、先ほどご指摘ございましたように、少なくとも、事業決定をして初めて買い取り請求があり、買収するのが本筋でございますが、やはり、まして市街化区域になりますれば、土地が年々上昇して参っております。

そこに公共事業を施行するとなれば、先行取得をしていかなければならないのが現実の姿でございます。

なお特に肥子池公園につきましては、和泉市内の市街地の中の繁華街の中での近隣公園にして、児童公園というものは非常に不足でございます。やはりこれをやるためには、少なくとも早い時点で手を打っていかなければならないという考えのもとに、一応、私のほうとしては、先行買収ということに踏み切ったわけでございますので、ひとつこのへんご理解賜りたいと思います。

なお市街化区域内の計画決定分につきましては、私のほうも財源と必要度に応じて事業を進めてまいりたい。それに伴う土地の取得につきましては、鋭意やっていく所存でございます。

以上、簡単でございますけれども、一応、私のほうの関係のご答弁は終わります。

- 11番(田村清房君) いま、ご答弁願ったのですが、手落ちであったという財政からの答弁でありましたけれども、私はそれは認められないと思うんです。と申し上げますのは、三つそろって出てるうち、前の二つが書類が整っており、ただ一つだけが整っていない。それが手落ちであるとか、落ちたとかいう答弁にならないと思います。みんながないんだったら、私の指摘したことが指摘に過ぎないが、これは前の二つは完全に整っており、しまい一つだけがない。とやかく言うてきたら、今朝から机の上に並べてあり、これを差し入れて下さいとも、なにして下さいとも言わずにすんでいってる。その点をご指摘申し上げたい。私だけでないんです。議会議員というものは、みんな真剣に、その証拠にもとづいて、その書類にもとづいて審査しようとしている。また審議してきている。それを足りない書類を出して、これで審議して下さいなんてことがあってはいけません。この点今後、心得ていただきたいと思うのであります。

第二番目に、総務部理事が処分だけをお答え下さっておりますが、次に四番目で、公園敷地に買うんだという、私はそんなとやかく、ややこしいお答えをすることは無いと思うのです。市が絶対、どうしても買わなければならない土地なんです。もう何年か前に、その土地を使うんだと計画の中に入れて決定してある。それをいま、処分だということがおかしい。これは市が買うんでしょ。その点はっきりとしておきたいと思います。私は買うことと確認してあります。

- 総務部理事(庄司清君) 三件ともじゃございませんが、肥子池、大池は提案理由の中にごございました下の官線、それと公園計画に伴う肥子池の部分、これは市が直接買収する分と、開発協会にお願いする分とがあるわけでございます。

- 11番(田村清房君) とにかく、市が持たなければならんことは、あんた方がこしらえて

ある地図の計画の上に入ってる。あんたらが計画した、だから買うんだと答えて下さってけっ
こうなんです。こべつと池についても、黒鳥小学校の用地として買うことになるらしい。学校
建てるときから計画に入ってる。そういう総務部長の提案説明から、いまの総務部理事の答弁
に至るまで、なにかこり、包み隠ししてるような答えはどれも気に入らん。あからさまに言っ
たらいいんですよ。建設部長は来年に肥子池を事業決定して、4億なんぼいるんやけどやるん
だと言ってるんやから買わないかん。市が直接買うんか、開発協会さんのお世話になるんか、
その点は今後、出てくることだが、買い手があるから買わなければならんから、これを処分す
るんだと思う。私はなんやこり、あいまいな、これは財政と事業の間の見解にもあろうと思
いますけれども、ひとつまとめて市が事業にぶつかっていくという姿勢のもとにご答弁願わな
ければ、こういうことが起きてくる。

第三番目の問題ですが、22万円が正当だとおっしゃるのなら、これはこばみません。財産
評価をしていただくときに、必ず私は内輪でしてると思う。やはりそういう基準を踏まえて、
高くなるうと、安くなるうと、間違いのない評価をしていただきたいと思います。

それから四番目に、来年度からやるんだというお答えですが、この問題が起こったのが、た
しか3月23日に会議があって、ここの議案の中に入っておりますが、そして事業決定を打っ
てやっていこうとする動きを出したのが3月以降らしいと承っております。そうすると、あん
たがあそこを買わねばならんようになったから、公園の事業決定を急いでするんだととられる
おそれもあるんですが、今朝から私は聞かせていただき、みせていただいてそういうふうに受
け取ったんですが、よもや、そんなことはないと思えますし、またいまから来年というはっき
りしたお答えを願ったので、何年次において、あの7千坪ある肥子池を市が公園として完成さ
していただくのか。市街化区域の市民があるがれ、待ちこがれている公園を最も早い時点で完
成させ、そして周辺の皆様方のご期待に沿うように努める。いま、4億円というお言葉を賜わ
りましたが、このぐらいのことは、いまの和泉市のやっている状態から考えたら、来年1年で
でもできる可能性があると思えますが、その点理事益の皆様はどのように考えてるのか。もし
いままでのように計画決定の打ち放しで実施せず、ちまたに起こっている難問題を解決しな
ければならない時点が起こったとするならば、私は大きな問題になるうと存じます。その点お
いて計画決定と事業決定との差を私なりに考えるならば、計画決定というものは、これは絶対
的なものではないと思ってるんです。変えれば変えられる。そこで肥子池についても、計画決
定を打ってあるがために、肥子の皆様に大きな迷惑をかけてる。他の方からもっと高い値段で
買おうというんだが、市の計画決定を打ってあるから売れないという、これらのことは諸々方
々にある。私も審議会の委員として、これらのことを決めるのに都市計画に参画もさせていた

いただきましたし、いろいろの意見を述べてまいったんですが、池という池、あらゆる方向に道路あるいは公園計画、何々計画と、総合計画の中に赤や青で塗られている。もし、こういうことがちまたに起こってくるならば、和泉市がどのようにさばっていくかということなんです。

私は肥子池を払い下げを云々と言いのではないんです。あなた方が計画決定を打ったのが、どこに起因してるかということです。市が都合のええときに、じゃまにならないようにのけていただくように、3年も5年も前から決めて打ったものが計画決定なんです。この肥子池をこのままの状態でするならば、私は大きな問題が起きてくると思うのです。というのは、「じゃ、私のほうも買いにきてるんや、買って下さい、買って下さい」ということが出てきた場合、いま、事業部長がおっしゃったような大きな問題がそこらちにあるから起こってくるということ、それをおもんばかったときに、これらを肥子の人にゆだねてあげて、市が持ちちゃくしてる土地があそこにあるんじゃないですか、1700坪ですか、ほほ2000坪に近いほど遠くない府中の東側に、消防の土地の代替か、消防の土地とかいう名目で購入した土地がある。消防署を建てようとしたが狭かった。これらのことを変えてやって、住民さんに権利の妨げにならんように考えてやるのも一案であろうと思うのです。肥子の人か売ろうと思いたかて、市へ買ってもらうなどこへも売れんということなんです。そういうふうに市がしてある。だから、待ってもろうてもいける、それが計画決定なんです。それがいけないとするならば、住民さんに肥子池を譲って、計画変更して、あの池の分を向こうへ持っていくならば、1億2千9百万円の金が市に入るといことなんです。それであの隣なり、またはその近辺で買えばたしかにいけるということなんです。だから、住民の権利の行使に妨げにならんように考えてやるべきだと存じますし、また今後、起こってくる問題を心配するときに、どうしても大きな問題の発火点になるだろうという感じもするんですが、その点どのように考えていらっしゃるか。

それから第六番目にお尋ねしておきたいのが、これらの売買に関する税金のことです。私、昨年春、和気の新池を買っていただきました。水利権者が少しばかりの金をもらった。そしてその税金対象にいま申し上げた1200万円の簿冊をつくって、それが原因でいま、公共事業にものを買ってもろうても、和気の土地にはこれが適用されないという結果を生んでいるんです。私はこの経験を持ってる。それにはいろいろな手を尽さなければならぬし、原則からいって、これが再び適用されないという経験を持ってる。その点をおもんばかって、肥子の皆様方にも十分よき指導をしてあげて、わずか50万円か100万円で、1200万円の控除をぶっ飛ばすことのないようにしてやっていただきたい。これはお尋ねより、私からお願いを要望しておきたい、かように存じます。

とりまとめて申し上げますならば、そんな行きあたりばったりなことをしていただいたならば、今後、起こってくる和泉市内の問題をどういうふうに処理していくか、心配でならないんです。だから、はっきり包み隠しのないように表へ出して、われわれと相はかってこれらのことを進めていただかなくては、朝から何回も繰り返されているようなことがまたそう、問題ごとが起こってくると心配でならない。この点どうお考えか。当事者がその心配はないんだとおっしゃるならばけっこうですし、あるならば、改めてどうするんだということをお答え願いたい。

- 建設部長（中塚白君） 先ほど私、事業施行の年次も合わせてお答えしたつもりなんですけれどもこれはあくまでも予定でございます。少なくとも現在、議案に拠つてますのは池の処分でございます。早晩、やはり公共用地取得という形で載ってまいります。最終はご承知のように、目的は公園でございます。市街化区域の中で、しかも府中近辺におきましては、いずれも地価はかなりの金額になってることはご承知のとおりでございます。今後、公園、街路等を進めていく場合、いま、ご心配の点は、われわれ当事者としても十分認識いたしてございます。しかしそれをどう財源とマッチさせていくか、これらがわれわれに与えられた問題であり、計画決定をしてあるところは私権の制限が加り、それらの事業化をすみやかに講ずるのがわれわれ行政の仕事でございます。しかしなにを申しまして、財源に問題がございます。それを十分、われわれも参酌いたしまして、少なくとも、事業はできるだけ早い時点で進めたい。

なお肥子池の問題につきましては、先ほど来私、申し上げておりますように、和泉市の公園は面積の割に非常に少ないということで、これは45年に計画決定した公園なんでございますけれども、なおそのうえに市街化区域の中で、しかも人口密集しておる場所での公園が非常に少ないということで、これの施行は緊急を迫られたわけなんでございますけれども、たまたま事業決定等の措置が遅れておったことは否めない事実で、その点当事者として不徳の至すところでございます。しかしながら、遅ればせでも、近隣公園の一つでも確保をはかるんだということで本年度事業決定を打ち、48年からかかりたいと申し上げておりますのは、まだこれは用地の買い戻し、事業認可となりますと、私のほうの今後、やらなければならない仕事といたしまして、かりに開発協会に先行取得していただく場合、当然、国の補助対象に乗せるためには建設省の事前承認も必要であり、国の手続き等からして、少なくとも来年度、買い戻しの予算計上をいたしたいということでございまして、それと合せて実際にでき上がるのが一応、

51年を目途としていきたい、かように存じますので、その点よろしくお願い申し上げます。

なお他の計画決定してある分につきましては、特に公園、街路等につきましては、先ほどご

指摘のように変更可能な分、やはり土地の問題もございまして、計画決定してしまから、なんでも買りんだという姿勢は持ってございませぬ。しかし計画決定したものを、なんの理由もなく変更できないわけでございます。その点の事情もよくご賢察賜りまして、今後ともひとつご指導のほどお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） ちょっとおはかりいたします。時間も5時10前でございませぬ。会議の都合上、時間延長に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ聲あり）

それでは時間延長いたします。

- 11番（田村清房君） 時間延長していただきましたので、一つだけお尋ねしておきたいと思ひます。この間も総務委員会で問題になったのでございませぬけれども、開発協会と市との間で結ばれていく契約の中でいろいろと問題が生れた。そのことから関連してたしよめておきたいと存じませぬが、今度、どのみちこれを買りにていただくのが開発協会になろうかと存じませぬ。先行取得で代って買りにていただくことになるんでございませぬが、この中で肥子池あるいはまた概算5億ほどの金になると思ひますが、この中で35%というものが市の権利である。そうすると、買りにていただくとか、お世話を願う範囲の金額は5億ですが、お世話願う土地の価格というのは3億足らず、その点今度、取得と処分との間に起こってくる勘定の計算、これはどのようになるのか。やはり5億円のお世話をしてもよろうことになって、その勘定の率で手数料を引かれるのか、この点ひとつ明確にしたいと思ひます。

- 28番（藤原要馬君） 関連。ただいま田村議員からいろいろの質問があったわけにございませぬが、この他人の地所を市が勝手に計画決定を打ち、そして処分させないということはおもつてのほかだと思ひます。だから、公園計画をするときには、すでにそれだけの資金繰りも十分に考えてやつかなければならぬのに、なにもされておらないような答弁だったと思ひませぬが、おかしい。これは都市計画審議会で審議してもらってらんでございませぬ。前にも言うたんでございませぬが、人の土地を審議会だけでパチンと押さえてしもうてどこへも売らせない、処分できないということは、あまりにも住民に圧迫が激しいと思ひます。そのときに私が言うた、上代議員が審議会の委員ですが、それでこの池の処分、公園になってきたときにはどういう方法をとるか。地元が売ると言ったときには、評価格で買りにてやるのかと質問した。それで十分やりませぬということだったので承認したということ聞いた。それでこの池を処分したい、ほかから買りにてくるから処分したいと言うてきたら、「計画決定を打ってあるからだめです」ということでは不合理だと思ひます。

それと田村議員が言われた買り上げの算定方法ということですが、それでは突っ込んで前の

ことを聞きたいんですが、和気の新池というのは、なにも計画はなかったわけです、あのときはね。それを和気のほうから買うてもらいたいという要望があったために、学校敷地として途中で変わって来た。それを現在、市があれを買い上げてあるのかどうかの問題もある。学校はいつごろ建つのか、今年の予算にもない。中学校用地として買うていこうとしたけれども、面積が狭くて中学校の用地にならないので、小学校の用地に変更するんだという話も聞いておるんですが、これは計画を立てて買ったのかどうか、緊急を要するがために買ったのかどうか、こういう問題もあると思います。

だから、やはり都市計画審議会に提案するときには、十分考えてやってもらわなければいけないと思う。当時の肥子の町内会長は吊し上げて会ってる。「お前がこれを承認したから公園敷地になったんだろう、そのとき聞いたるんやろら」とね。これは総務部長も知ってると思う。目の前で言うておりました。どないしてくれるんか」と抗議を申し込んでおります。だから、これは地元の要望に応じて今後もやらなければいけないと思う。ここだけじゃない。もっと早く打ったところ、おかましく言うてるところはよけいある。これはどうなるんかということです。計画決定というものは解除できるんか、できるんやったら皆解除してやったらええ、喜ぶ自由になるんやから。だから、地元も18万、20万で買いにきても売らずに、やはり市に協力しましょうということだから、こころは十分理事者も考えないかんと思うのです。そこらへん、一べん田村議員の質問に合わせてご答弁願いたいと思います。

○ 総務部理事(庄司清君) お答えいたします。

まず田村議員さんと質問の開発協会より買い戻す場合、付帯事務費を35%も含めて払うのかという点でございますが、この点につきましては、一応、契約金額ということに相なりますので、35%を含めた金額が基礎となりますので、ご了解いただきたいと思います。

あと藤原議員さんの点で新池買収の件でございますが、それは市の46年度の予算をもって買い取りを行なっております。これはあくまでも学校の必要性から、その位置に決めたということで、市のほうで買収されたものでございます。

○ 建設部長(中塚白君) 先ほど、田村議員さんにご答弁申し上げており、重複する点もあろうかと思いますが、再度、私のほうの考え方を申し上げます。

なるほど、計画決定をした場合、当然、私権の制限が加ってまいります。問題は、計画決定してある部分については、早期に事業をやるのが先決問題でございます。そうすることによって、先ほどから出てる問題もなくなるんじゃないか。特に肥子池等についても、計画決定してあるから、逆に私のほうから先に手を打てばいいんですけども、どうしても現在の市の財政状況からして、あと追的なことになってるのが現実の姿でございます。今後、そういうこ

とはできるだけ避けまして、できるだけ計画決定を打ってある分については、早期に事業化をはかるようにそして無暗に私権の制限が起こらんようにひとつ配慮したい、かように存じますので、ご容赦賜りたいと存じます。

- 28番(藤原要馬君) よくわかっておりますので、関連してお願いしておりますが、総合計画は2年も3年も前から言うたが、審議会でやってるらしいのですが、われわれは知らない。だから、審議会に出てる議員さんは知ってるが、われわれは肥子池が計画決定を打たれたのも知らない。地元で聞かれて、わかりませんよということです。お前は議員としてなにしてるんだと糾明された。そういうことのないように、できるだけ早く総合計画をやりなさいと言うてる。総合計画をしたなれば、議会の議決を要するから、全議員がどこに公園、道路ができるかがわかってきてるはず、恥かかなくてもすんだ。だから、総合計画を早くつくり、1日も早く議員の皆さんに知ってもらうように提案をしてもらいたいと要望して終わります。

- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第50号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長(貝淵博治君) 次に日程第8、「土地(部落共有地)処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第51号

土地(部落共有地)処分について

次の土地(部落共有地)の処分について、議会の同意を求めらる。

昭和47年5月19日提出

和泉市長 藤木 秀夫

1. 処分する物件

和泉市黒鳥町703番地の1 ため池 1,325m²

同 所 703番地の3 堤 396m²

2. 所有者

和泉市黒鳥町、和泉市伯太町

管理者 和泉市長 藤木 秀夫

議案第 51 号参考資料

(1) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和 47 年 3 月 31 日

和泉市黒鳥町 904 番地

申請人 黒鳥連合町会長

山 本 修 印

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

記

処分財産の表示

和泉市黒鳥町 703 番地の 1 ため池 1,325m²

同 所 703 番地の 3 堤 396m²

(2) 確 約 書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚、今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和 47 年 3 月 31 日

和泉市黒鳥町 904 番地

黒鳥連合町会長

山 本 修 印

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

記

物件の表示

和泉市黒鳥町 703 番地の 1 ため池 1,325m²

同 所 703 番地の 3 堤 396m²

(3) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したため、市に於いて処分することに同意します。

昭和47年3月31日

和泉市黒鳥町167番地

黒鳥第1町会長 武田 松太郎 印

和泉市黒鳥町804番地

黒鳥第2町会長 奥村 善保 印

和泉市黒鳥町753番地

黒鳥第3町会長 立石 登司春 印

和泉市黒鳥町904番地

黒鳥第4町会長 山本 修 印

和泉市黒鳥町210番地の2

黒鳥第5町会長 寺井 富治 印

和泉市黒鳥町208番地の15

黒鳥第6町会長 森山 泉 印

和泉市一条院町334番地の3

黒鳥山荘町会長 岩槻 芳太 印

記

物件の表示

和泉市黒鳥町703番地の1 ため池 1.325m²

同所 703番地の3 堤 39.6m²

(4) 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和47年3月31日

和泉市黒鳥町918番地

西 実行組合長 遠 藤 義 男 ㊦

和泉市黒鳥町769番地

上泉実行組合長 遠 藤 林三郎 ㊦

和泉市黒鳥町804番地

東 実行組合長 奥 村 善 保 ㊦

和泉市黒鳥町882番地の1

南 実行組合長 川 口 喜 義 ㊦

和泉市黒鳥町208番地の15

開拓実行組合長 森 山 泉 ㊦

記

処分財産の表示

和泉市黒鳥町703番地の1 ため池 1.325m²

同 所 703番地の3 堤 396m²

(5) 水 利 権 放 棄 書

下記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和47年3月26日

水利権者

和泉市黒鳥町907番地

好 本 秀 夫 ㊦

和泉市黒鳥町762番地

立 花 英 男 ㊦

和泉市黒鳥町753番地

立 石 登 司 春 ㊦

記

処分財産の表示

和泉市黒鳥町703番地の1 ため池 1.325m²

同 所 703番地の3 堤 396m²

(6) 黒鳥町、伯太町共有地ため池（こべつと池）
売却処分金使途明細書

市に対する処分金支払額	8,023,400円
光明池土地改良区負担金	1,910,000円
土地整地費	1,200,000円
伯太町会館備品購入費	1,150,000円
児童遊園地整備費	850,000円
児童遊具購入費	450,000円
部落内排水路改修費	700,000円
儀式用備品購入費	760,000円
町内防火水槽整備費	540,000円
水利権放棄補償費	2,690,000円
黒鳥町会館建設費	4,650,600円
計	22,924,000円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和47年3月31日

黒鳥町連合町会長 山本 修 印
伯太町連合町会長 沢田 宗次 印

(7) 黒鳥町総会会議録

開催日時 昭和47年3月25日 午後7時30分
場 所 黒鳥町青年会場
出席者 町会長 山本 修 外 4名
委任状 2名
町会幹事 浅井 藤治郎 外 17名
隣組代表 奥村 清 外 34名
委任状による者 山川 新三郎 外 238名

議 案

1. こべつと池を市に売却する件
2. 売却代金の使途に関する件

山本町会長

定刻も過ぎて居りますしこの会場も出席の皆様で満員の状態で御座いますので唯今から総会を開きます。皆様には土曜日の夜の一時おくつろぎのいとまもなく御疲れの処多数御出席頂きまして有難う御座います。先日の大池売却の為の総会に比べまして本夕の御出席の皆様は年令層も若く現代の町を背負って居られます第一線の方々が大多数で御座いますので私も心強く感じて居る次第で御座います。本総会に於て御審議願います案件はすでに町内にお知らせ致しましたとおり、①こべつ池を和泉市に黒鳥小学校のプール建設用地として売却する件、並に、②売却金の使途に関する件の」案件でございます。

まず私からこれまでの経過について説明申し上げます。黒鳥小学校に早急にプールを建設して頂かねばならぬ事は申すまでもなく皆様がすでに痛感して居られます処であり黒鳥町民全員の熱願でございます。黒鳥小学校の児童は現在伯太小学校のプールを使用させてもらって居りますが伯太小学校も児童数が多い割にプールは小さく時間割が非常に過密になって居りまして十文な練習ができない状態でございます。こんな状態の処へ黒鳥小学校の児童を割込ませてもらう事は伯太小学校の児童達に誠にすまない事だと私は思っています。黒鳥小学校のPTAの皆様から早急にプールを建設してもらい為には用地を確保しておく事が必要なのでなんとかこべつ池を市に売却する話をまとめてもらいたいとの強い要望が再々私達町会長になされて居りました。皆様も御承知のとおり一昨々年黒鳥小学校の創設の当初こべつ池はプール建設用地として予定されて居りました処、用地異収が予想外に手間取りました結果校舎の建築が益々急がれて来ましたのと予算の関係上こべつ池の買収が見送られた次第でございます。伯太、黒鳥小学校の児童達の幸せの為にプール建設を早急に実施に移して頂かねばならぬと痛感致します。PTA会長黒川さんの絶大な協力を得まして水利権その他交渉も至極順調に進みましたし、且つ又、地主の方々も学校の為ならと言ひ暖かい御気持がございまして円満に解決致しました。そこで市に対し買上げを交渉致しました処、価格の点は評価委員会の議を得なければならぬが池をプール用地として市が買上げする事に同意を得ました。以上の経過を得てここにこべつ池を市に売却することに関し皆様の御審議並に承認を求める次第でございます。

奥村 清氏

唯今山本町会長さんより詳しく説明頂きましてほんとうに感謝している次第でございます。プールを早急に建設して頂く事が絶対に必要なのでこんなうれしい事はありません。

大賛成です。

(議場は破れるような拍手に包まれ)

山本町会長

皆様の全員一致の賛成を頂きまして有難うございます。ここに第1号議案を提案通り可決致します。

山本町会長

次に第2号議案についてでございますが唯今申し上げましたとおり市の評価委員会でどう決められるかわからないのですが、唯今皆様の御手許に御届け致しました売却用途明細書に示して居りますとおり売却単価を坪当たり4万4千円と致して居ります。極力このとおりになるよう努力致します。

用途明細の内容について説明致します。この内①②の様は和泉市、光明池土地改良区共に条例で決めて居りますのでそのとおりの額でございます。③は市との約束で一部を整地して引渡すことになって居りますのでその為の必要経費でございます。④の項はこのこべつと池は明記してありますとおり大字伯太と大字黒鳥との共有地になって居ります。従いまして共有歩合によって計算しました金額を大字伯太に支払うものでございます。この前承認を得ました大池の売却によって得られます町内会館建設資金897万円と、こべつと池の会館建設資金465万円とで1,362万円ができましたのでこれで予定どおりの町内会館の建設ができることとなります。これは誠に同慶の至りでございます。⑤から⑨まで各項は町会長で協議し決めたままでの事でございましてほんの案でございますから皆様の御要望によりいかようにも致しますから後日町内各団体がよりよい御協議の上私の許まで御申出下さい。以上は用途に関する説明でございますが御審議の上御賛同願います。

浅井 藤治郎氏

不用の池を売却してその金を有効に使って頂きます御計画ですから何の異議もありません賛成です。

山本町会長

唯今浅井様から賛成の発言がございました、皆様如何がですか。

(賛成、賛成、一同賛成の声)

山本町会長

皆様の賛成を認めますので第2案は提案とおり可決させて頂きます。

山本町会長

これもちまして本日の総会を終了させて頂きます。皆様長時間真剣に御審議頂きまして有難うございました。町民全員の熱願である小学校のプールが1日も早く完成致します事を祈念致しますと共に黒鳥町会館の新設により町民各位の文化的活動が活発に展開され明るい住みよい黒鳥

の町が建設されますように併せて祈り上げる次第でございます。

皆様有難うございました。

上記は、昭和47年3月25日の黒鳥町総会の議事録に相違ありません。

昭和47年3月26日

黒鳥連合町会長 山本 修 ㊟

(8) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付のうえ申請致します。

昭和47年3月31日

和泉市伯太町6丁目5番25号

申請人 伯太町連合町会長

沢田 宗次 ㊟

和泉市長 藤木 秀夫 殿

記

処分財産の表示

和泉市黒鳥町703番地の1 ため池 1,325㎡

同 所 田 番 地 の 3 堤 396㎡

(9) 確 約 書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚、今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和47年3月31日

和泉市伯太町6丁目5番24号

伯太町連合町会長 沢田宗次 ㊟

和泉市長 藤木秀夫 殿

記

物件の表示

和泉市黒鳥町703番地の1 ため池 1,325m²

同所同番地の3 建 396m²

(10) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することに同意します。

昭和47年3月31日

和泉市伯太町6丁目5-25

伯太町連合町会長 沢田宗次 ㊟

和泉市伯太町5丁目26-3

第1町会長 藤井清 ㊟

和泉市伯太町3丁目2-21

第2町会長 吉守昇 ㊟

和泉市伯太村5丁目28-21

第3町会長 藤野喜三郎 ㊟

和泉市伯太町5丁目25-20

第4町会長 若林久一 ㊟

和泉市伯太町2丁目31-51

第5町会長 藤本一馬 ㊟

和泉市伯太町5丁目9-20

願 問 沢村栄四 ㊟

和泉市伯太町5丁目25-24

願 問 山村満太郎 ㊟

和泉市伯太町3丁目1-54

願 問 浜 田 竹 治 郎 ㊦

和泉市伯太町6丁目5-29

願 問 青 木 辰 市 ㊦

和泉市伯太町3丁目3-8

願 問 青 木 慶 逸 ㊦

和泉市伯太町5丁目27-8

願 問 松 下 助 一 ㊦

和泉市伯太町1丁目5-9

願 問 三 軒 六 郎 ㊦

和泉市伯太町5丁目14-4

願 問 藤 岡 尚 道 ㊦

記

物件の表示

和泉市黒鳥町703番地の1 ため池 1.425m²

同 所 同 番 地 の 3 堤 3.96m²

(1) 伯太町総会会議録

開催日時 昭和47年3月26日 午後7時

場 所 伯太会館

出席者 町 会 長 沢田宗次 外町会長5名(全員)

町 会 幹 事 12名

町 議 員 23名

委任状による者 藤野奥次氏 外56名

沢田町会長 定刻7時もとくに過ぎ、もう8時になりますので唯今から伯太町総会を開きます。本夕の総会に附議します案件につきましては既に隣組長さんを通じ町民各位に周知し、その了承を求めてもらってあるので御座いますが、色々の御意見もあった事でしょうから唯今から総会を開かせて頂きますので最後の決定を致したいと思います。

第1号議案であります黒鳥町と伯太町との共有地ため池（こべつと池）の売却処分の件で御座いますが、この話が起りました最初からの経過を説明させて頂きまして提案の理由並びにその説明と致します。

昭和45年4月に黒鳥地区が伯太小学校区より分離し黒鳥小学校が新に創設されました。それより前から小学校の用地買収の委員長として用地の買収に尽力して居られました黒鳥町会長山本修氏が、昭和45年4月中旬市教育委員の広岡課長を同伴し突然私の宅へ見えられました。山本氏の話は、黒鳥小学校の用地買収の交渉は順調に進んで居るので小学校のプール建設の予定場所になって居るこべつと池をも、この際一諸に市に買上げてもらう事が黒鳥地区の町会長会議で決まりましたので伯太町の皆様も御賛同願いたいとの申し出で御座いました。

私（沢田）は、この時点までこべつと池に伯太町が一部の権利を持っていると知り事を全々知らなかったのが驚き入った訳なのですが、山本氏の持参されました登記簿本の写により大字伯太1歩、大字黒鳥9歩の歩合共有であることを確認致した次第で御座います。然し伯太町はこの池の水利権者は1人もありません。私（沢田）は山本氏に売却価格についての腹案を尋ねました処、同君は伯太町が市に売却された池の値段は坪1万3千円位とか聞いて居りますが、あの池に比べますとまあ3万円位でしょうか。又、この度の小学校の敷地の最低が5万円ですから池は隣接する土地の値段の6割とか言います故3万円が適当と思われるます。3万円として計算致しますと市と光明池へ半分程持って行かねばなりませんので大きくは残りません。

黒鳥町としましては、ゴミの捨場になって居る池であり田に耕作している水利権者が1人もない不用の池だから学校用地としてお役に立つなら金銭に捕らわれず市に買上げてもらう所存なので伯太町の皆様に我々の意の存する所を御賢察願ひ是非御協力を賜りたいとの切なお願ひでした。

私（沢田）も教育者の1人で御座いましたので、教育の為に必要なものは優先して調達すべきだと考えて居ります。それで町の皆様によく相談致しまして御趣旨に添い得ますよう尽力させて頂きまして約束して別れました。

それから2年の吸月が流れましたがその間山本氏からこの事について何の話もありませんでしたが本月の初め又、突然山本氏が私宅へ来られました。山本氏の話では1昨年の用地買収のときに買上げてもらう筈でしたのに敷地の総買収費が予算を大きく超過し敷地の一部を地主から借地して、やっと形を整えた始末でしたので、どうしても池を買上げてくれとは言えなかったのです。伯太町の皆様に御協力を頂きながら誠に相済まぬ事で御座いました。

今度は愈々間違なく市に買上げてもらう事になりましたので何卒御協力下さいとの念願で御座いました。山本氏は更に黒鳥小学校児童は伯太小学校プールを使用させてもらって居ますが伯太小学校も児童が多い割にプールは小さくて十分な練習が出来ない状態ですので、そこへ黒鳥小学校の児童を割込ませて頂くのだから申し訳ない次第です。何とかして早くプールを建設してもらいべく働きかけて居るのですが肝心の用地がありませんので話にかかってくれません。

本年に入ってからPTAより強い要請が有りました我々としましても困っている現状を黙視する訳には参りませんので町会長会議を開き、こべっと池をプール用地として市に売却することを決議致しました。更に町会の幹事会を開き相談を致しました処、満場一致の賛成を得ましたので市の教育委員会及財政課に話を持ちかけやっと市が買収する事を約束してもらいました。そこで町会長とPTA役員とが一体となって水利権者、小作権者等に働きかけました処、これらの人々も学校の為ならと言うことで心よく諸権の放棄に同意してくれました。

4月に市会が開かれるとの事なのでそれに間に合せるべく総ての手續を急ぎ町総会も必ず月末に開き総ての手續きを完了すると詳しく説明して居られました。

以上は、私(沢田)と山本氏との話し合いの全容で御座います。山本氏からのたつての要請を受けまして私は早歴町会長会議を開き協議致しました処全員の賛成を得ました。更に町会幹事さんにも参集を願ひ協議して頂きました処異議なく御承認を頂きましたので本日総会を開き充分の御審議を賜り、その上で御承認を頂き度くお願い致す次第で御座います。

浅井清氏　こべっと池に伯太町が1部の権利を持っていることは私も初耳です。あの池ならあってもなかつても伯太町には何等の影響は無いと思ひるので、黒鳥町が大きな目的の為に売却すると決めたのなら伯太町も同調せざるを得ないと思ひます。

私は提案に賛成します。

青木慶逸氏　池の売却にて思わぬ金が入って来るのだからこちらも、その金を有効に使わせてもらって町の発展を望みたいと考へますので賛成致します。

浜田竹治郎氏　こべっと池以外に黒鳥小学校のプール建設用地がない。これは厳焦たる事実だ。

教育優先の見地から又、黒鳥町の皆様の立ち場に立ったなら、池を市に売却する事は最善の考へと思ひます。

私は本案に賛成します。

沢田町会長　唯今3氏から売却賛成の御発言が御座いましたが皆様も御同感と察せらすので恐縮ですが御賛成の方はお手を上げて下さい。

沢田町会長(会場をよく見廻した上で)賛成者多数で御座いますので、こべっと池を市に

売却する案件を可決決定致します。唯今お手許にプリントをお配り致しましたのは、こべつと池を市に売却したときの売却金の処分案で御座います。説明申し上げますとこの案は1坪当り4万4千円で売るものと予定して組み立てた案で御座います。御承知の通り市には評価委員会がありまして、そこでこの単価が適当かどうかを審議されまして承認されましたら市がその単価で買い入れますが現地点では案で御座います。

①、②は皆様御承知のとおり市と光明池に支払い金でありまして、これは先方で決めて居ります。③は、市教育委員会との約束で池を概略整地し附近民家の下水溝を移設した上で土地を市に引渡す事になって居りますのでその工事に必要な経費で御座います。

以上3項の必要額を引去りました残金が伯太町と黒鳥町との間で共有歩合に従い配分されるものであります。伯太町には水利権者がありませんので丸々町会の収入になります。その金額115万です。

黒鳥町は水利権者、漁業権者にそれぞれ補償金を支払はねばなりませんし又、隣接地との境界を明瞭にする為に必要な工事を行う事になりますので半分以上消えてしまうと思います。

以上をもちまして処分案の説明を終ります。

青木八十六氏 ①、②、③の必要支出金を差引いた残りを登記簿本の共有歩合に従い配分されて居ります事ゆえ何等異議はありません。我々としては収入金を有効に使って頂く様、町会長さんに呉々もお願い致します。

沢田町会長 その他、御意見ありませんか。

賛成、異議なしの声多数。

沢田町会長 賛成多数で御座いますので処分案は原案の通り可決決定致します。先程希望意見が御座いました通り処分金を最も有効な属途に使用致し度いと考えて居りますので今後共この事につきまして宜しく御協力の程御願ひ致します。皆様、長時間の御審議有難う御座いました。これにて伯太町総会を終らせて頂きます。

昭和47年3月26日 午後9時

この会議録は伯太町総会の会議録に相違ありません。

昭和47年3月26日

伯太町連合町会長 沢田宗次 ㊦

(7) 肥子町共有地ため池（肥子池、畑）

処分金計画使途明細書

市に対する処分金支払額	129,934,018円
光明池土地改良区負担金	20,500,000円
水利権放棄補償費	110,403,016円
町内会館建設費	30,000,000円
町内会館建設用地費	13,000,000円
町内モータープール建設費、用地費	55,903,016円
菅原旧跡移転費	4,000,000円
防火施設建設費（用水池4ヶ所）	6,000,000円
町内放送施設費	1,500,000円
計	371,240,050円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和47年5月4日

肥子町町会長 沢 富 蔵 印

議案第52号諮問答申書

財審第32号

昭和47年5月16日

和泉市長 藤木 秀夫 殿

和泉市財産評価審査委員会

会長 小路山 丑松

部落共有地処分価額の評価について

（答 申）

昭和47年5月16日付諮問第48号について当委員会は次のとおり答申する。

記

1. 価格評価 諮問第48号価額を適正価額と認める。

2. 諮問第48号価額

所在地	地目		面積	単価 (3.3m ² 当)
	台帳	現況		
肥子町2丁目68の1	ため池	ため池	7,065m ² (2,137坪)	153,850円
同上2丁目68の2	堤	堤	748延 (226坪)	153,850円
同上2丁目93の1	畑	畑	33m ² (10坪)	153,850円
同上2丁目95の1	畑	畑	131m ² (40坪)	153,850円

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程いただきました議案第51号、土地（部落共有地）処分についてご説明申し上げます。

本共有地は、黒鳥町に所在する黒鳥町並びに伯太町共有のため池でございます。通称こべっこ池と申しておりますが、今回、黒鳥町及び伯太町の両町会長よりそれぞれ処分申請がございましたので、それに伴い処分のご提案を申し上げたいでございます。

処分申請の内容でございますが、物件は記載しております黒鳥町703番地の1、ため池1,325平方メートル、同所703番地の3、堤396平方メートルでございます。

この池は現黒鳥小学校の東側に続きになっておりまして、当初、黒鳥小学校用地買収の際、本池も含めて買収をする計画もあったわけでございますが、各種の事情で見送られていたもので、このため池を処分するには、同校の拡張用地として取得することに当時から予定されていたわけでございます。このたび、地元町会といたしましても、PTA等から池処分の場合、ぜひとも学校用地として市において買収をしてほしい旨強い要望が出されておったようでございまして、今回の処分に伴い、拡張用地として市が買い上げるものでございます。

処分価格は3.3平方メートル当たり4万4千円、総額2千292万4千円でございます。また池の改廃に伴い用水等の水利の点でございますが、現状ではかんがい用水としてほとんど使われておらず、問題はないとのことでございます。

なお処分金の使途でございますが、市に対する処分金納入額は802万3千4百円、光明池土地改良区負担金191万円、水利権放棄補償費269万円、黒鳥町会会館建設費465万6百円、伯太町会館備品購入費、児童遊園地整備費、町内排水路、儀式用備品購入費等に565万円となっております、合計2千292万4千円と相なるしだいでございます。

以上、簡単ですが、議案第51号の提案理由並びに内容のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案どおり可決ご決定をいただくようお願いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第51号を原案どおり可決いたします。

○
○
○ 議長(貝淵博治君) 次に日程第9、「土地(部落共有地)処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第52号

土地(部落共有地)処分について

次の土地(部落共有地)の処分について、議会の同意を求める。

昭和47年5月19日提出

和泉市長 藤木秀夫

1. 処分する物件

和泉市肥子町2丁目68番地の1	ため池	7065m ²
同 所	68番地の2 堤	748m ²
同 所	93番地の1 畑	33m ²
同 所	95番地の1 畑	131m ²

2. 所有者

和泉市肥子町

管理者 和泉市長 藤木秀夫

議案第52号参考資料

(1) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和47年5月4日

和泉市肥子町1丁目8-5

肥子町町会長

沢 富 蔵 印

和泉市長 藤木秀夫 殿

記

処分財産の表示

和泉市肥子町2丁目68番地の1	溜池	7065m ²	
"	68番地の2	堤	748m ²
"	93番地の1	畑	33m ²
"	95番地の1	畑	131m ²

(2) 確 約 書

下記部落有財産の処分付、水利補償等の問題については解決しております。尚、今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切の迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和47年5月4日

和泉市肥子町1丁目8-5

肥子町町会長

沢 富 蔵 印

和泉市長 藤木秀夫 殿

記

物件の表示

和泉市肥子町2丁目68番地の1	溜池	7065m ²
和泉市肥子町2丁目68番地の2	堤	748m ²
和泉市肥子町2丁目95番地の1	畑	131m ²
和泉市肥子町2丁目93番地の1	畑	33m ²

(3) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権を放棄したので、市に於いて処分することに同意します。

昭和47年5月4日

和泉市肥子町1丁目8-5

町会長 沢 富蔵 印

和泉市肥子町1丁目5-14

副会長 西口 宗治郎 印

和泉市肥子町1丁目8-7

理事 市川 利吉 印

和泉市肥子町1丁目8-11

理事 西口 喜一郎 印

和泉市肥子町1丁目7-24

理事 上田 留三郎 印

和泉市肥子町1丁目4-9

理事 西口 左源太 印

和泉市肥子町1丁目7-9

理事 小林 多通男 印

和泉市肥子町1丁目8-11

理事 沢 富夫 印

和泉市肥子町1丁目8-29

理事 山中 正男 印

和泉市肥子町1丁目5-6

理事 西口 勝 印

和泉市肥子町1丁目10-30

理事 沢 敬三 ㊟

和泉市肥子町1丁目7-8

理事 上田 裕信 ㊟

記

物件の表示

和泉市肥子町2丁目68番地の1	溜池	7.065m ²
和泉市肥子町2丁目68番地の2	堤	7.48m ²
和泉市肥子町2丁目95番地の1	畑	1.31m ²
和泉市肥子町2丁目93番地の1	畑	3.3m ²

(4) 同意書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和47年5月4日

和泉市肥子町1丁目7-8

肥子町実行組合長

上田 裕信 ㊟

記

処分財産の表示

和泉市肥子町2丁目68番地の1	溜池	7.065m ²
和泉市肥子町2丁目68番地の2	堤	7.48m ²
和泉市肥子町2丁目95番地の1	畑	1.31m ²
和泉市肥子町2丁目93番地の1	畑	3.3m ²

(5) 水利権放棄書

別記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和47年5月4日

水利権代表

和泉市肥子町1丁目7番9号	小林 多通男	㊦
和泉市肥子町1丁目7番8号	上田 裕信	㊦
和泉市肥子町1丁目7番24号	上田 留三郎	㊦

水利権者

和泉市肥子町1丁目7番31号	藤原 貞一	㊦
和泉市肥子町1丁目8番24号	辻 林 繁二	㊦
和泉市肥子町1丁目7番16号	安 栗 豊吉	㊦
和泉市肥子町1丁目7番22号	安 栗 捨吉	㊦
和泉市肥子町1丁目8番26号	深 井 茂雄	㊦
和泉市肥子町1丁目8番1号	西 口 多賀蔵	㊦
和泉市肥子町2丁目3番12号	藤 波 貞一	㊦
和泉市肥子町6丁目8番21号	森 田 基一	㊦
和泉市肥子町1丁目13番14号	鈴 木 正信	㊦
和泉市肥子町1丁目5番4号	小 西 康夫	㊦

(6) 肥子町会総会議事録

開催日時	昭和47年4月20日 午後7時
場 所	肥子町青年会館
出席者	町 会 長 沢 富 蔵
	副 会 長 西 口 宗治郎
	町 会 理 事 10名
	町 民 出 席 者 45名
	委任状による者 西 口 仲 外90名

沢町会長　ただ今から肥子町の総会を開催したいと思います。本日の出席者は45名で委任状による者91名でございますので、本町会は成立いたしますから開会いたします。

まず、本日の総会の議長を選出したいと思います。どのようにして選出いたしますでしょうか。

(役員に一任の声あり)

町会役員に一任の声がございますが、役員に一任していただいて異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

それでは役員一同協議いたしますから、しばらくお待ち願います。

(役員協議)

町会長　ただ今協議の結果、山中正男氏が議長に選出されましたのでよろしく願います。

議長(山中正男氏)　ただ今私がこの総会の議長に選ばれましたので、せんえつですが議長をつとめさせていただきますからご協力賜りますよう、よろしく願います。

それでは会議に入ります。すでに皆さんもご承知のことと思いますが、肥子池の処分についてご審議願いたいと思います。この経過につきまして、町会長から説明願います。

町会長　肥子池処分については、昨年12月末頃、水利代表者より、池が老朽化し危険なため補強する必要があるが最近急速に宅地化が進み受益面積が減少しているため、維持費の負担が多く、とても補強工事の負担ができないからと相談を受けましたが、町会といたしましても工事の負担金を援助する資金もないので、再三町会役員と水利の役員が協議の結果、処分することに意見がまとまりましたので、本日総会を開きまして決定していただきたくよろしく願います。

議長　ご質問がございましたら、どうぞご遠慮なくどんな事でもお聞き下さい。

上田富三郎氏　水利のことについてお尋ねいたしますが、今まで光明池の水をこの池に受けて使用しておりましたが、池がなくなればどうなりますか。

町会長　水利の役員さんと協議の結果、池の取水口から現在の水路まで新しい水路を造りますので支障はありません。また、防火用水としてもこの池は重要な池でしたので消防署へ相談したところ、現在の消火栓で充分ですとのことですから、その点も心配ございません。

(しばらく意見なし)

議長　他に意見ございませんか。

西口米三氏　処分する場合、いくらか売却する予定ですか。

町会長　町会の手取り額坪当たり100,000円であれば売却したいと考えております。

藤原貞一氏 現在、池は水利権者が少いため管理が悪くごみ捨場のよりの状態で大へん見苦しいので、かんがい用水に支障がなければ処分してもよいと思います。

議長 他に意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がないようですので、肥子池を売却することに決定してよろしいか。

(全員異議なし)

議長 それでは全員の賛成を得ましたので、肥子池を売却することに決定いたします。

以上で肥子池売却処分についての議案が終了いたしました。未熟な議長で大へんご迷惑をお掛けいたしました。皆さんのご協力を得まして大任を果たすことができましたことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、本日の総会議事録の署名を上田留三郎氏と小林多通男氏にお願いいたします。

町会長 これをもちまして、本日の総会を閉会することにいたします。お疲れのところご出席賜り、長時間ご審議下さいまして誠にありがとうございました。

昭和47年4月20日

署名人 上田留三郎 ㊟

〃 小林多通男 ㊟

上記は昭和47年4月20日開催した肥子町会の総会議事録に相違ありません。

昭和47年5月4日

肥子町会長 沢 富 蔵 ㊟

(7) 肥子町共有地ため池（肥子池、畑）

処分金計画使途明細書

市に対する処分金支払額	1 2 9 9 3 4 0 1 8 円
光明池土地改良区負担金	2 0 5 0 0 0 0 0 円
水利権放棄補償費	1 1 0 4 0 3 0 1 6 円
町内会館建設費	3 0 0 0 0 0 0 0 円
町内会館建設用地費	1 3 0 0 0 0 0 0 円
町内モータープール建設費、用地費	5 5 9 0 8 0 1 6 円
菅原旧跡移転費	4 0 0 0 0 0 0 0 円
防火施設建設費（用水池4ヶ所）	6 0 0 0 0 0 0 0 円
町内放送施設費	1 5 0 0 0 0 0 0 円
計	3 7 1 2 4 0 0 5 0 円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和47年5月4日

肥子町町会長 沢 富 蔵 ㊟

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは引き続きまして、ただいまご上程いただきました議案第52号、土地（部落共有地）処分についてご説明申し上げます。

本共有地は、肥子町共有地のため池、通称肥子池でございます。場所は府中病院前の府道泉大津、粉河線沿いのため池でございます。今回、肥子町町会長より関係書類を添えて処分したい旨の申請書が提出されましたので、それにもとづき本案をご提案申し上げたいでございます。

処分申請の内容でございますが、所在地は肥子町2丁目68番地の1、ため池7065平方メートル、同所68番地の2、堤748平方メートル、同所93番地の1、畑33平方メートル、同所95番地の1、畑131平方メートル、合計7977平方メートル（2.413坪）でございます。

処分理由といたしましては、池が老朽化し、危険な状態にございまして、また市街地に隣接しているため近年、周辺の宅地化が進み、受益面積が減少しているため維持費がかさみ、池の

補修工事の負担ができない状態でございます。また水利権者も少なく、管理が十分行き届かないため、ごみ等の不法投棄の原因になり、今回、処分申請が出されたものでございます。

市といたしましては、肥子町周辺市街地の中心にあり、将来、近隣公園として利用されるべく、45年11月に計画決定されておりますので、市街地における都市施設として、本公園の勢備は環境上重要な位置にあるものでございますので、公園用地として先行取得をいたしたく存じておるしだいでございます。

買収価格は、ため池、堤、畑ともに3.3平方メートル当たり15万3千850円、総額3億7千124万500円でございます。このため池を処分したのちにおけるかんがい用水等の水利の点でございますが、池の埋め立ての時点におきまして、池の取水口から現在の水路まで用水路を敷設する計画でございます。

なお処分代金の使途でございますが、市納入金が1億2千993万4千18円、光明池土地改良区負担金2千50万円、水利権補償費1億1千40万3千16円、町内会館建設費3千万円、町内モータープール建設費5千590万3千16円、その他防火施設建設費等に1,150万円、合計3億7千124万500円と相なるしだいでございます。

以上、簡単ですが提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決ご決定をいただくようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 12番（金沢勝君） 畑の問題でございますが、このため池というものは、昭和22年3月31日の政令によって所属市町村と読み替えられておりますが、農地法によって、農地は共有物として取得できない建前の中で払い下げられようとしている。現況ははっきり知りませんが、ため池に地目を変更しなければ農地法の違反的なものになる。政令の読み替えによって、農地の場合は耕作者でなければならない。私はそれをタテにどうこう言うんやないが、官公庁が議案として出し、法的な手続きとして審議されるならば、農地法に違反する間違いのものは出してほしくない。農業委員もさせていただいておりますが、一般の会社でも、銀行でも譲渡は禁止、抵当権設定も許可されておらない。農協あたりは特にやっておりますが……。少なくとも農地法が改正されない限り、現況がどうであろうとも、提出されること自体おかしい。法的な不一致があると思っておりますので、その点の説明だけ願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 総務部理事（庄司清君） 私からお答えいたします。

畑の表示の問題でございますが、この現況を申し上げますと、もう堤と一体になっており、細長く堤の根敷にある実情で、ここが畑の番地のものでございますという推しはかるだけであ

り、堤防と一体的なものでございます。

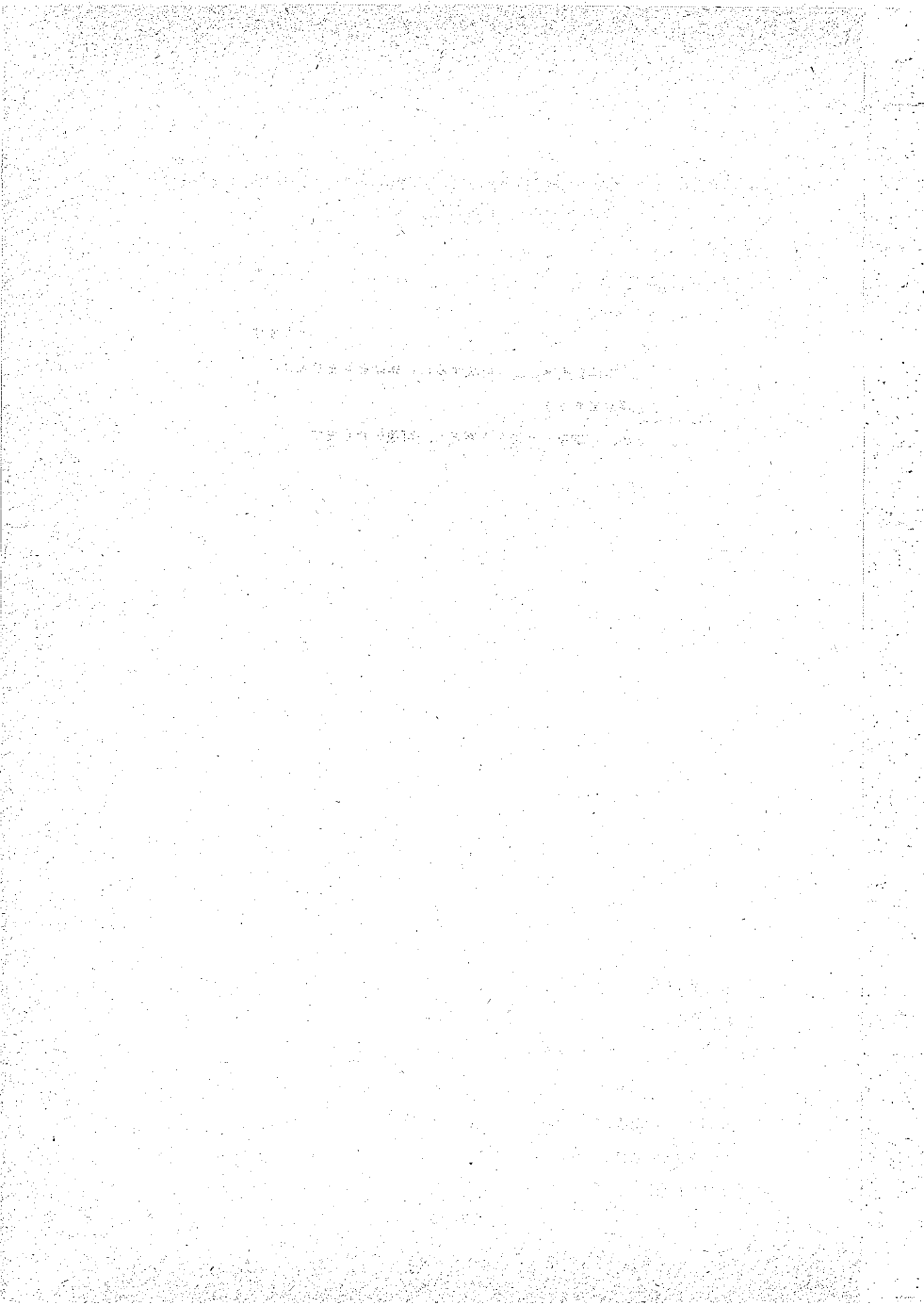
そこで私の聞き違いかと思うのでございますけれども、たんぼとか畑は、耕作者でなければ取得ができないという点もご質問かと思えます。ちょっとその点、まことに法に暗いわけでございますが、市において取得する場合、そういう共有地で畑が現存しておるときは、22年の政令の問題がどうなるかということでございますが、私の解釈では、この共有地は、畑であってもこだわらなくてもいいんだ、どこに法的な根拠を持ってるんだという明示はできませんけれども、そのような考え方からご提案申し上げたわけでございます。

○ 12番(金沢勝君) 私はむずかしいことを申し上げてない。こういう政令によって読み替えられ、いわゆる市の所有でありながら、実質は町内会のものでしょう。年貢は取ってない。維持管理は受益者がしなさいというのがため池の本質です。その中で考えてみて、農地法に引っかかるんじゃないかということをお願いしてる。現況がどこにあるんじゃないか。私は思ひに、農業委員会の局長もおりますが、ため池にするなり、堤にするなりして、農地法以外の物件が提出されるのが正しいと申し上げてる。だから、これが審議されて通るならば、私は農地法違反だと思ひますが、わかりますか。だから、対外的にもこういう審議をさせるのもおかしい。こういう形で出てくること自身、農地法に抵触するんじゃないか。少なくとも、こういう場所で審議させる場合は、これ以前の手続きとして踏んだ中で出されるのが正しいんじゃないかと申し上げてる。

○ 農業委員会事務局長(松村吉堯君) ただいまご指摘の農地法との関連性ですが、先ほど総務部理事からご説明ありましたように、おそらくこの物件、畑となっておりますけれども、このまま耕作者がおれば解放されておったと解釈されます。しかしこういう状態で今日まで残っておったということから推察いたしますと、耕作者がなかった、堤みの中になっておったのではないかと拝察されるわけでございますが、お説のように、こういう地目が畑でしたら、当然現況に合わせた地目にしていただいた方がよろしいのですが、一応、自創法の適用外であったんじゃないかと思ひわけでございます。

○ 12番(金沢勝君) 私は審議したほうが笑われる。政令で読み替えられた当時は、学校のグラウンドの中でも、さつまいもやじゃがが植えられた時期なんです。畑であれば農地解放されてると思ひ。つくったものは受けてる、つくってないのは農地でないということ。農地でないということになれば、地目を変えて出していただくのが農地法にも抵触せず、すっきりした形で審議できると申し上げてる。私は訂正をしなさいということじゃなく、そういう意見が出たということになれば、それでええと思ひ。なにも26人が知らんということではまずいと思ひますので、それだけ申し上げておきます。

- 総務部理事（庄司清君） ご指摘ももっともだと思います。それで法律的にもう一度確認をいたしまして、そして地目を変えまして処分の方法をとりたいと思います。
- 12番（金沢勝君） 撤回するんか。
- 総務部理事（庄司清君） 登記の段階でそういう手続き……、今後、このようなことのないようにやりたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第52号を原案どおり可決いたします。



- 議長（貝淵博治君） 次に日程第10より第13までは、いずれも「例月出納検査の結果報告について」でありますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第7号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年2月分収入扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年4月26日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年4月26日
2. 検査の対象 昭和47年2月分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、2月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 入 支

区 分		収 入			支
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計
一 般 会 計		2,952,731,766	△4,139,281 221,308,366	3,169,900,851	3,328,322,664
才 入 才 出 外 現 金		131,488,991	8,173,509	139,657,500	114,672,819
特 別 才 入 才 出 外 現 金		979,930,140	114,321,897	1,094,252,037	942,963,779
府 税		161,054,010	24,409,838	185,463,848	147,691,621
特 別 会 計	国 民 健 康 保 險	450,992,571	△ 917,388 14,157,555	464,232,738	388,974,732
	土 地 区 画 整 理 事 業	239	0	239	11,540,464
合 計		4,676,192,717	△ 5,056,609 382,371,165	5,053,507,213	4,934,166,079
基 金	用 品 調 達	6,670,207	394,985	7,065,192	5,555,469
	同 和 更 生 資 金 貸 付	14,064,872	2,132,686	16,247,558	10,350,000
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	132,177,670	858,458	133,036,128	67,569,382
合 計		152,912,749	3,436,129	156,348,878	83,474,851

計 算 書

昭和47年2月29日現在(単位円)

出		収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘要
本 月 分	計		一時貸付金	相互流用		
△592,328 202,600,646	3,530,330,982	△360,430,131	450,000,000	13,459,536	103,029,405	
14,990,378	129,663,197	9,994,303			9,994,303	
117,400,904	1,060,364,683	33,887,354			33,887,354	
15,152,536	162,844,157	22,619,691			22,619,691	
△156,574 45,201,872	434,020,030	30,212,708		△25,000,000	5,212,708	
0	11,540,464	△11,540,225		11,540,464	239	
△748,902 375,346,336	5,328,763,513	△275,256,300	450,000,000		174,743,700	
280,206	5,835,675	1,229,517			1,229,517	
0	10,350,000	5,897,558			5,897,558	
0	67,569,382	65,466,746			65,466,746	
280,206	83,755,057	72,593,821			72,593,821	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	103,029,405	100,029,405		
特 別 会 計	国 保 事 業	5,212,708	3,992,708	
	土 地 区 画 整 理 事 業	239	239	
基 金	用 品 調 達	1,229,517	803,934	425,583
	同 和 更 生 資 金 貸 付	5,897,558	5,897,558	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	65,466,746	65,466,746	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	61,023,997	33,887,354		
才 入 才 出 外 現 金	9,994,303	9,994,303		
府 税	22,619,691	22,619,691		
住 宅 敷 金	4,431,976	545,608		3,066,641
合 計	278,906,140	243,237,546	425,583	3,066,641

管 方 法

昭和 4 7 年 2 月 2 9 日 現 在 (単 位 円)

記				備 考
農 業	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払	
			約 金	
	1,500,000		500,000 1,000,000	
			1,220,000	
21,461,303	5,675,340			大阪分 137 5,674,584 " 24,223 806
		819,727		
21,461,303	7,175,340	819,727	2,720,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,272,887,000	970,247,796	△1,948,195 92,507,426
国有提供施設等所 在市町村助成交付金	8,790,000	8,811,000	
地方交付税	871,793,000	871,666,000	84,207,000
分担金及負担金	96,628,000	61,945,764	3,363,000
使用料及手数料	44,533,000	33,070,655	△3,030 3,663,330
国庫支出金	1,684,221,000	305,786,154	175,069,38
府 支 出 金	1,038,192,000	319,033,30	79,524,73
財 差 収 入	20,152,900	160,666,473	8,305
寄 附 金	100,711,000	30,541,137	1,396,800
繰 入 金	69,210,000	70,000,000	0
繰 越 金	73,339,000	73,339,32	0
諸 収 入	317,697,000	202,137,525	△2,188,056 10,703,094
市 債	1,880,147,000	94,600,000	0
自動車取得税交付金	49,521,000	34,341,000	
交通安全対策特別交付金	3,675,000	3,675,000	
地方譲与税	7,365,000	0	
合 計	7,720,238,000	2,952,731,766	△4,139,281 221,308,366

調

書

昭和47年2月29日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
1,060,807,027		2,120,79,973	83.34
8,811,000	210,000		100.24
955,873,000	840,800,000		109.64
65,308,764		31,319,286	67.59
36,730,955		7,802,045	82.48
323,293,092		1,360,927,908	19.20
39,856,303		9,983,35,697	3.84
160,674,778		40,854,222	79.73
31,937,937		68,773,063	31.71
70,000,000	790,000		101.14
73,339,432	432		100.00
210,652,563		107,044,437	66.31
94,600,000		1,785,547,000	5.03
34,341,000		15,180,000	69.35
3,675,000		0	100.00
		7,365,000	
3,169,900,851		4,550,337,149	41.06

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	66,630,000	54,856,862	△823 3,939,099
総 務 費	620,001,000	503,417,638	△87,277 30,691,590
民 生 費	915,437,000	597,880,860	△135,792 42,460,408
衛 生 費	495,330,000	370,449,637	△156,371 16,394,928
勞 働 費	48,438,000	45,110,722	△181,061 2,026,319
農 林 水 産 業 費	103,400,000	31,047,745	△2,393 185,457,25
商 工 費	31,941,000	22,785,499	△1,120 915,318
土 木 費	3,333,913,000	3,084,834,46	△14,803 1,265,5480
消 防 費	404,896,000	95,443,009	9,600,909
教 育 費	12,838,340,000	1,098,428,893	△12,688 35,897,502
公 債 費	273,111,000	151,067,341	25,996,065
諸 支 出 金	73,221,000	25,000,000	0
予 備 費	5,000,000		
災 害 復 旧 費	65,086,000	24,350,962	3,477,303
合 計	7,720,238,000	3,328,322,664	△592,328 20,260,646

調 書

昭和47年2月29日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 する 支 出 割 合
計		
58,795,138	7,834,862	88.24
534,021,951	85,979,049	86.13
640,205,476	275,231,524	69.93
386,688,244	108,641,756	78.07
46,955,980	1,482,020	96.95
49,591,077	53,808,923	47.96
23,699,697	8,241,303	74.20
321,124,123	3,012,788,877	9.63
105,043,918	299,852,082	25.94
1,134,313,707	149,520,293	88.35
177,063,406	96,047,594	64.83
25,000,000	48,221,000	34.14
	5,000,000	
27,828,265	37,257,735	42.76
3,530,330,982	4,189,907,018	45.73

of 12

DEPT. OF

STATE

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

監査報告第8号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年4月26日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年4月26日
2. 検査の対象 昭和47年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところは、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、2月末日における収支の状況は別表のとおりである。

2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 6 年 2 月 2 9 日 現 在

残 高	借 方		勘 定 科 目	貸 方	
	合 計	本 月 計		本 月 計	合 計
22,051,361	22,051,361		資 産 の 部		
88,714,773	88,714,773		土 地		
782,486,815	785,194,340		建 物		
133,870,390	138,442,390		構 築 物	2,758,025	
39,299,659	39,307,059	480,470	機 械 及 装 置	4,572,000	
5,559,753	6,139,753		量 水 器	7,400	
12,823,927	12,823,927		車 輛 及 運 搬 具	580,000	
829,221,708	829,223,890	4,626,959	工 具 器 具 及 備 品		
660,000	660,000		建 設 仮 勘 定	2,182	
41,200	41,200		水 利 権		
20,000	20,000		電 話 加 入 権		
78,859,305	1,018,250,451	70,415,627	現 金		
57,428,505	914,341,328	46,967,623	普 通 預 金	46,967,623	989,391,146
22,776,382	401,677,346	30,585,457	当 座 預 金	46,967,623	914,341,328
	96,960,317	7,536,210	未 収 金	32,901,656	944,248,841
			貯 蔵 品	1,417,600	74,188,935
419,000	419,000		仮 払 金		
			投 資 有 価 証 券		
			前 払 費 用		
800,000	2,288,000		前 払 金	1,438,000	
			保 管 有 価 証 券		
			負 債 の 部		
	76,703,340	7,254,390	未 払 金	7,578,810	78,667,830
			未 払 費 用		1,964,490
	250,000,000		一 時 借 入 金		304,000,000
	9,941,400	1,704,000	前 受 金	1,656,800	38,297,930
	30,508,363	1,633,778	預 り 金	1,854,178	32,790,413
	1,024,000		預 り 担 保 有 価 証 券	1,824,000	2,282,050
					800,000

	2,441,418			減価償却引当金		132,385,966	129,944,548
				退職給与引当金		528,960	528,960
				資本の部			
				自己資本			
				借入金	4,751,160	118,708,235	118,708,235
	22,257,279			資本剰余金		1,166,870,341	1,144,113,062
				利益剰余金		33,380,000	339,342,683
79,047,204	79,047,204			費用の部			
				原水及浄水費	5,000	3,974,170	
138,548,454	137,522,624	11,346,476		配水及給水費		4,405	
50,428,475	50,482,880	4,173,001		受託工事費		1,982	
11,830,860	11,830,860	204,160		業務費		7,990	
26,674,687	26,676,619	2,223,702		総係費			
20,934,728	20,942,718	1,662,314		減価償却費			
5,468,607	5,468,607			資産減耗費			
55,363,473	55,363,473	10,278,011		支払利息及企業債取扱諸費			
				雑支出			
59,146,040	59,200,050	27,100		その他の営業費用		54,010	
1,316,884	1,316,884	37,750		過年度損益修正			
				収益の部			
				給水収益	30,521,102	360,386,190	360,093,930
	287,290	32,620		補償			
				受託工事収益	843,160	28,579,060	28,579,060
				その他の営業収益	1,779,445	60,300,520	60,300,520
				受取利息	3,091	538,266	538,266
				雑収益	107,300	4,189,386	4,189,386
				固定資産売却益			
				過年度損益修正			
2,518,741,690	5,197,470,144	205,990,788		合計	205,990,788	5,197,470,144	2,518,741,690

2月分予算執行報告書 甲

昭和47年2月29日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
① 水道事業収益	540,182,000	33,221,478	453,706,132	86,475,868
1 営業収益	535,182,000	33,111,087	448,978,480	86,203,520
1. 給水収益	401,021,000	30,488,482	360,098,900	40,922,100
2. 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000
3. 受託工事収益	38,500,000	843,160	28,579,060	9,920,940
4. その他の営業収益	90,661,000	1,779,445	60,300,520	30,360,480
2 営業外収益	5,000,000	110,391	4,727,652	272,348
1. 受取利息	1,000,000	3,091	538,266	461,734
2. 雑収益	4,000,000	107,300	4,189,386	△189,386

① 資本的收入	298,939,309	33,380,000	175,048,000	123,891,309
1 企業債	127,000,000	0	0	127,000,000
1. 企業債	127,000,000	0	0	127,000,000
2 工事負担金	171,939,309	33,380,000	175,048,000	△ 3,108,691
1. 工事負担金	171,939,309	33,380,000	175,048,000	△ 3,108,691
収入合計	889,121,309	66,601,478	628,754,132	210,367,177

昭和47年2月29日現在 (支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
① 水道事業費用	497,430,000	29,909,764	368,395,324	134,034,676
1 管 業 費 用	412,654,000	19,631,753	308,031,851	104,622,149
1. 原水及浄水費	138,825,000	11,341,476	133,548,454	3,276,546
2. 配水及給水費	55,611,000	4,173,001	50,428,475	5,182,525
3. 受託工事費	37,745,000	204,160	11,830,860	25,914,140
4. 業 務 費	29,795,000	2,223,702	26,674,687	3,120,313
5. 総 係 費	24,629,000	1,662,314	20,934,728	3,694,272
6. 減価償却費	32,309,000	0	0	32,309,000
7. 資産減耗費	5,740,000	0	5,468,607	271,393
8. その他の営業費用	90,000,000	27,100	59,146,040	30,853,960
2 営業外費用	84,676,000	10,278,011	55,363,473	29,312,527
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	84,666,000	10,278,011	55,363,473	29,302,527
2. 雑 支 出	10,000	0	0	10,000

3 予備費	100,000	0	0	100,000
予備費	100,000	0	0	100,000
① 資本的支出	358,068,206	9,800,189	319,225,807	38,842,399
1 建設改良費	323,271,206	5,050,029	296,968,528	26,302,678
1. 學務費	3,600,000	208,175	2,682,079	917,921
2. 擴張工事實	139,068,897	3,885,000	129,279,000	9,789,897
3. 改良工事實	50,000,000	1,017,209	42,710,080	7,289,920
4. 鑄山台水施設 建設改良費	121,939,309	16,575	114,538,624	7,400,385
5. 營業設備費	8,658,000	423,070	7,753,870	904,130
6. 投資	5,000	0	4,875	125
2 企業債償還金	34,797,000	4,751,160	22,257,279	12,539,721
1. 企業債償還金	34,797,000	4,751,160	22,257,279	12,539,721
支出合計	855,498,206	39,710,953	682,621,131	172,877,075

和泉市水道事業損益計算書（2月分）

（昭和47年2月1日から昭和47年2月29日まで）

1. 営業収益	
(1) 給水収益	30,488,482円
(2) 受託工事収益	843,160円
(3) その他の営業収益	1,779,445円
	<u>33,111,087円</u>
2. 営業費用	
(1) 原水及浄水費	11,241,476円
(2) 配水及給水費	4,173,001円
(3) 受託工事費	204,160円
(4) 業務費	2,223,702円
(5) 総務費	1,662,314円
(6) その他の営業費用	2,710円
	<u>19,631,753円</u>
営業利益	13,479,334円

3. 營業外収益

(1) 受取利息 3,091円

(2) 雑収益 107,300円

当月分総利益 110,391円

4. 營業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費 10,278,011円

当月分純利益 3,311,714円

資 金 予 算 表

昭和47年3月10日

科 目	次 月	2 月 執 行 済 額	8 月 予 定 額	4 月 予 定 額	5 月 予 定 額
前 月 繰 越 金		55,431,301 円	78,879 千円	9,894 千円	8,788 千円
営 業 収 益		34,926,416	43,000	9,000	27,000
営 業 外 収 益		110,391	300	200	200
前 年 度 未 収 金		0	0	36,000	17,000
企 業 債		0	29,000	0	0
工 事 負 担 金		33,380,000	20,000	0	5,000
一 時 時 入 金		0	200,000	200,000	0
預 り 金		304,400	500	500	500
前 年 度 繰 越 金		0	0	9,894	0
前 受 金		1,656,800	500	500	500
計		70,378,007	293,300	256,094	50,200

支	營業費用	18,644,623	4,200	43,000	44,000
	營業外費用	10,278,011	30,319	200	200
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	4,626,959	4,000	7,000	4,000
	貯藏品	7,254,390	30,000	6,000	2,000
	企業債償還金	4,751,160	12,966	0	835
	一時借入金返還	0	206,000	200,000	0
	預り金返還	134,000	500	500	500
	前受金	1,203,130	500	500	500
	過年度損益修正	3,7730	0	0	0
出	計	46,930,003	362,285	257,200	52,035
	收支差引額	7,887,930.5	9,894	8,788	6,953

NO.	DESCRIPTION	AMOUNT	CHECK NO.	DATE
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

監査報告第9号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年5月10日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年5月10日
2. 検査の対象 昭和47年3月分の出納状況
3. 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、3月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支

区 分	収 入 支					
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	3,169,900,851	△ 2,394,819 926,185,084	4,093,691,066	3,530,330,982	△ 302,002 951,826,914	
才入才出外現金	139,657,500	18,510,475	158,167,975	129,663,197	24,810,006	
特別才入才出外現金	1,094,252,087	143,245,103	1,237,497,140	1,060,364,633	135,239,216	
府 税	185,463,848	13,987,085	199,450,883	162,844,157	22,546,107	
特 別 会 計	国民健康保険	464,232,738	△ 266,747 93,677,476	557,643,467	434,020,030	△ 307,873 44,203,097
	土地区画 整理事業	239	0	239	11,540,464	0
合 計	5,053,507,213	△ 2,661,566 1,195,605,123	6,246,450,770	5,323,763,513	△ 609,875 1,178,625,340	
基 金	用品調達	7,065,192	1,337,055	8,402,247	5,835,875	1,432,909
	同資 和更生 金貸付	16,247,558	0	16,247,558	10,350,000	400,000
	財政調整					
	土地開発	133,036,128	0	133,036,128	67,569,382	0
合 計	156,348,878	1,337,055	157,685,933	83,755,057	1,832,909	

計 算 書

昭和 4 7 年 3 月 3 1 日 現在 (単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
4,481,855,894	△ 388,164,828	840,000,000	13,459,536	465,294,708	泉州銀行 520,000,000 住友銀行 320,000,000
154,473,203	3,694,772			3,694,772	
1,195,603,899	41,893,241			41,893,241	
185,390,264	14,060,619			14,060,619	
477,915,254	79,728,213		△ 25,000,000	54,728,213	
11,540,464	△ 11,540,225		11,540,464	239	一般より
6,506,778,978	△ 260,328,208	840,000,000	0	579,671,792	
7,268,584	1,133,663			1,133,663	
10,750,000	5,497,558			5,497,558	
67,569,382	65,466,746			65,466,746	
85,587,966	72,097,967			72,097,967	

現金の

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	465,294,708	461,520,862		
特 別 会 計	国 保 事 業	54,728,213	54,428,213	
	土 地 区 画 整 理 事 業	239	239	
基 金	用 品 調 達	1,133,663	810,197	323,466
	同 資 和 金 更 貸 生 付	5,497,558	5,497,558	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	65,466,746	65,466,746	
特別才入才出外現金	47,416,646	41,893,241		
才入才出外現金	3,694,772	3,694,772		
府 税	14,060,619	14,060,619		
住 宅 敷 金	4,459,888	544,708		3,066,641
合 計	661,753,052	647,917,155	323,466	3,066,641

保 管 方 法

昭和47年3月31日現在(単位円)

記				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払	
		土 地 基 金	釣 銭	
	1,500,000	773,846	500,000 1,000,000	
			300,000	
5,485,958	37,447			大阪分 137 36,876円 大阪 24,223 571円
		848,539		
5,485,958	1,537,447	1,622,385	1,800,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,272,887,000	1,060,807,027	△2,382,149 120,415,576
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	8,790,000	8,811,000	
地 方 交 付 税	956,000,000	955,873,000	-
分担金及負担金	209,262,000	65,308,764	△8,150 94,924,278
使用料及手数料	44,533,000	36,730,955	△3,720 3,898,649
国 庫 支 出 金	1,684,683,000	323,293,092	554,787,525
府 支 出 金	1,063,448,000	39,856,303	9,922,611
財 産 収 入	19,183,400	16,067,478	47,505
寄 附 金	1,012,110,000	3,193,937	42,000,000
繰 入 金	692,100,000	70,000,000	
繰 越 金	78,339,000	78,339,432	
諸 収 入	474,688,000	210,652,563	△800 98,713,890
市 債	1,910,022,000	94,600,000	1,475,000
自動車取得税 交付金	49,521,000	34,341,000	
交通安全対策特別交付金	3,675,000	3,675,000	
地 方 譲 与 税	7,365,000		
合 計	8,120,468,000	3,169,900,851	△2,394,819 926,185,034

調

書

昭和47年3月31日現在

計	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,178,840,454		94,046,546	92.61
8,811,000	21,000		100.24
955,873,000		127,000	100.00
160,224,892		490,371,108	76.57
40,625,884		39,071,116	91.23
878,080,617		806,602,383	52.12
49,778,914		1,013,669,086	4.68
160,782,023		31,051,977	83.81
73,937,937		27,273,063	73.05
70,000,000	790,000		101.14
73,339,432	432		100.00
309,305,913		1,653,382,087	65.16
96,075,000		1,813,947,000	5.03
34,341,000		15,180,000	69.35
3,675,000		0	100.00
		7,365,000	
4,093,691,066		4,026,776,934	50.41

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	67,459,000	58,795,138	6,969,336
総 務 費	665,930,000	534,021,951	△15,220 80,663,554
民 生 費	949,899,000	640,205,476	△88,727 126,805,618
衛 生 費	551,888,000	386,688,244	△57,350 96,238,753
労 働 費	51,827,000	46,955,980	△45,211 2,517,673
農 林 水 産 業 費	88,202,000	49,591,077	5,606,426
商 工 費	33,751,000	23,699,697	1,703,583
土 木 費	3,594,607,000	3,211,241,233	△500 434,857,152
消 防 費	406,769,000	105,043,918	17,577,739
教 育 費	1,290,998,000	1,134,313,707	△94,994 82,303,846
公 債 費	273,111,000	177,063,406	82,529,794
諸 支 出 金	73,221,000	25,000,000	0
予 備 費	5,000,000		
災 害 復 旧 費	67,806,000	27,828,265	14,053,440
合 計	8,120,468,000	3,530,330,982	△30,2002 951,826,914

調 書

昭和47年3月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
65,764,474	1,694,526,	97.49
614,670,285	51,259,715,	92.80
766,922,367	182,976,633	80.74
482,869,647	67,018,353	87.49
49,428,442	2,398,558	95.37
55,197,503	33,004,497	62.58
254,032,80	8,347,720	75.27
755,980,775	2,838,626,225	21.03
122,621,657	284,147,343	30.15
121,652,255,9,	74,475,441	94.23
259,593,200	13,517,800	95.05
25,000,000	48,221,000	34.14
	5,000,000	
41,881,705	25,924,295	61.77
4,481,855,894,	3,638,612,106	55.19

THE
 STATE OF
 NEW YORK
 COUNTY OF
 WESTCHESTER
 IN SENATE
 JANUARY 27, 1934

REPORT
 OF THE
 COMMISSIONERS OF
 THE LAND OFFICE
 CONCERNING
 THE
 STATE LANDS
 IN
 THE
 COUNTY OF
 WESTCHESTER
 FOR THE
 YEAR
 1933

監査報告第10号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年5月10日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年5月10日
2. 検査の対象 昭和47年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、3月末日における収支の状況は別表のとおりである。

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 7 年 3 月 3 1 日 現在

残 高	借 方		勘 定 科 目	貸 方	
	合 計	本 月 計		本 月 計	合 計
22,051,361			資 産 の 部		
88,714,773	22,051,361		地 物		
788,418,915	88,714,773		構 築 物		
133,870,390	791,176,340	5,982,000	機 械 及 装 置	2,758,025	
39,350,793	138,442,390	566,033	量 水 器	4,572,000	
4,919,753	39,788,092		車 輛 及 運 搬 機 具	514,899	
12,823,927	6,139,753		工 具 器 具 及 備 品	640,000	
872,799,173	12,823,927	51,009,465	建 設 仮 勘 定	7,432,000	
610,000	880,233,355		水 利 権	7,432,000	
41,200	660,000		電 話 加 入 権	50,000	
20,000	41,200		現 金		
103,806,829	20,000		普 通 預 金	318,992,539	1,258,333,635
	1,362,190,514	343,940,063	当 座 預 金	318,992,539	1,233,333,867
63,001,921	1,233,333,867	318,992,539	未 収 金	38,855,950	333,104,791
23,053,191	446,106,712	44,429,366	貯 蔵 品	12,581,418	86,765,353
	109,823,544	12,863,227	仮 払 金		
419,000			投 資 有 価 証 券		
	419,000		前 払 費 用		
			前 払 金		
800,000	2,233,000		保 管 有 価 証 券		
			負 債 の 部	1,438,000	
	90,513,000	13,809,660	未 払 金	57,444,321	136,112,151
			未 払 費 用		45,599,151
	554,000,000	304,000,000	一 時 借 入 金	200,000,000	754,000,000
	10,338,400	897,000	前 受 金	8,302,000	41,599,930
	32,501,623	1,993,260	預 り	3,709,260	36,499,673
	1,024,000		預 り 担 保 有 価 証 券		800,000
				1,824,000	

	2,854,868	418,445	減価償却引当金	31,786,524	164,172,490	161,317,627
			退職給与引当金	100,000	628,960	628,960
			資本の部			
			自己資本			
			借入金		118,708,285	118,708,285
	33,705,944	11,448,665	資本剰余金	127,000,000	1,258,870,841	1,259,664,397
	79,047,204		利益剰余金	40,191,000	879,583,683	879,583,683
			費用の部			
			原水及浄水費	18,722	3,992,892	
144,501,175	148,494,067	10,971,443	配水及給水費		4,405	
66,293,825	66,297,730	15,864,850	受託工事費		1,982	
26,889,520	26,889,560	15,058,700	業務費		46,499	
29,197,858	29,199,285	2,522,666	総係費	38,509		
28,295,919	28,342,418	2,399,700	減価償却費			
31,886,524	31,886,524	31,886,524	資産減耗費			
5,785,645	5,785,645	317,088	支払利息及企業債取扱諸費			
92,195,768	92,195,768	36,832,295	雑支出		54,010	
70,081,600	70,135,610	10,935,560	その他の営業費用			
1,321,304	1,321,304	4,420	過年度損益修正			
			収益の部			
			給水収益	30,600,022	390,986,212	390,239,532
	746,680	459,990	補償収益	5,000,000	5,000,000	5,000,000
			受託工事収益	114,000	28,693,060	28,693,060
			その他の営業収益	14,400,494	74,701,014	74,701,014
			受取利息	718,917	1,257,188	1,257,188
			雑収益	64,195	4,258,581	4,258,581
			固定資産売却益			
			過年度損益修正			
			他会計補助金	20,000,000	20,000,000	20,000,000
2,725,151,008	6,435,017,453	1,237,547,309	合計	1,237,547,309	6,435,017,453	2,725,151,008

3 月分予算執行報告書 申

昭和47年3月31日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
① 水道事業収益	533,182,000	704,382,238	524,144,370	908,7630
1 営業収益	508,182,000	49,655,126	498,633,606	954,8394
1. 給水収益	394,021,000	30,140,632	390,239,532	3,781,468
2. 補償費	50,000,000	5,000,000	5,000,000	0
3. 受託工事収益	285,000,000	114,000	286,93,060	△ 193,060
4. その他の営業収益	80,661,000	144,004,94	74,701,014	59,599,86
2 営業外収益	250,000,000	207,831,112	255,107,64	△ 510,764
1. 受取利息	1,000,000	718,917	125,718,3	△ 257,183
2. 雑収益	400,000,000	64,195	425,358,1	△ 253,581
3. 他会計補助金	200,000,000	20,000,000	20,000,000	0

① 資本的収入	308,939,309	167,191,000	342,239,000	△33,299,691
1 企業債	127,000,000	127,000,000	127,000,000	0
1. 企業債	127,000,000	127,000,000	127,000,000	0
2 工事負担金	181,939,309	40,191,000	215,239,000	△33,299,691
1. 工事負担金	181,939,309	40,191,000	215,239,000	△33,299,691
収入合計	842,121,309	237,629,238	866,383,370	△24,262,061

乙 告 報 行 算 執 予 分 月 3

在 現 日 3 月 7 4 和 昭 (出 支)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 高
		3 月	累 計	
① 水道事業費用	503,612,000	126,681,545	490,076,869	1,353,5131
1 營業費用	410,858,000	898,492,500	397,881,101	1,297,6899
1. 原水及浄水費	145,015,000	1,095,272,100	1,445,011,175	513,825
2. 配水及給水費	664,850,000	1,586,485,000	662,933,225	191,675
3. 受託工事費	235,000,000	1,505,870,000	2,688,956,000	1,610,440
4. 業務費	293,300,000	2,522,266,000	29,197,353	132,647
5. 総係費	234,790,000	2,361,191,000	3,232,959,190	183,081
6. 減価償却費	32,260,500	318,365,240	8,183,6524	423,976
7. 資産減耗費	578,850,000	317,038,000	5,785,645	2,855
8. その他の營業費用	800,000,000	1,093,556,000	70,081,600	99,18400
2 營業外費用	92,654,000	368,322,995	92,195,768	458,232
1. 支払利息及企業債取扱諸費	92,644,000	368,322,995	92,195,768	448,232
2. 雑支出	10,000	0	0	10,000

3	予備費	100,000	0	0	100,000
1.	予備費	100,000	0	0	100,000
①	資本的支出				
1	建設改良費	396,978,206	61,142,246	380,868,058	166,101,58
1.	建設改良費	363,271,206	49,693,581	346,621,09	166,090,97
1.	事務費	2,916,246	284,167	2,916,246	0
2.	擴張工事費	143,552,651	13,480,000	142,759,000	793,651
3.	改良工事費	86,200,000	37,125,198	79,885,278	63,647,22
4.	鶴山台水施設改良費	121,939,309	△ 1,279,900	119,258,724	868,0585
5.	營業設備費	8,658,000	134,116	7,887,986	770,014
6.	投資	5,000	0	4,875	125
2	企業債償還金	33,707,000	11,448,665	38,705,944	1,052
1.	企業債償還金	33,707,000	11,448,665	33,705,944	1,052
	支出合計	90,059,0206	18,782,3791	87,044,922	30,145,284

和泉市水道事業会計損益計算書（3月分）

（昭和47年3月1日から昭和47年3月31日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	30,140,632 円	
(2) 補償費	5,000,000 円	
(3) 受託工事収益	1,140,000 円	
(4) その他の営業収益	14,400,494 円	49,655,126 円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	10,952,751 円	
(2) 配水及給水費	15,864,850 円	
(3) 受託工事費	15,058,700 円	
(4) 業務費	2,522,666 円	
(5) 総係費	2,361,191 円	
(6) 減価償却費	3,183,652 円	
(7) 資産減耗費	317,038 円	
(8) その他の営業費用	10,985,560 円	89,849,250 円
営業損失		40,194,124 円

3. 營業外収益

(1) 受取利息 718,917 円

(2) 雑収益 64,195 円

(3) 他会計補助金 20,000,000 円

2,078,311.2 円

19,411,012 円

当月分総損失

4. 營業外費用

(1) 支払利息及企業
債取扱諸費

36,832,295 円

36,832,295 円

当月分純損失

56,243,307 円

資 金 予 算 書

昭和47年4月10日

科 目	月 次	3 月 執 行 済 額	4 月 予 定 額	5 月 予 定 額	6 月 予 定 額
前 月 繰 越 金		78,879,305 円	0 千円	85,827 千円	4,992 千円
營 業 収 益		43,722,730	9,000	27,000	42,000
營 業 外 収 益		20,748,592	200	200	200
前 年 度 未 収 金		1,320	86,000	17,000	500
企 業 債		29,000,000	0	0	0
工 事 負 担 金		40,191,000	0	5,000	10,000
一 時 借 入 金		200,000,000	200,000	0	0
預 り 金		1,916,000	500	500	500
前 年 度 繰 越 金		0	103,827	0	0
前 受 金		8,802,000	500	500	500
計		343,881,642	350,027	50,200	58,700

支	營業費用	33,166,793	43,000	44,000	45,000
	營業外費用	3,832,295	200	200	0
	前年度未払費用及未払金	0	40,000	32,000	0
	建設改良費	16,967,465	20,000	2,000	3,000
	貯藏品	13,809,660	10,000	1,000	2,000
	企業債償還金	11,448,665	0	835	0
	一時借入金返還	206,000,000	200,000	0	0
	預り金返還	0	500	500	500
	前受金	709,240	500	500	500
	計	318,934,118	314,200	81,035	51,000
出					
	収支差引額	103,826,829	35,827	4,992	7,692

- 議長（貝淵博治君） 本報告についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、監査報告第7. 第8. 第9. 第10号の報告を終わります。

おはかりいたします。しばらく休憩いたしたいと思いますが……。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは10分間休憩いたします。

（午後5時23分休憩）

（午後5時55分再開）

- 議長（貝淵博治君） それでは休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

次に日程第14、「諸報告」については、皆さん方に終始、ご心労をわずらわしている火葬場問題についてを議題といたします。その後の状況なりを理事者より報告させます。

- 産業衛生部長（宇沢清君） ご報告させていただきます。

本件、火葬場設置に関し、昭和45年4月、大蔵省より設置場所の位置決定から今日まで、市会議員の皆さん方にご協力を賜わり、ここに完成に至ったのでありますが、周返地上代町の話し合いが解決できず、まことに申しわけなく存じております。この間、当上代町より火葬場建設に対する都市計画決定の取り消し訴訟と、仮処分の申請がなされ、去る4月1日、仮処分の決定がなされ、1カ年間の操業停止となったわけでございます。

仮処分決定前に和解策について私のほう、前田助役が数回に及び、当上代町に出向き話し合いを行なったのでありますが、結局話し合いがつかず、市としても現況、すでに観音寺火葬場も老旧のため、大修理に迫られている等の現状にあり、1年間の使用停止によることにより、重大問題となることを予想すること等、過去の話し合いの経過等を考えた場合、このまま放置することにおいて、10万市民に対し重大な悪影響を及ぼすことと、さらに今後、あらゆる公共施設の建設に対しても与える影響が大であると判断し、去る4月14日、異議申し立てと強制執行停止申し立てを行なったものであります。

決定後において当上代町から2回の陳情が行なわれておりますが、いずれも条件中に他の地域に移転することの条件であり、いま、ただちに移転ということについて即答が与えられない旨上代町に申し出てあり、条件中の移転問題については、相当困難な問題と思っております。これについても、産衛委員さん並びに墓地委員さんとその問題を取り上げてご審議願ったのでございますが、移転問題については、なおその後、結論が得られないままになっておりますが

現在、市といたしまして、異議申し立てと強制執行停止の申し立てをいたしておりますが、裁判中においても当上代町との話し合いは早急に続けていきたい考えでありますので、どうぞよろしくお願いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 報告が終わりました。本経過報告について、質疑、ご意見をうかがいます。坂上君。

○ 29番（坂上国治君） ただいま火葬場問題について部長から説明があったんですけど、私たちはかねてから4月1日から実施するといういずみ広報を出しておきながら、現在までわれわれ議会人にもなにも聞かさず、どうしてきたんか。こういう重大な問題を、ただいたずらにもてあそんできた理事者の責任を追及したい。

以前に、市当局にいろいろわれわれから申し上げてあるはずなんです。もう1カ月間、地元の要望に応じて延ばしてくれということ、相議員並びに成田議員ともどもお願いに行ったわけなんです。にもかかわらず、これを強行突破するんだと強行された。それがために現在、こんな事態が起こってるわけなんです。だから、急がば回れという方式で、十分地元の了解を得たうえでスムーズにやっていたらどうかということで再三、理事者に折衝いたしました。強行突破して現在の状態はどうですか。上代町から異議の申請が出され、そして現段階では1年間の操業停止という状態になっておるわけなんです。そうすると、地元の要望に応じて、話し合いして1カ月後になんとかの方法をとったらよかったのではないか、この理事者の責任を追及したいんです。

それともう1点、駐車場の問題です。これは各議員から裏に新館が建設されるので車の置き場がなくなる。だから、ひとつ駐車場を考えたらどうかという要望があったわけです。そこで現在の議会の事務局長が総務部におられるときに「はい、それならひとつ早急に交渉なさってそして現在では立派な駐車場ができた。

ところが先日の総務委員会にそうしたいろいろな資料が出されたわけなんです。そのときちょっと目を通して見たところが、開発協会に19.2万数千円という大きな手数料を市が支払ってる。これはもってのほかだと思っんです。議会から要求して駐車場ができた。これは最初から先行取得して、駐車場にするべく購入した土地やと思っんです。それをわざわざ開発協会に19.0何万円という口銭を渡したる、これはおかしいと思っんです。なぜそういうことをしなければならぬのか。本当に市が必要であり、購入しなければならぬこういう駐車場の土地なのに、その口銭を払うんだということであれば、現在のこの新館に開発協会が入って事務をとってるが、それやったら開発協会から家賃もらわないけませんよ。いくら市の中にある開発協会といえども、開発協会がそういう態度で、ぜに金は親子でも他人だというような態度で

出てくるなら、当然、これは家賃を市に払いなさい。言わずと知れた、和泉市長と開発協会の理事長は同人なんです。ところがなぜそういうことをしなければならぬのか。わずか4カ月の間に、金利と190何万円とかの口銭とで400万円近い金が入ってる。なぜ市民の血税をそんなことに使わないかのかということ。これらについて、われわれの納得できるご答弁をいただきたい。これは簡単明瞭にひとつ市長、助役の中から答弁を願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 助役（辻忠夫君） 私からただいまの2点についてお答え申し上げます。

坂上議員さんがご指摘されておりますが、竣工しながらこれを使用できないことはまことに遺憾であり、部長が申しましたように法延は法延、これはまあ、継続するといえども、上代町となるべく早い時期に話し合いをいたしまして、円満に解決をいたしたい、かように存じております。

それから次の件につきましては、お説もつともでございますが、市の職員でありながら協会へ転出しておるのでございますが、これら職員に対する給料は市から出しておりません。そうしたことのために、協会と市が最初に覚え書きの注文をしております。それによりますと、扱い金額のたしか3%だと思っておりますが、それだけは手数料として市が協会に支払い、そうした金でもって人件費、その他経常経費をまかなうということでございます。

ただいま言われましたように、用途が明確であり、市でも買取することができるのでございますが、協会で先行取得をしたのでございます。

なおそういうことをやるのなら市に対して家賃を支払え、これも一応、筋の通ったもつともなご意見でございます。しかしなにを申しまして、協会と市というものは不離一体でございまして、職員も市の職員ばかりでございます。職員も好んで協会へ行ったというのではありませんから、市と同じ扱いをすべきであるという観点から、その覚え書きに照らして支払いましたので、この点ご承りいただきたいと思っております。

○ 29番（坂上国治君） 第1点の火葬場問題については、これはそのとき分話し合っておれば、この土地で悪かったら、どこかほかへでもつくったるわけなんです。ところが建物もちゃんとできた時点で、裁判されたら市民に大きな迷惑をかけてる。そのときにわれわれが進言したことを1つも理事者が聞いてない。やはりこうして市民の代表として出てくる市会議員の言うことも聞いてもらわんと、そのときは聞かんと、あとで悪うなってきたら、皆に荷物を負わすようなことじゃ困ると思ふ。なにが理由で現在まで、実はこうこうだと、われわれは新聞みたりただけで、10万市民と同じことだけしか知らん。理事者から1回の説明も受けておりません。その理由を聞きたいんです。なぜいままでも放ったんか、けしから

んよ。やはりもつと議員さんにも相談していただいてやってもらわんと、現在まで、あんた方、簡単に考えてるけれども、いずみ広報にあんたら、なんて書いておりましたか。4月から操業するんだと出したるでしょう。ところが問題が起こってそれができないということです。それであれば当然、市民にもその旨伝えるべきであり、その1歩先に議会に相談するのが当然やないんですか。これはどんなことがあっても、あんた方は議会对して納得のいく答弁はできんと思う。これはまず、他の議員さんからもその意見が出るとは思いますが、そんな頼りない答弁じゃなく、もう1ぺんはっきりした答弁をもらいたい。

それと第2点の駐車場の問題、それやったら、もしこの駐車場を買わなかったら、開発協会の職員に対して月給払えんのですか。私はおそらくそんなことはないと思う。これははっきりと駐車場だということを買ったんでしょ。そんな190何万円かの口銭いるんやったら、市が単独で買うたらどうですか。開発協会に頼んでも市が買うたらええでしょう。そういうむだ使いするなと私は言いたい。市民が汗かいて、一生懸命働いてもうけた金の中から税金を払った血税です。その血税のむだ使いになると思う。なぜそんなことをせないかんか。1カ月か2カ月で駐車場にするために早急にかかっているんでしょ。それにわざわざ職員に月給払うために利用したんだと思いますが、なぜそんなことをしなければならんのかと思う。

せやから、私はあくまでもこの金を開発協会から返してもらおうか、あるいはさか上って新館へ入ったときからの家賃をもらうかして下さい。市民に申しわけないですよ。あんたら便法上こうだとか、あはだとか理屈をこねてるけれども、よう1ぺん胸に手を当てて考えてみなさいよ。あんたら、市の理事者で自分の金と違うからそんなことができるんですよ。かりにあんた方、自分の品物買うんやったらそんなことしますか。行政だから許されるという気持ちが断じていかんと思う。自分の身に振り返ってみなさい。私たちは常に自分の身に引き当てて毎日々々の行動をやっているんですよ。あんた方、そうじゃないでしょう。これは自分が金出さんでもええ、市民の税金やからどないしてでもええわい。あんたら、議会でずらつと座ってるけれどももし3カ月、4カ月前に計画を立ててやる場合、そんなことようしますか。190何万円という金、これは口でこそ1口で190何万円ですが、しかしなかなか大金ですよ。あんたら、おそらく自分でやりますと言う人があったら言うてみなさい。自分の金やったら1銭でも仕末すると思う。せやから、はっきり名目立てて、そして開発協会から190何万円の金を返してもらおうか、家賃をもらうか、どっちかして下さい。それでないと市民に対して申しわけない。そんなことせんでも、開発協会職員が土地買って、そして口銭取らんでも、これは1つリベート取らんでも、おそらくなにかの形で市から出していくと違いますが、そうでしょう。なにも商売してないんやから月給出しませんよというわけにいきませんやろう。それやったらそれ

で方法考えたらどうですか。こんな市の足元で、しかも議会から要望のあったものをみすみすわかりながら、そんな工作はやめときなさい。せやから、いまの2点についてははっきりした答弁をほしい。第2番目の問題については、はっきりと返事して下さい。私は何べんでも質問します。納得のいくまでね。けしからんよ。こういうやり方は、はっきり答弁して下さい。

○ 議長(貝淵博治君) 3役さん、役上さんは自分の思ってること言うてる。あんたらも思ってることあるんやったら、相談することなく、卒直に、そない言いはるけどこりやと言いなさいよ。

○ 助役(藤田利君) 私よりご答弁申し上げます。

第1点の本日まで皆さん方に報告の遅れておったことにつきましては、これは諸般の事情もございまして、過去のいろんなこと、現在のいろんなことを考えまして、本日まで遅れたことを深くお詫び申し上げます。

それから駐車場の先行取得については、この前の委員会において私は承っておりますのでご報告申し上げます。ということは、あれは46年に取得し、47年に予算に計上した関係でまだ予算を組んでない前に取得いたしましたので、先行取得として財団法人の協会にお願いしたということでございます。そういうわけで金利も手数料も払ったという結果でございます。

○ 29番(坂上国治君) これは第2点の駐車場の問題は、1転2転、答弁になってないんじゃないですか。私の言うてるのは、それを棒引きしてもらるか、あるいは家賃を出してもらるか、どちらかしてくれ。第1点の火葬場については、なぜいままで黙って議会にも報告しなかったんか。いずみ広報に出し放しでしょう。そのあとなんの訂正もしていない。それであんたらええんか。ただ諸般の事情ではすまされない。それがあるから、われわれは以前に市のほうへ要望した。地元の要望に応じて1カ月間猶予やってくれと。私はそのとき、ちゃんとここに理事者の判もろうて持ってますよ。みせてほしかったら、いつでもみせますよ。そこまでのいろいろとトラブルを起こさんように、円満に進んでいくようにわれわれはあーせんしてきた。ところが市はそれを聞き入れなくて強行突破し、それが現在の事件にねってきている。こうなることを心配してわれわれ、柏さん、成田さんと何回か足を運んで動いたわけです。ところが聞き入れてもらえなかった。そして現在、この段階にきたら、諸般の事情で……、そんなことですまされますかいな。そんな軽々しく答弁してもろうたら困りますよ。私の質問はなかなかむづかしくて、あんた方、答弁なさるのにご苦労なさるような答弁ばかりですけど、筋だけちゃんと通しています。

この駐車場問題も、これは竹下議員が再三再四、迫ったわけです。そしてそれならということで買った土地です。それをわざわざどうい理由があるんかわかりませんが、190

何万円口銭渡してとなると、私はどうもおかしいと思う。それこそ開発協会というのは、本当に和泉市の隠れみのと言わざるをえなくなってくるんです。せやから、そんな隠れみののような開発協会であれば、用地課に切り替えたらどうですか。そしたらあんたら勝手にできん。いかに市長といえども、1千万円、2千万円の公費でも議会にはからなできん。やはり26名の慎重な審議もとづいて執行される。ところが現在の開発協会の場合は、この間、初めてきたけど、10何億という買い物なさってる。われわれ全然知らんかけです。それやったら、むしろ和泉市に用地課をつくって買収したらどうですか。私は不明朗なやり方やと思う。駐車場について、当然、開発協会に口銭渡すんやったら家賃もらわないかんよ。あんたら一ぺん、自分の身になって考えなさい。口銭を払いわ、ただで入ってもらいわ、そんなこと引き合いませんよ。会社であれば倒産しますよ。そんなこと平気でやろうとする理事長の責任を追及する。

どうです。こんだけわしがしゃべってる間にあんたら考えたら、ぼつぼつ思案も浮かびまっしゃろ。同じところで住んでながら、口銭を渡し、入ってる家賃はよりもらわんと、それは片手落ちや。世間、市民にもうちよーと申し開きのできるような行政であってほしいと思うんです。こんなことで申し開きできませんよ。私、あーちこーちで話したけど、皆同じ意見です。現在、部課長が並んでおられますけど、部課長の話でも「坂上さん、あんたの話はごもーとですよ」という人がだいたいおられますよ。そういうことをあえて好んで市長がやっていくのがおかしい。だから、はっきりして下さいよ。そんな答弁ではわしは引き下がれん。

火葬場の問題にしても、諸般の事情だけでは納得いきません。今後、どうしていくんか、その姿勢をただしたいと思うんです。もっと誰が聞いてもごもーともであるというご答弁を願いたいと思います。

○ 議長(目淵博治君) 坂上議員、3人に限定してですか。もーと事情に精通した部課長やたらいきませんか。

○ 29番(坂上国治君) これは最高責任者がいろいろ指示してやってることでもあり、特にこの駐車場問題については、和泉市長であり、開発協会の理事長である市長にただしたいんです。

それと火葬場問題については、やはり担当の助役さんがおられるんで、私は担当の助役さんから聞きたい。なにも部課長さんが頼りないというんじゃない。最高責任者として責任があるわけです。だから、部課長よりも、部課長を指揮してるんやからよりわかってないかん。部課長さんに使ってもらはんやったら、助役という肩書きはもーたいのうなってくる。せやから、その3人の市長、助役の中で答弁してほしいと思うんです。

○ 助役(藤田利君) ただいまの坂上議員さんのご指摘ごもーともでございます。火葬場の件

について、本日まで延引したことはまことに遺憾に存しております。私は先ほど、諸般の事情ということで非常にあいまいじゃないかということでございますが、引き延ばしというんじゃない、待っていただいたことについては、過般、直接坂上議員さんと本人にちよっと申し上げた理由でございます、ここで申し上げるのはちよっとご遠慮したい、かように存しておりますので、よろしくおくり取りいただきたい、かように存じます。

○ 29番(坂上国治君) その問題についてははっきりしてもらわんと、私は助役とそんな話はしてませんし、あんたらが勝手を言い分だけ言うてるだけである、そうでしょう。私はそうしなさいとか指示した覚えもなければ、そんな下手なこと言うてもろたら困りますぜ。あんたら、よく考えてみなさい。いずみ広報で各家庭に全部配った。そして商出して、「これから開店しますよ」とちらし出しといて、いつまでたっても開業せんやないかとなってくる。いったい市民にどれだけ迷惑かけてますね。あんた方、以前の問題については十分おわかりやないと思ひんです。それで部長、あんたがよくおわかりやと思ひますけど、柏議員、成田議員とわしらがあんたと交渉したときのことをもう一ぺん、思い浮かべてもろたらわかると思ひます。もう1カ月待ってくれと、せん頼みに行った。ところがそれはいかんという。せやから、急がば回れということもあるんやから、どんな事業をやるにしても、やはり円満に進んでいくことこそ大事やと、口がすうなるほど言うた。それにもかかわらず、強行突破して現在に至ってる。いまになって、おそらくあのとき、ああいう意見出してくれたんやけど、聞いていたらよかったなと思ひてると思ひます。それならそれなりにやはり反省してるんならええが、一ぺんも議員に報告せず、誰か謝ったことあるんか、平気な顔してるんや。広報に出したけれども、こうこうや言うて一ぺんも謝ったことがあるんかいな。当然、これは市民にも謝るべきであり、まず議会にもそのぐらいの言葉があつてしかるべきやと思ひんです。それがなんにもなされてない。せやから、そんな頼りないことやなく、同じこと何ぺんも言わさんと、私も実際、声枯れてるんやさかい、はっきりとこの2点の問題について、納得のできる答弁をして下さいよ。私は無理言うてないつもりですよ。あんた方、自分の身に振り返って物事を進めていったらようわかると思ひます。土地を買うのにあんた方、そんなことしますか。自分が買うんやったら、そんなことしまへんやろう。行政なら許されると思ひてる、市民の血税やから、われわれの腹痛まんからやるというふうにしか解釈できませんよ。しかしそれでは困ると言うんです。それでは10万市民の代表として、こうして市民から支持されて市会議員として出してもろうてる顔は丸つぶれです。せやから、方法を考えていただいて、もつと市民に聞かれても恥しくないような理由を付けてほしいと思ひます。

○ 議長(貝淵博治君) 池田君。

- 10番(池田信幸君) 先ほどの助役の答弁の中で、今回の火葬場の問題で議会が今日まで延びたという発言があったが、事実なのかどうか、確認をしておきたい。もしそうであるとするならば、理事者側から説明されております内容では、議会は納得しえないということ。なおかつ、ある議員さんにだけは説明申し上げておるので、ひとつ腹の中で十分……というような説明だけではどうにも納得しえない。そのところを理事者側にはっきりさせてもらうよう、ご指示をお願いします。
- 議長(貝淵博治君) 藤田助役はそんな意味で言うたんと違うんやろう。
- 助役(藤田利君) 本会議でその理由をはっきりせよということについて、ちょっと私、申し上げるのを差し控えたいと思います。
- 10番(池田信幸君) 私の聞きたい第1点目は、火葬場の問題で議会が今日まで延びたと言われたので、そうなのかどうか確認したいということです。その確認がとれたら、今日の説明では納得できんということです。2点目だけ先に答えておられるけど。
- 助役(藤田利君) 私、本日の本会議と火葬場との関係はないと存じております。
- 10番(池田信幸君) なくて発言されたんですか。取り消しですか、はっきりして下さいよ。
- 助役(藤田利君) 誤解を招くようなことを申し上げてすみません。取り消します。
- 議長(貝淵博治君) 市長、火葬場問題はそれですんだとしても、開発協会理事長としての見解を明らかにして下さい。
- 市長(藤木秀夫君) 同じ人間が市長であり、理事長であるというところに非常にむずかしさがございます。しかし市で用地課を設置して先行取得はできませんので、先ほど、隠れみのとか言われましたが、そういうことじゃなく、先行取得をする方法として1番適当であるということでございます。坂上議員さんのお説ごもっともでございますが、職員があそこに別居してやっておるところに問題点がありまして、市から給料払うんならばなんでもございせんけれども、そこに法人組織としての許可を取ってある関係上、かようなことに相なるわけでございますので、その点右から出るか、左から出るか、同じことであるということをご理解賜りたいと存ずるわけでございます。
- 29番(坂上国治君) 右から出るとか、左から出るとか、これは市民に聞かれてもごもっともという線に持って行ってほしいと言ってるんです。いまの段階ではどうもおかしいと思うんです。こんなことばかりに時間取ってもなんですから、開発協会の問題については、理事の方もおられるしのちのち、もう一ぺん検討していただいて、なんとかできることならば善処してほしいと思います。

それと火葬場の問題、これは先ほど部長にもお聞きしたんですけど、このままではすまされませんよ。なにかの形で議会のほうへもはっきりした報告をしてもらわんと、ただ単にそんな頼りないかっこの報告では意味をなさんと思うんです。私たちは常にそういうことを申し上げてきて、こんな事態が起こらんようにと心配のあまりにやってきた。ところがそれを認められなかった。そして現在に至ってる。そうなってくると知らん顔して放ったらかしにしてある。理事者の責任重大ですよ。これは十分答弁できんのは無理はないと思う、おそらくできんと思いますよ。しからは今後、どのようにしてこれを知らせるのか。新聞みてほとんどの人がわかってると思いますが、内容については十分わからんわけです。せやから、理事者の努力が足らんというほかにないんです。理事者の力が足りなかった。だから、もうちよっと物事の交渉に当たるときには慎重に考えて交渉してもらわんと、ただいたずらに、しゃべってるだけではあかんと思うんです。せやけど、これはなんほ言うてもあんたら、土性骨入らへん。わしの言い方悪いけど、なんほ言うたかてあかんね。言うのばからしくなってくるぐらいや。

せやから、大きな汚点残して、今後どうしようというんか。やはり観音寺のほうの解決もせないかん。いろいろ考えたら、ぞっとするほど問題が大きいんですよ。ただ単に歌を歌うてるだけでは非常に困った問題だと思ひます。大きな金入れて、金入れるまでであればどういふ方法も講じられた。ところが現在、金入れてしまひて四苦八苦してる。どうしてもあれが使えんとなれば、誰かが弁償してどこかへ建ててもらわなかん。市民に2重の負担はかけられん。その責任をとってくれますか。どこか文句のないところに持っていきますと云ひやたらね。ただ単に延び延びに引張って、次の1年がきた時点が解決がつかなくなったらどうするんですか。金の利子も払わなかん、元金も返さなかんとなってきたらどないするんですか。せやから、その地区の住民との話し合いを十分せないかんという、朝からの問題でも同じことですよ。だから、くどくど言うてる。今後、どういふ方法で前向きな姿勢で進んでいくんかというのを具体的に、はっきりと答弁してもらわんと、どうもいままでしてもろた答弁では納得できん。まだ市のほうから異議の申し立てをして、なんほかかってもええというお考えかわかりませんが、こいふ問題は、やはりできるだけ早い時点で、なにかの方法でやらんと實際、市民がたまったもんやないです。いろいろこれに関連して、幸地区の火葬場等も相当痛んでるわけです。だから、この日時が延びるんであれば、ひとつあれの建築もやってもらわなかんといふこともあり、一方、観音寺においては、もう契約の時期が過ぎてんやから早いこと取れといふこともあり、いろいろあっちこっちに關係を及ぼしてくるんですから、その点、十分慎重にお考えになってひとつ善処してもらわんと、いままでのような答弁では困ります。はっきりして下さいよ。

○ 議長(貝淵博治君) 市長、その答弁でけへんのんかいな。異議申請というのは期限があって、それで仮処分決定の時点で14日以内とか、20日以内ということがあるはずや。だから上代町の人たちに挑戦的にやったんじゃないか、しなければいけない時間切れがきてはいけなから異議申請を出したんじゃないんですか。

それと並行して地元上代町の人たちと地道に相談していきこうということだろうと思うんです。そういうことをなぜ言えないのかどうか。仮処分というのは、裁判で負けた、勝ったんじゃないか、相撲とって水が入ったんだ。その1年間にすみやかに示談解決して、円満な操業をしていきなさいというのが仮処分決定やと思う。これを3人もがん首並べてなぜ答弁できないのか。鋭意、上代町の人たちと努力してないの、してるんでしょ。

○ 28番(藤原要馬君) 関連です。ちょっとお聞きしたいのですが、今日の時点にきて火葬場問題をやかましく言ってるのはおかしいと思う。たしか2月6日の産衛委員会で申し上げたが、やはり地元の賛成者、反対者もあるということです。反対者には十分説明もし、納得もしてもらえるような形でやりなさいと言った。市長さんが何回行かれましたかと言ったら、1回も行ってない。それでは困るんじゃないか。やはり市長が再三行ってPRもしなければいけないし、納得するお話しなければいけない。助役さんが行くということでしたが、その後、市長さんが地元とどうい話し合いをしてるんか。裁判だけで解決付けるんだということではいけないと思うんです。議長が言われたように、2週間かの期限があり、それが切れたら他の市民さんに申しわけないからやったんだという、それが出てあるけれども、地元の人と円満解決できるような対策を講じてるかということです。それをやられてないがために、地元の人らも再三、おみえになってるんだと思う。それで今日の坂上議員さんの質問が出てきたと思う。それに対する答弁ができないのはそこにある。あんたらが日参のように地元話し合いに行きお願いに行ってるんだしたら、いかにここに満員の傍聴がきても堂々と答弁できる。言えないのはなぜか。地元もあえてどこまでも反対する意思もないだろうと思うんです。だから、信太幸の多くの方が高い葬式を出さなければならぬ、市民平等の権利を犯してるから、一様にえん墓地、火葬場をつくってやろうとしたんでしょ。だから、議会がこぞってやらなければいけないと押し進めてきた。当初、私が議長のとときには辻林議員も墓地委員であったが、絶対賛成であった。これは議事録みたらわかる。絶対、反対はしておりません。しかし理事者があまりもたもたして、地元の人に納得するような回答をしたいから、こういう結果をきたしたわけです。そうでしょう。

だから、その前の結果は市長は知ってるんですから、12月に当選したら、ただちに地元の方々に会ってPRをすると同時に、今後の対策を話し合いしておくべきだと委員会で言うた。

その後、地元で市長さんが何回行かれ、地元民とお話し合いしたんか、ひとつ合わせてご答弁願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご指摘の面につきましては私は言っておりませんけれども、藤田助役を通じて数回、全責任をもっていろいろと交渉を続けながらも、一方、また停止されてる面については、その期間内に手続きをしてるということで、その後、非常に皆さんにはっきりしたご回答を申し上げられることができえませんでしたならば、非常に私としてもお話しやすいでありますけれども、向こうさんの代表者と会うようにはなっておりますけれども、現在、4項目出されておりますが、1項目は至難な問題で、他に移転という問題が1番焦点になっており、それで行き詰ってるようなことでして、近く話し合ひて円満な解決を付けたい、かように思ってるわけでございますので、今日、皆さんにご報告申し上げられなかったことは遺憾ではございますが、ご理解賜りたいと思います。

○ 28番（藤原要馬君） 市長さん、あなたの言われることは筋通らんと思ひ。あなたは担当の助役さんをやっているんだと言われるが、最後の段階、最終の責任においては、助役でそれができるかということです。地元の人も納得できるかということです。やはり市長から承っていたことに対して交渉はできるでしょうけれども、そこに違った話し合いの結果が出た場合、即答できないでしょう。市長はそれができる。それがために地元の人、われわれも、市民も市長を信頼し、頼りにする。だから、地元の要求にもとづいて行くんじゃないか。反対してる市民も市長の子供ですから、親切に話し合いもし、納得もしてもらい形にせないかんと思ひ。産衛の委員会でも何回も申し上げてる。にもかかわらず、今日まで1回も行っていない。助役をやったらいんだということでは、地元も納得できんでしょう。就任あいさつだけでも行かないかんのに一べんも行ってない。でんな人でも怒る。今朝の問題もそうでしょう。皆が寄って話し合いもするなれば納得もしてくれる。せやから、むずかしい問題なればなおさら、日参してお願いし、話し合いするなれば、人間ですから、なんかの形はすでに現われてるんじゃないか。すでにご当選されてから半年がこよというのに、一べんも行ってないというのはちよっとむずかしい。いま、坂上議員さんがどういふ方法で解決するんかただしておられますが、ちよっと回答できんと思ひ。傍聴の人がきておるが、その中ではちよっと明確な回答はできますか、どうですか。時間たつばっかりやから。

○ 議長（貝淵博治君） いままでの出来の悪さをお詫びして、今後、鋭意それに向かつて地元と折衝し、努力していくと言って下さい。

○ 市長（藤木秀夫君） 火葬場の問題につきまして、今日までご指摘の点につきましては、幾

重にもお詫び申し上げるしだいでございます。今後、1日も早く地元に出向きまして、なんとか善処いたしたい、かように考えておりますので、どうぞその点よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 直村君。

○ 20番（直村静二君） 確認したいけど、契約のときにも、少なくとも、地元の賛成同意があつてすべきだと申し上げた。同時に3月の予算市会のときにも、藤田助役は、あすからでも話し合いができるんやないかと言つておいて同時に祭壇の条例も提案されておつた。私は実現の可能性はないんじゃないかと思った。その後、先ほどの各議員から質問が出てお詫びするといふ。その後の問題として私がお聞きしたいのは、異議申し立てをしたことについて、あんたら3人に対して坂上議員から質問が出たのに、あんたら、答弁ようせなんだ、代りに議長がやった。裁判での勝ち負けやない、1年間の操業停止、その間、地元と話し合いして円満に解決するとね。全く自主性がない。その判決、判例が話し合いせよということなんでしょう。それを異議申し立てをするとはどういうことですか。私に言わせると、1年間も長いよって、早く使用させてくれということなのか。それともいや、住民の言うてゐることは無茶苦茶や。市としてはメンツ上、そんなことできんから敵が心持つてやるんか。

そうすると、円満に話し合いするという確認をさせてもらつてひとつお聞きしたいのは、私のほうへ連絡がある。早いこと上代町の火葬場を使用させてくれという署名が行なわれている。観音寺の方も、南池田方面からも連絡がありますが、それについてはどうなのか。つまり町会単位なのか。それについて、まずはっきりして下さい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 助役（藤田利君） 嘆願書が出てゐることは事実でございます。これは町内会長から出ております。これは連合町内会長さんあたりが、早く火葬場を使わさんとぐあひ悪いんじゃないかといふことで、市長あてにお叱りを受けるような要望書といふか、嘆願書ですか、そういうものが出ております。

○ 20番（直村静二君） その嘆願の取り扱ひをどうするのか。市民にみせて、こんなになつてゐるというのか、それとも裁判所のほうに出すのか。

○ 助役（藤田利君） いまのところは、裁判使に出すとか、どうかの決定はいたしておりませんけれども、いずれ、この嘆願書をいかに処理するかは、議会が終わつたあとでじっくりと相談してみたいと存じております。

○ 20番（直村静二君） 文面について、読み上げてくれますか。それともあとでコピーでいただきたいと思うのですが。

○ 助役（藤田利君） そのことについては、後刻、市長とよく相談したうえでご回答申し上げます。

ます。

○ 20番(直村静二君) 少なくとも、判決、判例を正しく受け止めるなれば、なんとか地元に行つて早く納得してもらい操業開始するとか、異議申し立てすること自身間違つてる。工事請負の段階で、地元の納得を得られん間に出したということが判決に出たわけでしょう。それを正しく受け止めず異議申し立て、しかも一方で円満解決と言いなからね。私は少なくとも、連合町会長あたりから嘆願書が出てくるなんでもってのほかかだと思う。というのは、どの町会でも火葬場は皆断わる。また同時に町会同士対立するんじゃないかと恐れてる。町会の関係で国府、山手は集まるかもわからんが、信太方面は集まらん、どうなんですか。信太校区対全町会の対決になって、今後、市政運営上ゆゆしい結果が出る。異議申し立てして嘆願書が出る、けーごうやなど、そんなことでは絶対いかん。かって、リコール運動やつたときに、署名取りにきて生コンクリートどうとかいり前歴がある。そういう動きがあれば、むしろ止めるべきだ。住民の福祉の基本だと思う。

○ 議長(貝淵博治君) だから、いままでのやり方を是正してやりますと言うてるから、それで了解したって下さい。

○ 20番(直村静二君) お詫びいたしました。先ほどの答弁では、移転ということはむずかしい。そうすると私が聞きたいのは、都市計画の問題として、あそこは市街化区域だと思ふ。鶴山台団地も入ってきてるから、未来永久にそのままいくんか。その場合都市計画の運営上の問題として、大みえ切つて、永久におるといふ考えか。結局、人家がふえてくる。あなた、動かせへんと言つても、国の施策やらで、動かさざるをえん場合がある。そういう点を十分考慮して納得のいく体制をとるべきだ。いまさら、異議申し立てをしておるから取り下げろとは言いませんが、将来の都市計画上の問題から、移転は全然関係ないという顔をしないで、将来移転の可能性はありうるんかどうか。その点を考慮してもらわんとね。

○ 市長(藤木秀夫君) 先ほど申し上げましたように、移転の問題につきましては、現在ではなんにも考えておりません。その点どうかご理解賜りたいと思います。

○ 20番(直村静二君) 将来の都市計画から考慮に入れるんか、入れないのか。現在は考えてないでしょう。いまさら、すぐ明日といふわけにいかんでしょ。

○ 26番(成田秀益君) いま、直村議員さんのおっしゃつた、法律なり、状況が変わつてきたら、それでもあかんのかというお話、あの要求の中では、たしか、いま取れと書いてなかつたように私も記憶してるんです。できるだけ早期に、近い将来に、ということだったら、それやこれやとの関連から、直村氏がおっしゃつたことも含めて考慮していただきたい。

それと仮処分異議申し立てを裁判所へ申請しておりますが、そういうものも一応、話し合い

の中で取り下げ、都市計画上とか、いろんなことから、一応、よく話し合っていたので、その決意があるのか、ないのか。絶対あきらめねんということやたら話にならんが。

- 議長（貝淵博治君） だから、いま成田さんが言われたことも踏まえて、地元にいままで行かなかったけど、これから行って地道に話をするということでご了解願います。

他に質疑、ご意見ないものと認め、報告を終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第 15. 「同和対策特別委員会設置並びに委員選任について」を議題といたします。

議会議案第 3 号

同和対策特別委員会設置並びに委員選任について

本市議会は、同和対策特別委員会を設置し、その委員を下記のとおり選任するものとする。

昭和 47 年 5 月 19 日提出

和泉市議会議長 貝 淵 博 治

記

松尾千代一	木下甲子三	藤原要馬	竹下義章
池辺秀夫	三井正光	金沢勝	勝部津喜枝

- 議長（貝淵博治君） 本件につきましては、先日来より種々ご検討をいただき、十分ご了解を賜っておりますので、委員会を設置のうえ、はなはだ借越ですが、私より選任させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって委員の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

松尾千代一議員さん、木下甲子三議員さん、藤原要馬議員さん、竹下義章議員さん、池返秀夫議員さん、三井正光議員さん、金沢勝議員さん、勝部律喜枝議員さん。

以上でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、報告どおり選任することに決めます。特別委員の皆さんにはまことにご苦勞ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 日程第16、「PCB汚染に関する要望決議」についてを議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第2号

PCB汚染に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和47年5月19日提出

和泉市議会議員

松	尾	千代	一
三	井	正	光
井	上	平	兵衛
上	代	卯	之松
田	中	幸	一
坂	上	国	治郎
依	田	七	幸
池	田	信	二
直	村	静	

PCB汚染に関する要望決議

カネミ油症事件で、有害環境汚染物質として注目されるようになったPCBが、大阪府衛生部の調査で魚介類・卵・牛乳・野菜類・母乳などから検出されたことが、3月16日発表されました。

とくに大阪府下15人の母親の母乳から0.1～0.7PPMという、西ドイツの最高濃度0.103PPMなど諸外国の例にもない高い濃度のPCBが検出されたことや、日常の食生活に欠かせないものからも検出されたことは、大きな不安とショックをあたえています。

これは、カネミ油症事件であれだけ毒性が指摘されてきたにもかかわらず、ほとんど調査・分析・研究がされておらず、またこれをよいことに企業がどんどん使用しています。

厚生省と環境庁に対して

- ① 健康被害や生活環境汚染のおそれのあるPCBの製造・販売・使用全面禁止と安全な代替品の開発。
- ② 人体にあたえた影響調査。
- ③ 安全基準の設定。
- ④ すでに汚染しているPCB除却技術の研究。

本市議会は、上記4項目について要望するものである。

以上決議する。

昭和47年5月19日

和 泉 市 議 会

○ 議長（貝淵博治君） 本決議案についてご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり決議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって決議第2号を決定いたします。

- 議長（貝淵博治君）次に日程第17「地方財政危機打開についての意見書」についてを議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見書第1号

地方財政危機打開についての意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和47年5月19日提出

和泉市議会議員

松	尾	千代	一
三	井	正	光
井	上	平	兵衛
上	代	卯	之松
田	中	幸	一
坂	上	国	治
依	田	七	郎
池	田	信	幸
直	村	静	二

地方財政危機打開についての意見書

1. 地方財政法第2条第2項の趣旨にもとづき超過負担を解消し、小中学校建設、保育所建設と同運営費、国民健康保険事業、住宅建設、下水道建設にたいする国庫補助単価と補助率を人口急増地域である本市の実状に適合するよう大巾に改めること。

2. 当面65才以上の老人医療費の公費実施の国庫負担金制度所得制限のない給付制度を大巾に拡充し、実施時期を繰上げること。
3. 上水道事業、公立病院事業に関する法令を改め、国の大巾な国庫補助制度を実施すること。
4. 当面地方交付税、交付金総額を国税三税の40%にふやし、合理的な配分を行うこと。
5. 地方債制度を民主的に改善し、地方債の許可制を廃止し、政府資金の大巾増額、元利金の一時たな上げや利子補給などの応急措置を行うこと。
6. 「同対審」の完全実施のための国庫補助を大巾に上げること。
7. 国会に地方財政委員会を設け、地方自治体財政の実状が正しく国の施策に反映されるよう制度的保障を確立すること。

以上地方自治法第2条第2項にもとづいて、本市議会は意見書を提出する。

昭和47年5月19日

和 泉 市 議 会

- 議長(貝淵博治君) 本意見書案についてご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にご意見ないものと認め、これを終わります。

- おはかりいたします。本件を原案どおり決議するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって意見書第1号を決定いたします。

-
- 議長(貝淵博治君) 次に日程第18. 「通学路安全保持に関する請願書」についてを議題といたします。

請願書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

通学路安全保持に関する請願書

肥子町子供を守る会

紹介議員

藤原 要馬 (印)

坂上 国治 (印)

井上 平兵衛 (印)

直村 静二 (印)

勝部 津喜枝 (印)

私たち母親は、子供たちを学校や幼稚園へ送り出した後、元気な顔で帰宅するまで心にかかるのは交通事故のことです。

昨年和泉市で起った交通事故の死者は9人でしたが、今年1月中にもう6人もの死者を出しています。自動車はますます増え、歩行者は小さくなって歩かねばなりません。阪和線の踏切事故も絶えません。1月には4才の子供が亡くなりました。又耳の遠い老人が信号ベルが聞えず踏切に入り亡くなったことがありました。

特に私たちの家からの通学、通園路は、阪和線踏切、バス通り（泉大津一河内長野線）13号線との交叉点など危い所を行かねばならないのですが、バス通りには路上駐車が多く道のまん中は自動車が走るし、自転車、うば車、歩行者は全くかえりみられない状態です。

私たちはこれ以上交通事故の犠牲者を出さず安心して通学通園買物に行ける様、さし当り次のことがらを実現するため、次のことがらを御検討の上よろしく御願いたします。

○実現させたいことがら

1. 阪和線、和泉府中駅南一番、南二番踏切に踏切警手をおいてほしいこと。
2. 泉州織物工業協同組合前から、国府校、国府幼稚園への道に歩道を作り13号線との交叉

点に登下校時、指導員をおいてほしいこと。(又は歩道橋をつけて下さい。)

昭和47年5月19日

和泉市議会議長

貝 淵 博 治 殿

代表者 和泉市肥子町2丁目5-4

辻 知 恵 子

和泉市肥子町1丁目6-13

久 米 美 晴

- 議長(貝淵博治君) 請願書の趣旨説明を願います。
- 28番(藤原要馬君) 内容をご覧のとおりでありますので、よろしく願ひいたします。
- 議長(貝淵博治君) おはかりいたします。本請願書については、十分研究、検討願うことが必要かと思っておりますので、所管の交通公害対策委員会に付託し、閉会後も継続審議をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。それでは本件を所管の交通公害対策委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはまことにご苦勞ですが、よろしく願ひ申し上げます。

-
- 議長(貝淵博治君) 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件に全部終わりました。この際、おはかりいたします。本臨時会は本日をもって閉会したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。それでは以上をもちまして閉会することに決めます。

- 議長（貝淵博治君） この際、市長のあいさつを許します。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本年第3回臨時会に際しましては、一般会計補正予算をはじめ諸議案をご提案申し上げましたところ、議員の皆様方にはご繁忙のおりにもかかわらず、慎重ご審議を賜わり、ご決議ご承認いただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお一部不手際があり、たいへんご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、かようなことのないよう十分注意いたします。

本日の議案審議の中におきましてご指摘されました事項、またご意見なり、ご要望に対しましては、皆様方のご意見を帶し、職務に専念する所存でございます。

またただいまご決定賜りました同和対策特別委員の皆様方には、今後ともどうぞよろしくご指導、ご協力をお願い申し上げます、簡単でございますが、御礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

（議長あいさつ）

- 議長（貝淵博治君） まことに長時間慎重ご審議を賜わり、ここに全議案を終了できましたことに対しまして、議長として衷心より厚く御礼申し上げるしだいでございます。

本臨時会を通じて特に感じましたことは、撤回しなければならないような検討不十分の議案を提出しようとした理事者の不手際はあまりにも不勉強であり、信念に乏しい点が多々うかがわれたと思います。今後は絶対、さようなことのないよう、事前に十分余裕をもって検討を加え、かかることのないよう反省を促すものであります。

なお議案審議を通じて指摘された点を肝に銘じ、議会運営に支障のないよう、確固たる信念をもって議会に臨まれることをこの際、特に要望いたしまして、一言、ごあいさついたします。長時間まことにありがとうございました。（拍手）

（午後7時20分閉会）

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

